

平成25年第4回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（12月6日）	頁
1. 議事日程	10
2. 出席議員氏名	11
3. 欠席議員氏名	11
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	11
5. 議会事務局職員出席者	11
6. 開 会・開 議	12
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	12
8. 日程第2 会期の決定	12
9. 日程第3 報告	12
10. 日程第4 認定第1号 平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	12
11. 日程第5 認定第2号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	22
12. 日程第6 認定第3号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	22
13. 日程第7 認定第4号 平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	22
14. 日程第8 認定第5号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	22
15. 日程第9 認定第6号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	22
16. 日程第10 認定第7号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	22
17. 日程第11 認定第8号 平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	22
18. 日程第12 議案第57号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定 について	30
19. 日程第13 議案第58号 大隅曾於地区消防組規約の変更について	31
20. 日程第14 議案第59号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	31
21. 日程第15 議案第60号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	31
22. 日程第16 議案第61号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について	34
23. 日程第17 議案第62号 通山青少年館の指定管理者の指定について	34
24. 日程第18 議案第63号 原田青少年館の指定管理者の指定について	34

25. 日程第19	議案第64号	山重青少年館の指定管理者の指定について……………	35
26. 日程第20	議案第65号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について……………	35
27. 日程第21	議案第66号	有明青少年館の指定管理者の指定について……………	35
28. 日程第22	議案第67号	野神青少年館の指定管理者の指定について……………	35
29. 日程第23	議案第68号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	37
30. 日程第24	議案第69号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）……………	39
31. 日程第25	議案第70号	平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）……	45
32. 日程第26	議案第71号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）…	45
33. 日程第27	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	46
34.	散 会……………		47

## 第2号（12月9日）

1.	議事日程……………	48
2.	出席議員氏名……………	49
3.	欠席議員氏名……………	49
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	49
5.	議会事務局職員出席者……………	49
6.	開 議……………	50
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	50
8.	日程第2 一般質問……………	50
	西江園 明……………	50
	毛野 了……………	67
	小野 広嗣……………	77
	鶴迫 京子……………	101
9.	散 会……………	110

## 第3号（12月10日）

1.	議事日程……………	111
2.	出席議員氏名……………	112
3.	欠席議員氏名……………	112
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	112
5.	議会事務局職員出席者……………	112
6.	開 議……………	113
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	113
8.	日程第2 一般質問……………	113

小園 義行	113
9. 散 会	135

第4号（12月20日）

1. 議事日程	136
2. 出席議員氏名	137
3. 欠席議員氏名	137
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	137
5. 議会事務局職員出席者	137
6. 開 議	138
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	138
8. 日程第2 報告	138
9. 日程第3 議案第57号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定 について	138
10. 日程第4 議案第59号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	139
11. 日程第5 議案第60号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	139
12. 日程第6 議案第61号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について	141
13. 日程第7 議案第62号 通山青少年館の指定管理者の指定について	141
14. 日程第8 議案第63号 原田青少年館の指定管理者の指定について	141
15. 日程第9 議案第64号 山重青少年館の指定管理者の指定について	141
16. 日程第10 議案第65号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について	141
17. 日程第11 議案第66号 有明青少年館の指定管理者の指定について	141
18. 日程第12 議案第67号 野神青少年館の指定管理者の指定について	141
19. 日程第13 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて	144
20. 日程第14 議案第69号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	145
21. 日程第15 議案第70号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	152
22. 日程第16 議案第71号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	153
23. 日程第17 発議第10号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい て	154
24. 日程第18 発議第11号 志布志市議会基本条例の制定について	155
25. 日程第19 発議第12号 振り込め詐欺撲滅に関する決議について	157
26. 日程第20 議員派遣の決定	159
27. 日程第21 閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長）	159
28. 日程第22 閉会中の継続調査申し出について	

	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) .....	159
29. 閉 会.....		160

平成25年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月6日	金	本会議	開会 会期の決定 24年度決算関係（委員長報告・採決） 議案上程
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	本会議	一般質問
10日	火	本会議	一般質問
11日	水	委員会	各常任委員会
12日	木	休 会	
13日	金	休 会	
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	
17日	火	休 会	
18日	水	休 会	
19日	木	休 会	
20日	金	本会議	委員長報告・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第57号	志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	大隅曾於地区消防組合規約の変更について
議案第59号	志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
議案第60号	有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
議案第61号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
議案第62号	通山青少年館の指定管理者の指定について
議案第63号	原田青少年館の指定管理者の指定について
議案第64号	山重青少年館の指定管理者の指定について
議案第65号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について
議案第66号	有明青少年館の指定管理者の指定について
議案第67号	野神青少年館の指定管理者の指定について
議案第68号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第69号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
議案第70号	平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第71号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
発議第10号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発議第11号	志布志市議会基本条例の制定について
発議第12号	振り込め詐欺撲滅に関する決議について
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長）	
閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	

### 3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 西江園 明	1 政治姿勢について	(1) 市長選挙に本田市長を含め数名が立候補を表明しているが、これまでの市政運営を含め、この状況をどう考えるか。	市 長
	2 本庁舎移転について	(1) 志布志市の本庁を志布志町に移転する考えはないか。	市 長
	3 指定管理者との協定（契約）の在り方について	(1) 指定管理者制度となって、どのような効果があったか。 (2) 指定管理料の額の決め方について問う。 (3) 指定管理の相手がNPOとなったことにより、行政の関与は、昨年度までと、どのように変わったのか。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
	4 市道改良の進捗状況について	(1) 六月坂・安良線道路改良工事の裁判の状況について問う。 (2) 判決後の工事の見込みについて問う。 (3) 水ヶ迫線道路改良工事の進捗状況について問う。 (4) 水ヶ迫線道路改良工事に伴う避難路の設置について問う。	市 長 市 長 市 長 市 長
2 毛野 了	1 農業振興の施策について	(1) 耕作放棄地解消の取り組みの現状と対応策を問う。	市 長
	2 畜産対策について	(1) 家畜伝染病の対応と対策について問う。	市 長
	3 道路行政について	(1) 県道塗木大隅線、柿ノ木志布志線の現状と今後の見込みについて問う。 (2) 市道町原・弓場ヶ尾線の現状と今後の見込みについて問う。	市 長 市 長
	4 社会体育施設整備について	(1) 武道館の現状と整備について問う。	教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2毛野 了	5 産業振興と企業誘致について	(1) 市所有の遊休地を活用した企業誘致を図る考えはないか。	市 長
3小野 広嗣	1 詐欺被害防止対策について	(1) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の認知件数は増加傾向にあり、その手口はますます巧妙になってきている。今後の更なる対策強化のためにも、警察・行政・地域団体等、社会が一体となった詐欺撲滅の機運を醸成することが必要不可欠ではないか。	市 長
	2 保健行政について	(1) 今年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、レセプト（診療報酬明細）・健康診断情報等を活用し、意識づけ、保健事業、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成する「データヘルス計画」の策定が盛り込まれた。本市も積極的に導入に向けて検討すべきではないか。 (2) ジェネリック医薬品の周知については、本市でも取り組んでいるが、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、薬剤費の削減に大きな効果を得た先進自治体もある。本市のジェネリック医薬品の利用促進に向けた取り組みについて問う。	市 長  市 長
	3 教育行政について	(1) 中学校の統合により平成26年4月から、志布志中学校・田之浦中学校・出水中学校がひとつになるが、統合校となる志布志中学校の現状に、児童・保護者の中にも不安が広がっている。学校・家庭・地域の連携をはじめとした青少年育成の在り方について問う。	教育委員長



質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 鶴迫京子	1 消防行政について	(1) 6月議会にて、女性消防団の設立について質問したが、その後の進捗状況を問う。	市長
		(2) 災害時や避難訓練における避難場所等について、苦情や意見はなかったか。また、今後の防災に対する考え方について問う。	市長
5 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 特定秘密保護法案についての認識を問う。	市長
		(2) 4年間の市政運営の総括をどうされて、次期市長選挙にのぞむ考えか。	市長
		(3) 本庁移転の見直しはどうか。	市長
	2 嘱託職員の待遇改善について	(1) 一時金支給制度や正職員と同じように夏季休暇の実施等、考えを問う。	市長
	3 経済対策について	(1) 住宅リフォーム助成事業を継続して取り組む考えはないか。あわせて店舗型リフォーム助成事業は考えられないか。	市長
	4 児童福祉について	(1) 子ども医療費助成事業を高校卒業まで拡げる考えはないか。	市長 教育委員長
5 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金制度を見直し、75才以上のすべての人に支給する考えはないか。	市長	
6 学校教育について	(1) 就学援助の対象範囲が拡大されたことに伴い、準要保護児童・生徒にも拡げる考えはないか。	市長 教育委員長	

## 平成25年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成25年12月6日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第57号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第58号 大隅曾於地区消防組規約の変更について
- 日程第14 議案第59号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第60号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第61号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第62号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第63号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第64号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第65号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第66号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第67号 野神青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第24 議案第69号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第70号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第71号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (22名)

1 番 平 野 栄 作	3 番 西江園 明
4 番 丸 山 一	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成25年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山 一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの15日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。

平成25年12月3日付けで、下平晴行議員から議員の辞職願が提出されましたので、同日付けで下平晴行議員の議員辞職を許可しましたので報告いたします。

議会基本条例等調査特別委員長から調査が終了した旨、報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第9号及び陳情第10号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第22期事業報告書及び収支決算書、第23期事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

#### 日程第4 認定第1号 平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第4、認定第1号、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました

認定第1号、平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、10月9日、10日、11日及び15日、16日の5日間にわたり、各課長・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

それでは審査順に従い、主な質疑と答弁を御報告申し上げます。

まず、農業委員会分について御報告申し上げます。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。昨年の選挙で定員22名に対して20名という定員割れの状況で、各機関からの選任8名を加えて28名体制であるが、定員割れとなった状況把握と業務への支障はないかとただしたところ、有明と志布志で1名ずつ定員割れが発生した。業務への支障はないとの答弁でありました。

3年に1回実施される研修が、委員会などでどう生かされているのかとただしたところ、改選の年に研修を行っている。平成21年12月の農地法改正等もあり、それに伴う先進地研修を実施した。日常の活動も含め改正点の一つである「活動の見える化」を進めたため、活動記録簿の提出をしてもらっているとの答弁でありました。

「活動の見える化」を進める上で、ホームページの活用は検討していないのかとただしたところ、県内の他自治体の委員会では公開している状況があるので、いつかは実施しなければならないと思うという答弁でありました。

以上で農業委員会分を終了し、次に、農政課分を御報告申し上げます。

農政課長の説明を受け、質疑に入りました。

アグリコミュニティ事業の内容とアクセス状況についてただしたところ、国の地域情報通信基盤整備事業を活用したシステムで、ほ場に定点カメラを設置し、作物の生育状況を一日3回撮影、また気象ロボットをほ場3か所に設置し、気温、湿度、地温を常時計測し、これらの情報をホームページに発信している。1日あたりに20から30件のアクセスがあるとの答弁でありました。

農業制度資金などへの利子補給をしているが、新規の貸し付けはあるのか。また、最近は金利が低いけど効果があるのかとただしたところ、新規貸付件数は農業近代化資金21件、スーパーL資金6件、市単独の農業振興資金4件である。制度をうまく活用すると農家は自己負担なしとなり、今後も必要であるとの答弁でありました。

以上で、農政課分を終了し、次に、畜産課分を御報告申し上げます。

畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

家畜排せつ物法が施行され10年ほど経過する。施設整備をしなくてはならない農家がどのくらいあるのかとただしたところ、肉用牛対象農家191軒中、簡易対応が13軒である。現在、牛舎の整備等の事業を行っているが、増頭になり10頭を超える農家もあり、堆肥舎整備事業を設けているとの答弁でありました。

オレイン酸測定器を導入しているが、1台で足りているのか、また、利用状況はどうかとただしたところ、利用については、市内の肥育農家で構成するブランド協議会の牛が出荷されたとき

に、近隣のサンキョーミートと南九州畜産興業にて枝肉の測定を行っており、8月末で1,379頭の測定を行った。1台で対応できているとの答弁でありました。

以上で、畜産課分を終了し、次に、監査委員事務局分を御報告申し上げます。

監査事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

定例会で執行部側に監査委員が入り、一般質問など質疑を受けているところが出てきているが、研修とか委員会の中でそういった話が話題に上がったことはないかとただしたところ、研修は監査業務に関するものが主で、議会に対する出席などについての研修や議論はないとの答弁でありました。

以上で、監査委員事務局分を終了し、次に、議会事務局分を御報告申し上げます。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

委託料の議会中継放送業務300万円は、当初からこのように高額だったのかとただしたところ、当初は中継の時のテロップとカメラ操作を職員が行うという内容であったが、操作などは熟練された技術も必要で委託料に含めた方がよいということでこの金額になった。4回の定例会及び臨時会並びに中継後の再放送も含まれているとの答弁でありました。

以上で、議会事務局分を終了し、次に、生涯学習課分について御報告申し上げます。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

文化会館の駐車場拡張で今年度舗装の予定とあるが、何台収容できるのか。また全体の駐車スペースは何台になるのかとただしたところ、自主文化事業なので駐車場が不足し、現在、支所からのワゴン車による送迎を行っている。駐車場については文化会館下のゲートボール場付近の整備舗装を行って、駐車場を拡張するもので、約80台が駐車可能になる。全体では320台分が確保できるとの答弁でありました。

文化会館の使用料として約250万円の歳入があるが、保育園、幼稚園などの発表会などで発生するのか、また、どれくらいの負担となるのかとただしたところ、使用料は国・県・市主催の事業については免除である。公立の中学校や高校は免除であるが、私立の高校については有料となり、保育園も市直営は免除だが、民間保育園は使用料が発生する。また、負担額は保育園が約1週間程度の練習を含めて発表会などを行う場合は、約15万円程度の使用料が発生するとの答弁でありました。

文化会館の使用頻度は高く、やっちくふれあいセンターはそこまでない。利用者の振り分けの取り組みはできないのかとただしたところ、外部評価でもそのような指摘を受けたことがあり、教育委員会内でも協議しており、市内の施設の平均的な利用について、誘導できるものは実施していきたいとの答弁でありました。

青少年研修事業は、開始後20年を迎えようとしている事業であるが、定員5名に対して2名の参加である。募集方法等について、定員を確保しようという当局の強い思いが足りないことが、この結果につながったのではないかとただしたところ、この研修が1か月間の長期間にわたること、部活、学習などの関係で応募が少ないと考えている。散らしなど早期に配布し説明を行っており、

平成25年度からはホームページでの広報を行っており、更に参加者の増に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課分を終了し、次に、保健課分について御報告申し上げます。

保健課長から説明を受け、質疑に入りました。

予防費の補正額873万1,000円に対して、不用額が923万7,584円となっている。不用となった理由についてただしたところ、委託料と需用費の医薬材料費分の残である。委託料は4種混合予防接種で330件の見込みに対して92件の実績であった。また、子宮頸がんワクチン予防接種等の実績が上がらなかった。医薬材料費は、国が年度途中で改正した不活化ポリオ予防接種の残が主なものであるとの答弁にありました。

食の自立支援事業の問題点に、国の会計検査院指摘により自己負担額を増やしたとあるが、どういう問題があってこのような経緯になったのかとただしたところ、食材費・調理費の実費相当額は、利用者負担とすべきという指摘であった。個人負担はここ数年で400円がベースであったが、超過している状況であった。指摘を受けて見直しをして、500円という基準額を設定したとの答弁でありました。

曾於医師会は診療科目も少ないため利用者が少ない。夜間救急として曾於医師会病院の施設整備が急がれているとあるが、どのような打開策があるのか。また、地域医療の危機的状況を市民に周知していくことが必要ではないかとただしたところ、医師会としては循環器内科を早急に確保したいということで、医療確保対策協議会で鹿児島大学に県と同行し、確保に対する要望活動をする予定。市民の方々に現状をお知らせしながら、アンケートを今年度中に実施していく予定であるとの答弁でありました。

子宮頸がんワクチン接種事業で厚生労働省が勧告を行った副作用に関して事案はなかったのかとただしたところ、市内で1件、入院に至る事案が発生したが数日で回復し、現在は健康である。そのほかに保護者からの電話相談が数件あった。国から積極的に勧奨はするなということで、対象者には積極的に勧めないが、受けられるという文書を送付したとの答弁でありました。

健康教育事業のこころの相談会で専門家がアドバイスできる体制を整えば大きく変わるのではないかと思うが、内部での検討はしたのかとただしたところ、継続が必要な方には訪問を実施したり、また民生委員との相談も行っている。24年度は3回の相談会の開催であったが、25年度は3か月に1回専門職による相談会を設けることとしたとの答弁でありました。

以上で、保健課分を終了し、次に、情報管理課分について御報告申し上げます。

情報管理課長から説明を受け、質疑に入りました。

基幹統計調査事務で一般財源がマイナス表示となっているが、これでいいのかとただしたところ、統計調査費には総務費と基幹統計調査費があり、県支出金は人件費に充当が可能で、直接基幹統計調査費に組まなくても総務費でもいいという指導により充当したとの答弁でありました。

ホームページ広告の募集は、収入を増やすにはホームページも有効な活用方法であり、庁内横断的な職員の取り組みが必要ではないのかとただしたところ、広告募集はホームページと広報紙

に掲載し、情報管理課だけで取り扱っているが、今後は各課にも要請していきたいとの答弁でありました。

通信設備活用事業の問題点に一方的な情報発信でなく、市民自ら進んで設備を利用するサービスの提供が必要とあるが、どのようなものを想定しているのかとただしたところ、情報通信基盤の活用を進めるために、フリースポットというスマートフォンに対応した無料でインターネットができる場所を25年度試験的に3市庁舎及び街部の公民館、松山、有明の7か所設置予定である。移動可能なので災害時には力を発揮すると考えているとの答弁でありました。

以上で、情報管理課分を終了し、次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

耕地林務水産課長から説明を受け、質疑に入りました。志布志漁港振興補助事業の借入額全額返済は単年度分か、借入額の総額か、また、この決断は漁協の経営が厳しいからか、具体的な状況はとただしたところ、借入れ全額の総額である。職員数の減やボーナスの一部カットなど努力をしている。また、売り上げも年間1億円を切っている状況の中、放流事業として「トコブシ」や「なまこ」など努力されているとの答弁でありました。

漁協は、県や全国的な組織があり、お互いの債務保証等を行っているはずで、その点について検討後の返済補助ということかとただしたところ、債務保証は出なかったが、総体的な流れの中で十分検討した結果だと思ふとの答弁でありました。

間伐は森林組合が働きかけるのか。また、所有者の費用負担はとただしたところ、間伐推進は市も森林づくり推進員を配置して、除間伐の推進奨励に当たっている。市、森林組合が推進しており、森林整備地域活動支援交付金事業を活用すれば、個人負担はほとんどないとの答弁でありました。農業者の高齢化が進む中、農地水保全管理支払交付金事業が実施されているが、この事業は継続の予定があるのかとただしたところ、国庫補助事業であり平成24年度から始まった。28年度までの期間実施されるとの答弁でありました。

有害鳥獣駆除は猟友会が実施しているが、会員の高齢化や会員数の減も進んでいる。今後はどのように取り組んでいくのかとただしたところ、市が新たな組織をつくり、市役所職員がソフト的な支援、猟友会から30名程度が入ってもらい、現場の駆除、捕獲を専門的に行う流れを考えているとの答弁でありました。

以上で、耕地林務水産課分を終了し、次に、教育総務課及び学校教育課分を御報告申し上げます。

教育総務課長、学校教育課長から説明を受け、質疑に入りました。

防災教育の中で、学校の防災指針「10の防災指針」とはどういったものか。また、策定に当たっての文科省の指針があるのかとただしたところ、文部科学省の受託事業として津波型の実践的防災教育総合支援事業の指定を受け、避難訓練の在り方・津波対応訓練の実施など、登下校中の避難対応防災に対する職員の意思向上などを位置付けた。10の防災指針を定め、各学校と山重幼稚園に配布した。本市の実情を考慮し、市として独自の指針を定めたとの答弁でありました。

防災教育では、子供たちが自分の命を守るために主体的な行動ができるようにするため、不意・



無計画な訓練が必要と考えるがとただしたところ、小学校では1年から6年と発達段階に差があるので、事前周知しないと低学年がパニックを起こす。通山小などは訓練を積み重ね、事前周知をしない訓練となった。また、有明中でも事前周知せず訓練を実施しているとの答弁でありました。

耐震補強事業で、会計検査院からの返還命令の記事が掲載されていたが、本市では問題はなかったのかとただしたところ、21年、22年度の耐震補強は同一棟であれば耐震補強に組み込みが可能だったが、22年度以降は方針が変わり範囲が限定された。21、22年度実施した志布志中、松山中及び23年度以降実施した田之浦小などについても適正に処理されているとの答弁でありました。

奨学金の運営状況及び滞納者の状況、回収の見込みについてただしたところ、25年4月1日現在、未収額2,800万円、実数で213名である。電話等で催告しており、この半年間でかなり解消されている。回収が不可能なケースはないと認識しているとの答弁でありました。

以上で、教育総務課、学校教育課分を終了し、次に、港湾商工課分を御報告申し上げます。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

市商店街グルメ普及・拡大実施事業の実施団体と内容と成果についてただしたところ、商工会に委託して商店街のメニューPR、Show1グランプリなどのイベントへの出展を実施した。成果としては志布志黒豚三昧丼が準グランプリを獲得した。人件費が158万円、PRなどにかかる消耗品が94万2,000円の支出であったとの答弁でありました。

企業立地促進補助金交付事業では、新規の雇用者に対する補助金を交付しているが、交付期間と確認はどのようにして行っているのかとただしたところ、雇用に対する助成金は5名以上が条件となっている。1人12万円を3年間交付するものである。雇用促進は、完成後おおむね半年経ってから書類等の提出を求めている。雇用状況については、毎年、住民基本台帳で確認をしているとの答弁でありました。

スポーツ合宿など誘致事業は、24年度では県で3位であるが、1ランクダウンした原因はなにかとただしたところ、原因としては、鹿屋体育大学内に安くて利用できる合宿拠点が多数あり、施設整備も充実していることから体育大学利用が伸びたためである。ただし、合宿者などの実績は、さんふらわあの利用促進も併せて誘致を行っているので、関西からの人数を含め、団体数も増加しているとの答弁でありました。

魅力ある港、まちづくりといった観点から、豪華客船の寄港といった取り組みが必要ではないかとただしたところ、九州クルーズ振興協議会に入り誘致を行っており、来年3月に、ぱしふいっくびいなす号が寄港する予定になっているとの答弁でありました。

さんふらわあは、減価償却など様々な要因により経常黒字となっているが、新造船や航路継続も含めて今後の見通しはとただしたところ、志布志～大坂の航路は現在荷物も旅客も好調なので継続したいという意向である。また、新造船に関しては、現在の利用状況では収支などかなり難しいものが予想されるので、今後もさらに利用促進に行政も協力してほしいというお願いであったとの答弁でありました。

以上で、港湾商工課分を終了し、次に、総務課、選挙管理委員会分を御報告申し上げます。  
総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

広告収入に伴う広告募集は、それぞれの所管課が行っているが、庁内一体となった取り組みを行うべきではとただしたところ、23年度に比べ35万円の増収であるが、一般財源を節約していくためにも関係課と連携した取り組みにより、収入増を考えていくとの答弁でありました。

行政情報の伝達のためには、市民チャンネルへの加入者が増える必要があるが、行政側としてはどこまで関わっているのかとただしたところ、具体的な加入促進は実施していないが、今後情報管理課と協議したいとの答弁でありました。

費用弁償と謝礼金の考え方は統一しているのかとただしたところ、費用弁償は条例によりその額を定めている。謝礼金は財務課で基準をつくっており、その基準に基づき支払いを行っているとの答弁でありました。

消防車両等整備事業は、要望に対する充足率はどれくらいか、また、その他財源とは何かとただしたところ、要望に基づくものではなく、年次的に古いものから計画的に更新を行っている。特定財源は、起債であるとの答弁でありました。

事務事業外部評価の適用及び流れについてただしたところ、24年度で3回実施した。各所管課が行った事業評価を市民目線で再度評価してもらい、結果をもとに各所管課が対応についての結論を出し、行革本部会議で、今後の方向性を決めるとの答弁でありました。

南部消防署跡地の活用を希望する団体があるのか。また、複数あった場合の活用をどう考えているのかとただしたところ、通山公民館、防災関係のNPO法人、地元消防団からの要望がある。最終結論は出ていないが、それぞれの施設についての利活用については併用することを考えているとの答弁でありました。

以上で、総務課、選挙管理委員会分を終了し、次に、財務課分について御報告申し上げます。  
財務課長の説明を受けた後、質疑に入りました。

ゴルフ場利用税廃止の声があるが、今後の見込みをどう捉えているのかとただしたところ、前年度より12万7,060円の増額となっている。税関係が見直されることになるが、継続されていくという認識を持っているとの答弁でありました。

市有マイクロバスの今後の活用策について、どのように考えているのかとただしたところ、外部評価で民間バスを有効活用し、段階的に移行すべきとの意見もあり、総合的に検討し、対応していくとの答弁でありました。

経常収支比率が88.1%であり、審査意見書にも財政の硬直化の進行が懸念されるという指摘があるがどう考えているかとただしたところ、合併特例債返済増加や家屋全棟調査の開始に伴う物件費の増加と、基準財政収入額である市税収入の減によるものである。交付税減額を考慮すると必然的に上昇するため、下げるための方策を考えていくとの答弁でありました。

将来負担比率の77.5%は県内でも高い数値である、原因は何かとただしたところ、県内各地との違いは基金保有残高が少ないためである。若干は下がってきており、起債残高も年々減少して

いるとの答弁でありました。

定額資金運用基金運用状況に雑種地21.06㎡の減が示されているが、原因は何かとただしたところ、登記簿謄本と台帳面積に相違があり調査したところ、平成8年の土地交換分が台帳に残っていることが判明したので今回調整したとの答弁でありました。

市有地への太陽光発電に関する用地取得の相談はなかったのか。また、土地利用についての考えはどうかとただしたところ、企画政策課を通じて1万㎡以上の敷地の照会があったが、市の基金有地には条件に合う土地はなく、対応できなかった。基金有地は目的をもって購入されているため、取得目的以外の利用については現状では無理であるとの答弁でありました。

以上で、財務課分を終了し、次に、企画政策課分を御報告申し上げます。

企画政策課長の説明を受けた後、質疑に入りました。

人や高校への支援もブランド推進事業かとただしたところ、スポーツで活躍することは志布志のイメージアップにつながったと思う。各主務課との調整をブランド推進係で行っている。市長が市のPRとして始めた事業だが、24年度あたりから人・物に特化した取り組みができつつあるとの答弁でありました。

定住促進住宅買い戻しだが、同じ分譲団地に2件発生した理由は何かとただしたところ、敷地購入後、中古の住宅を土地込みで購入したことと、夫婦で移住する予定だったが、購入後連れ添いが他界したことから移住を断念されたことが理由であるとの答弁でありました。

ふるさとづくり委員会事業で活動がマンネリ化しているとあるが、打開策や支援をどう考えているかとただしたところ、10年以上経過した志布志地区にマンネリ化が見える。有明・松山地区は特色ある活動を展開している。サポート職員の意識改革・リーダーの後継者育成・公民館の協力などを目標とし、活性化を図っていききたいとの答弁でありました。

路線バス代替運行で志布志～野方線の利用人員はどれぐらいかとただしたところ、1便あたり始点から終点まで平均して常時バスに乗車している人数を示す平均乗車密度は0.8人であるとの答弁でありました。

次に、会計課分を御報告申し上げます。

手数料収入で会計課分406万円は、全体の振込手数料かとただしたところ、公金収納の手数料で、内訳は口座振替分93万9,240円、窓口取扱い分116万3,961円、郵便局分170万483円であるとの答弁でありました。

利子及び配当金の配当率は幾らかとただしたところ、南日本放送の場合は、率での提示がされてない。1株当たりの単価で通知があり、11万7,000円の配当、信用金庫分は2,000円で配当されているとの答弁でありました。

以上で、会計課分を終了し、次に、税務課分について、御報告申し上げます。

税務課長の説明を受けた後、質疑に入りました。

徴収率が上がっており、当局の取り組みの成果だと評価するが、差し押さえなどを含めてトラブルに至ったケースがあるかとただしたところ、特に大きなトラブルはなかったとの答弁であり

ました。

過去の決算、あるいは委員会の審査で滞納の実態を数値化して、資料という形で提出してもらっていたが、近年提出がないが税務課では把握しているのかとただしたところ、以前は分析データを出していたが、システム全体が出力時点で正確な情報が反映されないものであった。来年度システムを変更するので対応できるようになるとの答弁でありました。

たばこ税は増加しているが、消費動向はどうかとただしたところ、23年度と比較すると増となっているが、23年度は震災の影響で4月、5月は供給ストップの影響を受け、24年度は一時的に増加しているが、震災がなければ、たばこの消費は毎年減少傾向にあるとの答弁でありました。

法人市民税の収入未済が件数、金額とも増えているが原因は何かとただしたところ、景気の低迷などの影響により、倒産や閉鎖といったことで払えないケースもあるのではないかと思うとの答弁でありました。

以上で、税務課分を終了し、次に、市民環境課分を御報告申し上げます。

市民環境課長の説明の後、質疑に入りました。

資源ごみ等売払金収入には、給食センターから出される廃油分も含まれているのかとただしたところ、市内全域分を回収し、中間処理施設で軽油に精製し、その際、軽油単価で購入してもらい金額としては150万円程度であるとの答弁でありました。

鹿屋人権擁護委員協議会への負担金として、25万6,000円を支出しているが、どう活用されているのかとただしたところ、定額を毎年負担している。大隅4市5町で鹿屋人権擁護委員協議会を組織しており、その運営負担として市に割り当てられているとの答弁でありました。

備品購入費でパソコンを導入しているが、何に活用するのかとただしたところ、騒音業務が市町村に権限移譲され、その測定業務を行うためのプログラムやデータを導入するためのパソコンであるとの答弁でありました。

塵芥処理費の委託料で監視用カメラの支柱を設置しているが、工事費ではないのか、委託料と決めた根拠は何かとただしたところ、従来であれば工事請負費や役務費となるが、設置場所及び構造上の特殊性などがあったために、委託することにしたとの答弁でありました。

合併処理浄化槽設置事業は、毎年同レベルの目標で予算計上しているが、当初目標を高くして事業を推進していくという議論はなかったのかとただしたところ、汚水処理人口普及率の国の平均が80%であり、まずそれを第一とした予算計上となっているとの答弁でありました。

太陽光発電システムの補助による設置件数は、またトラブルが発生したという情報はなかったかとただしたところ、22年度32件、23年度84件、24年度102件である。トラブルや不具合などは聞いていないとの答弁でありました。

以上で、市民環境課分を終了し、次に、建設課分を御報告申し上げます。

建設課長の説明を受けた後、質疑に入りました。

危険廃屋解体事業で、非該当件数が4件あるがどういった理由かとただしたところ、この事業は住宅に限定されているが、牛舎のみの申請、倒壊による影響が低いもの、居住するのに支障が

ないものなどであるとの答弁でありました。

公営住宅長寿命化計画の問題点に県の地域防災計画待ちで、それにより建て替え優先度を見直すところがあるが、計画は抜本的に変わるのか、それとも優先度が変わる程度なのかとただしたところ、長寿命化計画が策定されていないと、交付金の対象とならないので、現在作成されているものが継続する。ただし、優先度については、その時点で勘案して見直していくとの答弁でありました。

農村地域の集落伐採は、市道に加え農道も含まるので一日では終わらない状況にある。このような状況をどう考えているかとただしたところ、集落の協力により大変助かっている。今後、高齢化などにより、集落で維持できないところは、業者伐採に切り替えていきたいとの答弁でありました。

以上で、建設課分を終了し、次に、福祉課分について御報告申し上げます。

福祉課長の説明の後、質疑に入りました。

福祉施設指定管理委託事業の問題点に、修繕箇所が多くなってきているとある。市民センターについては、耐震診断や今後の方向性はどうかとただしたところ、耐震診断は行っていない。建て替え、改修となると莫大な経費が必要となる。市民センターについては、周辺の類似施設を検討中であるとの答弁でありました。

敬老祝金支給事業は、市民の意見を集約して判断することが望ましいと考えるが、敬老訪問などでの意見などが反映されているのかとただしたところ、合併当初75歳以上全員支給であったが、その後、節目支給となっている。現在、市長と名称や対象年齢を含め協議中であるとの答弁でありました。

健康ふれあいプラザの給湯設備改修事業で多額の支出があるが、年間利用者数及び費用対効果はどうかとただしたところ、利用者は一般、通所デイサービス、生きがいデイサービス、特定者で24年度では2,541名であった。一般の浴場よりも人数が限定されている関係で少ないが、障害者用の浴室もあり、定期的で少数の利用がある。福祉目的なので費用対効果は期待できないとの答弁でありました。

保育園入所者の滞納問題で、運営事業者による徴収も制度上認められているとあるが、現状と今後の方向性はどうかとただしたところ、市が督促状の送付や電話催告及び児童手当などでの窓口徴収を実施しているが、100%の収納率に届かないため、今後保育事業者など連絡協議会に協力依頼することで、収納率アップにつながっていくのではと考えているとの答弁でありました。

以上で、福祉課分を終了し、すべての課・局の質疑を終了し、討論、採決に入りました。

討論を行いました。討論はなく採決の結果、認定第1号、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定するものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第5、認定第2号から日程第11、認定第8号まで以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも、平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（福重彰史君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第8号まで、平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

本委員会は10月21日と22日の2日間、それぞれの所管課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

まず、はり・きゅう施術料助成事業の発行枚数に対し、使用率が少ないが発行を受けても使用しないということか。また、階層ごとの実績についてただしたところ、慢性化した末梢（まっしょう）神経疾患の治療で痛みが出ないと使用されない方が多い。また実績は65歳から69歳の申請率が17.1%、70歳から74歳の申請率は20.4%であるとの答弁でありました。

精神疾患が増えているが、少なくする方策はとただしたところ、うつ予防対策の講演会や健康相談、健診時にアンケートを実施し、早期発見に努めるとともにゲートキーパーを養成し、早めの気づきを意識づける取り組みをしているとの答弁でありました。

特定健診の受診率向上のため、戸別訪問のほかには何か対策をされているのかとただしたところ、希望調査票により申し込みされなかった方に対しての通知書、申し込みはしたが受診されなかった方への受診勧奨、また通院の方には情報提供票の提出依頼、市内病院での個別受診の案内、人間ドック等の方法で受診勧奨してきたとの答弁でありました。

24年度の5,400万円ほどの滞納についてどう見ているのかとただしたところ、若干ではあるが年々増加している。国保被保険者の中には、低所得者が多いと感じる。滞納整理システムの中で、滞納者の財産状況調査等、税務課でも共有できているが、データとして提供するには正確な数値が反映されない状況である。26年度にシステムを入れ替えることになっているので、その時点で正確な分析、把握が可能と考えているとの答弁でありました。

滞納者の所得階層ごとの状況はとただしたところ、大まかではあるが無収入が約7割、300万円以下が2割、300万円以上が1割であるとの答弁でありました。

24年度の差し押さえ件数と、それは悪質滞納者かとただしたところ、滞納が複数の税目にわたっている方を同時におさえている。国保が含まれる件数は104件である。また、預金、給与収入、財産があるのに支払わなかった人を念頭に差し押さえしているとの答弁でありました。

短期保険証をどれくらい発行しているかとただしたところ、平成25年8月1日の保険証発送時点で630世帯、1,137人で全体の1割程度、うち高校生以下263人であるとの答弁でありました。

特定健診受診率向上対策自治会報奨金事業の交付自治会はとただしたところ、受診率達成70%以上が155自治会、60から69%が76自治会、50から59%が94自治会、計325自治会に交付したとの答弁でありました。

収入未済額、現年分と滞納繰越分の徴収の在り方をどのように考えているかとただしたところ、年度ごとの滞納金額、生活状況などを加味し、個人ごとに徴収方法を変えている。滞納者の不利にならない形を基本姿勢としているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、収入未済額累計で2億7,500万円である状況で法定外繰り入れ5,000万円、基金繰り入れ2,500万円と厳しい状況になっている。国の負担が引き下げられ現在まで厳しい状況が続いている。国に対し、市町村の負担を軽減する声を上げるべきである。また、市は低所得者に対する税負担軽減の努力をしなければならない。併せて保健師の確保など計画的な予防保全に対する対応も遅れている。そういったことで反対であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第3号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

市内の後期高齢者医療の被保険者はどれくらいかとただしたところ、5,997人で、対前年度比52人増であるとの答弁でありました。

不納欠損の内容についてただしたところ、すべて生活困窮で、執行停止中の時効が原因となっているとの答弁でありました。

収入未済が約138万円超となっているが、実態はとただしたところ、1名が土地を売却され、その一時所得の関係で滞納となり金額が上がったとの答弁でありました。

未納の方で保険証を持っていない方はいるのかとただしたところ、保険証は全員に交付している。ただ短期保険証の方が9月末で5世帯5人に交付しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、収入未済について1名高額の方がいるが、残りの方々については、よく把握されていないと審議の中で感じた。75歳以上の方を分けて医療制度を実施しているが、一刻も早く前の老人保健制度に返すべきと思っている。当局として努力が足りないという思いがあり、認定に当たらないとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第3号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

介護保険料の引き上げはされたが、その効果、影響をどう感じているかとただしたところ、介護給付費の伸びを対前年度比5%増で見込んだが、見込みより下がった。原因として介護3施設で介護度の高い方の死亡等で入れ替わりがあるが、地域密着型サービスを利用された方が270人増え、居宅サービスの方が165人増えているなど、施設以外の利用者が増加している。また、市外利用者があったことで、施設サービスが伸びず、標準給付費の実績ベースで1.56%増となった。第5期計画は、残り2か年あるので、給付費の伸びが低くなるよう給付費の適正化と介護予防に努めていくとの答弁でありました。

不納欠損を含めた未納者の実態をどう考えているかとただしたところ、嘱託の徴収員が家庭訪問をして、どういう事情があるか調査している。また、督促料を納められない場合は、相談の働き掛けをしている。放置したまま処分するようなことはない。未納者で特に多いのが、所得が低く多重債務であったりする方であり、実態調査を細かくやっていくとの答弁でありました。

包括的、継続的ケアマネジメント事業の中で処理困難90件とあるが、どういったものかとただしたところ、介護する家族の経済的問題とか、精神的な病気等で、スムーズな介護予防のシステムが利用できない方もいるとの答弁でありました。

包括支援センターに対し、苦情はきていないか、また職員の資質向上のための研修、指導はされているかとただしたところ、苦情について、直接はないが間接的にあるのかもしれない。研修は、他の介護支援専門員と同じく、年7回程度参加しているとの答弁でありました。

今後、どのようなことに重点を置き、介護保険を展開していくのかとただしたところ、第6期



の計画の方向を見ると、策定指針の中で、地域包括ケア計画と位置付けるとしている。今後、在宅介護が進んでくると思われるので、その環境づくりが必要となってくるのではないかと答弁でありました。

いろいろな施設ができています。市の介護保険事業計画の中では入れていないが、県が認可するのであれば、市との連携は一切なしで認めるのかとただしたところ、事業所が県に直接申請するが、事前に事業計画書という形で市に相談を受け、その後県に申請する形になっているとの答弁でありました。

第5期の計画でみていない施設で、利用者が増えていくと運用する側は大変だと思う。県とのやり取りをしっかりとしないと難しい事態になるのではとただしたところ、全体の事業で給付費が急激に伸びないように県からの問い合わせについても実態を十分に把握しながら意見等を申し述べていきたいとの答弁でありました。

不納欠損で税法に基づく処理は分かるが、市独自の規定をつくり職員全体が処分要件を認識すべきではとただしたところ、現在は法の規定に基づき上司の決裁を得て処分している。明確なマニュアルに基づくチェックシートづくりを検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、24年度は保険料の基準額が引き上げられた。その結果、収入未済が前年度比122万8,953円増えている。この制度は、保険料を納めても一方ではサービス給付費を受けられないという欠陥がある。制度としておかしい。今後、要支援1、2の方々を外すということもあり、地方財政を圧迫することも報道されている。そういった意味からも、介護保険事業も大変な状況で当局の努力も分かるが、制度としておかしい部分等々を含め、認定には当たらないとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第5号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

加入率が全体的に低い、特に蓬原と松山の加入促進はどのようにしているかとただしたところ、広報や環境学習を通し啓発を行っている。また、指定業者にも推進をお願いしているとの答弁でありました。

不納欠損処分をしていない理由はとただしたところ、使用料なので18年以前のものもあるが、居所不明ではないので、消滅時効にかけていない。時効については、自治法236条の適用しかないが、今回はなかったとの答弁でありました。

収入未済の大きな原因は何かとただしたところ、他の使用料や税と重複する方がほとんどである。職員が何度訪問しても不在であるが、居所不明ではない。今の段階では落とす根拠がない。生活困窮の方には、税と違うので分納の形で納入してもらおうケースもあるとの答弁でありました。

加入率が70%を超えれば自主運営できるということであったが、平均加入率が74%になってい

るのに一般会計から1億7,000万円繰り入れているが、整合性はとただしたところ、一般管理費は職員の給与等を除き、6,000万円で使用料による運営が可能となる。繰り入れは4か所の下水道施設に70億円の建設費を要しており、その償還金に充てている。この繰入金と平準化債を合わせて償還金に充てていく考え方でやっているとの答弁でありました。

市税等の不納欠損処分を明確にした規定をつくるべきではないかとただしたところ、財務課を中心に債権を抱える関係課により、債権管理条例なるものの策定を協議しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

地域の現状に応じた適切な排水対策の検討を進めているとのことだが、どのような状況なのか。また、市民環境課との連携がなされているのかとただしたところ、24年度末の汚水処理人口は農業集落排水16.5%、浄化槽40.8%で、計57.3%であり、県の平均より若干落ちている。市民環境課が事業推進している合併処理浄化槽の処理を公共下水用地内でも普及を図っているとの答弁でありました。

公共下水道については断念しているのかとただしたところ、市長との協議では財政状況が好転すれば再開することで話を進めている。現在は休止状態であり、合併処理浄化槽を推進している。公共下水道については、人口集中部に有利であると県からも指導を受けているとの答弁でありました。

企業誘致のために特別会計をつくっているが、誘致する地域と事業認可を受けた63haと合わせ、基本的な考え方はとただしたところ、汐掛地区約8haは、認可済みの63haに含まれている。市街地部の合併処理浄化槽が思うように進まない状況から、まとまった箇所をコミュニティでの排水対策ができないか検討する。工業団地については、基本的には個人の資力に委ねることになると思うが、8haの中で浄化槽をつくった場合の経費など、検討したいと思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第7号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

部門ごとの利用数及び売上額はとただしたところ、収入が2億6,142万円、対前年度比122.3%であった。内訳は宿泊が1万6,803人、前年度比132.1%、宴会1万1,665人、前年度比140.5%、レストラン1万1,963人、前年度比207.4%で大きく伸びた。日帰り入浴客10万645人で、前年度比103.8%となっており、すべての部門で前年度を上回っているとの答弁でありました。

当面予定されている大きな工事等があるのかとただしたところ、23年度に今後10年間の修繕・補修等を調査させた。大きなものとして空調設備、マイクロバスも数年経過しているので補修費もかかると思うとの答弁でありました。

管理者が変わるとこんなにも変わる。このことをどのように見ているかとただしたところ、休暇村サービスの指定管理に対する取り組みが以前の反省にたつて真摯になされている。また、すべての面で様々な工夫をし、利用者が増え、リピーターも多いとの答弁でありました。

地産地消の観点から市の農産物の取り扱いはとただしたところ、広域的なスケールメリットがあるもの以外は市内のものでお願いしている。平均で60から70%であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第8号、平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

収益力は、漏水が原因で上がらないと思うが、漏水対策はどのように行ったかとただしたところ、年度計画予定区域の配水管布設替工事と漏水箇所の早急な修繕を実施した。また、国道、県道、市道の改良工事箇所の布設替えを優先的に実施し、経費削減に努めたとの答弁でありました。

指定工事店の中に、漏水対策の専門業者はいるのかとただしたところ、漏水専門の業者はいないが詳しい業者はいる。昨年度から漏水専門の会社が創設された。職員で判明しないときは、その業者と随意契約しているので、漏水箇所の特定をしてもらっているとの答弁でありました。

未収金について水道料金が3,334件の919万8,030円である。この対策、対応と給水停止の件数はとただしたところ、本事業には出納整理期間がない。3月後半に納付通知を出した分は納付期限が4月になっているため、3月調定分のほとんどがずれ込んで未収金となる。給水停止については、2か月経っても納付がない場合、納付催告する。更に2か月経過しても納付されない場合、給水停止通知を出す。実際の給水停止に至るまで4か月の期間を置く。24年度の停止件数は117件であるとの答弁でありました。

不納欠損の内容についてただしたところ、件数は7件である。法人が2件、個人が1件で複数調定月の分である。法人は既に解散、個人については2年の時効が成立しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第3号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。



日程第12 議案第57号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第57号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日をもって、志布志市家畜指導センターの指定管理者の指定期間が満了することに伴い、同センターの管理形態を見直し、指定管理者制度から直営方式へ変更するため、指定管理者に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○畜産課長（山田勝大君） 議案第57号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

家畜指導センターの管理につきましては、地方自治法の改正により、平成18年9月から指定管理者制度による管理を行っておりますが、平成26年3月に指定期間が満了となることから、現在の指定管理者であるそお鹿児島農業協同組合及びあおぞら農業協同組合と今後の管理について協議を行いました。その中で、両農協から指定管理者制度を運用するための事務及び指定管理料を本体会計と区分して管理するための事務が増加したこと、また職員数の減少などにより管理体制を維持することが厳しいとのことから、平成26年度以降の指定管理については辞退したいとの申し出があったことから直営方式による管理を行うために改正を行うものであります。直営方式に変更することにより、管理経費は現行の水準を維持するものであり、また利用者への影響はないものであります。

よろしくようお願い申し上げます

○議長（上村 環君） これから質疑行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第13、議案第58号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第13 議案第58号 大隅曾於地区消防組規約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第58号、大隅曾於地区消防組規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、大隅曾於地区消防組規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、大隅曾於地区消防組の事務所の位置を変更することに伴い、同組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、第4条中、「中之内8973番地1」を「岩川5950番地」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。

議案第58号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第14 議案第59号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

#### 日程第15 議案第60号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第59号及び日程第15、議案第60号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題、議案第59号及び議案第60号、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第59号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第60号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、有明シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（平野栄作君） 4点ほどちょっと質問させていただきます。

このシルバーワークプラザは、会員さん方の拠点の施設ということなわけですが、この資料を見ますと、志布志については、まず外部利用があったんじゃないかと思うんです。記載されていない点が1点見受けられるのと。

それと24年度で129名の利用というふうになってはいますが、まあこれを単純に割ると月10名程度しか利用されていないと、この在り方がどうなのか、もう少し会員さん方の利用促進を図る必要があるのではないかと考えられると思うんです。

それとですよ、指定管理料が多分シルバーの方の事業委託の方に組み込まれていると思いますが、この施設があること自体で経費は発生していくと思うんですが、この経費の積算が全然この中で分かってこないわけですよ。そこらあたりをやはり資料としては出した方がいいんじゃないのかなと思われるんですが、その点。

それと次の有明についてはですよ、緊急対応の中で、緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練等を行っている。これが三角（△）でしたが、前回は確か三角（△）のままであったと思うんですが、なぜ改善されないのか。

それと、このシルバー関係の利用者、会員数の割合に対して、やはり利用者数が少ないと非常に感じられます。ここについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） まず最初に、志布志シルバーワークプラザの利用者数についてお答えいたします。



この施設については、現在については、作業の方の打ち合わせとして利用しているところがございます。朝、工程の打ち合わせをいたしまして、夕方にもたまたまその報告書の会議を行っているところがございます、ここに数字は少ないんですけども、作業員の方との連絡体制になっているところがございます。

続きまして、管理料のことですけれども、シルバー人材の管理料につきましてはゼロとなっているところがございます。これにつきましては、受託事業収益の分の受け取り事業事務費で10%というのがあるんですけども、それで担われるため、指定管理料が支払われていない状況になっているところがございます。

あと、有明の分の緊急体制のところは三角（△）になっているんですけども、5年間の評価ということで三角（△）にしているところがございます。現在については、緊急マニュアル体制も整えられておりますし、防火訓練も最近ですけど10月に実施したところがございます。それと防火管理者も設置しているところがございます。5年間の評価ということで三角（△）にしたところがございます。

あと会員数のわりに利用者が少ないということですが、これについても会員の方の打ち合わせと、それと市役所の利用者ということで、全体的に会員数のわりにはちょっと少ないところではあります。これについては、ちょっと利用者についても改善しなければいけないとは思っているところがございます。

以上です。

○1番（平野栄作君） このワークプラザはですよ、本当会員さん方の拠点となる施設、そこを中心として活動していくという場で、全国的にも欲しいというところはあるんだけど、やはり予算的な中で取れなかったところがたくさんあるわけですよ。その中でうちは、有明と志布志にもってきている。その中でせつかくつくった施設がありながら、一方では全然活用されていないという実態があるわけですよ、そこに志布志の会員さん方というのは、100名以上いらっしゃると思うんですよ、そういう人たちがなぜこれが利用できないのか。そこらあたりはもう少し反省すべきじゃないのかなと、こんな100人ぐらいののにですよ、何百万ですか、700万円ですか、それぐらいの経費を投入しているわけですよ。そして今無人になっている。その無人の在り方も鹿児島県内のシルバーでは、各支所という形でほとんど位置付けをされて運営されておりますよ、うちだけが1か所に集中して経費削減という意味でうまく捉えられているようですが、実際は会員さん方にとっては不利益を被っているんじゃないかと思うんですよ。ですからそこらあたりももう少し考えながら指定管理の在り方、この部分についてはですね、考えていく必要があるのかなと。だから、この数字が今どうのこうのじゃなくて、今後、やはりそこで一番重要である会員さん方がいかに使いやすくするか、そこをもう少し研究をしていかないと、ここでは経費は出てないですけども、ずっと経費はかかっているわけなんですよ、維持経費は。だから、そこらあたりを考えるとですよ、もう少しうまい効率的な活用方法なども指導をしていくべきだし、それともう1点ですね、この回答はなかったですが、外部団体を使っているわけですよ、なぜここに反

映されてないのか。そこだけをもう1点お聞かせください。

○福祉課長（福岡勇市君） 志布志の外部団体への利用者については、こちらについてはちょっと報告がないところでございます。

先ほど言いましたように、私も理事ですので、この施設の利用については、理事会でも声をあげて何かいい知恵がないかというのを検討していきたいと思います。

以上です。

○1番（平野栄作君） 使っていて、私は悪いということじゃないんですよ。ただ、使っている実態がありながら、なぜ数値化されていないのかな、その数値化があれば有明と一緒に外部団体の利用率もあるということで評価がされるんじゃないかなというのがあったもんですからお尋ねをただけで、やはりある施設は有効にやはり外部も使っていくことが必要になると思うんですよ、だからそういうことも含めて、やはりこの施設の在り方というのはもうちょっと、もういえば非公募で今度指定するわけですので、そこらあたりがなあなあのままでいくんじゃないんですよ、やはりほかの団体ともうまく協議をしながら、空いてる施設はどんどん使っていくような形をとっていかないといけないと思うもんですから、この2施設についてはですね、特に、だからそこらあたりはうまく指導もしていかないといけないのかなというのがあつたもんですからお尋ねをしたところです。

今後、シルバーの拠点施設ですので、やはりその会員さん方が有効に使える形ですね、活用を考えていってもらいたいという要望がありますので、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このワークプラザにつきましては、今ほどお話しがありましたように、当然シルバーに参加される方々のよりどころということでございます。より多くの方々がこの施設を利用しながら、その目的が達成されるための研修とか情報交換の場というふうになればというふうにも思うところでございます。

ただいま、担当課長の方で話がありましたように、このことにつきましては、この理事会等でも協議はされているようでございますので、更に協議を深めながら利用度が高まる形で運営をしていきたいというふうには思うところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号及び議案第60号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第16 議案第61号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

日程第17 議案第62号 通山青少年館の指定管理者の指定について

日程第18 議案第63号 原田青少年館の指定管理者の指定について

日程第19 議案第64号 山重青少年館の指定管理者の指定について

日程第20 議案第65号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について

日程第21 議案第66号 有明青少年館の指定管理者の指定について

日程第22 議案第67号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第61号から日程第22、議案第67号まで以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第61号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、伊崎田青少年館の指定管理者となる団体を伊崎田校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第62号、通山青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、通山青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、通山青少年館の指定管理者となる団体を通山校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第63号、原田青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、原田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、原田青少年館の指定管理者となる団体を原田校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第64号、山重青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、山重青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、山重青少年館の指定管理者となる団体を山重校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第65号、蓬原青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、蓬原青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、蓬原青少年館の指定管理者となる団体を蓬原校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第66号、有明青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明青少年館の指定管理者となる団体を有明校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、議案第67号、野神青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、野神青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、野神青少年館の指定管理者となる団体を野神校区公民館とし、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） この議案についてとやかくうんぬんというんじゃなく、ちょっと説明資料のですね、付議案件説明資料のことでちょっとお聞きしたいんですけども、例えば、ページでいきますと22ページのですよ、これは伊崎田青少年館の分ですけども、それと24ページとの関連ですよね、例えば22ページのこの申請概要調書の中で5番、下の方ですけど、収支計画書で指定管理料の提案というのは38万9,000円、その②の中で基準額との比較がゼロ、収支計画ですけども、指定管理期間での比較は5年間同額とありますけど、この24ページを見ますと指定管理料は毎年変わってるんですけども、こういうこれの例えば指定管理料は、提案ですから市がこれは提案しているというふうに理解、この場合は申請調書ですけど、それと、この指定管理機関での比較というのは5年間同額と、この推移が毎年額が違うわけです。これはどういうふうに理解したらいいのか、ちょっと説明をお願いします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 指定管理料の推移ということでございますけれども、指定管理料は22ページに書いてあります伊崎田につきましては、38万9,000円で5年間同額でございます。以前の期間も5年間同額でございます、26年度以降もですね、同額であるところでございます。この24ページの方に書いてあります指定管理料の推移のところの金額については、実績額ということで表示しているところでございまして、指定管理料を受けまして、その指定管理料を実質その年度に支出した額ということで、翌年度の一部繰越分も含めて、支出した額をここには記載しているということでございました。少し分かりにくい記載でございました。指定管理料については、過去5年間同額でありまして、今年度からの提案も同額ということでございます。

以上です。

○3番（西江園 明君） じゃあ、今のこの24ページの表を見ると、22年度が39万9,000円、今課長の説明では、同額で38万9,000円だけで変わってないということですけど、この22年度の実績は39万9,000円、約40万円弱ですけども、ということは、市からは38万9,000円、提案をしてるけども、結局公民館としては約40万円弱支出した。その差額については、公民館が支出したというふうに理解していいんですかね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） すみません、私の方の説明不足でございます。

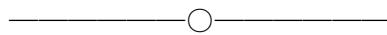
指定管理は38万9,000円であります。その他の収入は特にございません。校区の持ち出し等もないわけでございますが、これにつきましては、その単年度にですね、一部繰り越しがあった分についてその分を翌年度に修繕等の方に活用したということの支出済額ということで、このところには記載されているところがございますが、市からの指定管理料については、38万9,000円の同額でございます。この書き方がですね、実績額ということで、その年の支出済額ということで記載しているところで、少し分かりにくい表示だったと反省しているところがございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第67号まで7件については、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



### 日程第23 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、刈払い作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成25年10月24日、午後2時45分ごろ、市道大黒・吹上線の刈払作業中に、志布志支所産業建設課嘱託職員が使用していた刈払機が誤って雑草中の小石をはね、同線と市道昭和・弓場ヶ尾線の交差点で信号待ちのため停車していた和解の相手方の所有する軽乗用車の後面ガラスに接触し、車両を破損したものであります。事故の原因は刈払作業前に雑草中の小石等の確認及び飛散防止対策が不十分であったためであり、過失割合が市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽乗用車の原形復旧に要する費用6万7,470円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 私、これ所管ですので委員会で、この議案についてはですね、委員会の中でまた付託されて、審議されると思いますけれども、こういう事故についての考え方、執行部のですね、考え方をお聞きしたいと思います。

うちの自治会でもあさってですね、市道をやぶ払いをする予定であります。もううちがする所は、それこそ市道の中でも幹線中の幹線で、非常に交通量の多い所で、こういう事故というのは十分考えられるわけです。

私は、このことについては、以前も何回かお聞きをしたことがありまして、市の方の考えもだんだんだんだん自治会寄りの方になってるのかなとは感じているところですけども、当然自治会でも保険に加入をしなければいけないということですけども、保険会社に申し込みにいきますと、去年までは受け付けたんですけども、もう今年から受け付けない。結局ビーバーを使う作業というのは危険ということで、保険会社も受け付けなくなりまして、まして60歳以上の人が入ってれば、なお受け付けないというような事情もありまして、実際保険に入れない。任意の行事保険には入りましたけれども、ビーバーの保険については、受け付けない状況があります。

その中で、こういう事故が我々、いつも私思うんです。自治会の人ですつときは事故がないんですけど、市がするときには事故が多いなと感じるんですけども、こういう以前、そう言いながら、市長が1回自治会の自己責任ということで、そういうような答弁があったんですけども、以前大きな事故が市のそういう自治会の伐採の中で人の足を傷付けるという大けがをするという事故があって、その分について市が対応するというような議案が提案されたことがありました。それを聞いてですね、私も安心をしたところです。

ですから確認のために、盛んに共生・協働と言いながら自治会にすることによって経費の削減にもつながっているわけですけども、今後、例えば自治会集落が伐採業務なんかをした場合に、こういう例えば対物あるいは対人で事故があった場合に、行政はその分について補償をしてくれるのかをちょっと確認をしたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 保険のことについてお答え申し上げます。

現在、市が加入している保険は、奉仕活動の総合補償保険が該当するというところで考えているところでございます。ただし、すべての事案が該当するかということでは、それぞれの事案に対して確認をしないといけないということで考えているところでございます。したがって、市が奨励いたしております、お願いしております集落伐採につきましては、報償費の中から保険に入っていたきたいなということでのお願いはしているところでございます。

また、公民館活動に対します保険が、教育委員会の方で総合補償制度というのがございまして、公民館の活動の計画の中に、全体校区の公民館の活動の中で計画されておれば、ケースによっては適用されるというような保険に入っているところでございます。

いずれにしても、今後、個人の保険でそういうビーバー作業が該当しないというようなことであれば、また別な保険が該当しないかというのを少し調べて検討していきたいということで考えているところでございます。よろしく御理解願いたいと思います。

○3番（西江園 明君） 市が入っている総合補償保険と、公民館の分であるということですけども、今、課長の答弁の中で、市が自治会に支払っている報償の中で保険に加入してくださいというような答弁ですけども、実際、でもその保険が入れない。例えば、自治会はですよ、年に2回大体どこも行っていると思うんですけど、1回は市がそういうふうに、長さでこう、何とか、報償、支払っているんですかね、集落に支払っていますよね。でも2回目はもう完全な集落のボランティアなんですよね。ということは、そういう報償はもらえないんだけど、今、

現に我々の自治会でも全部自治会が負担を今までも毎年その2回目分についても負担をしているわけです。この分も補償にはならないということですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 市が加入しております総合賠償補償保険制度ということの中では、原則報酬で行われている活動については、該当しないというようなことが載っているところでございますが、そういうことを含めると、2回目の無報酬のボランティア活動ということであればですね、そういうこの保険がですね、ケースによっては適用されるということで御理解願いたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第24 議案第69号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、自立支援給付費支給事業、保育所緊急整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） 議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億324万円を追加し、予算の総額を194億6,991万4,000円とするものでございます。それでは予算書の6ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、総額で300万円増額補正するものです。内訳としましては、

県営治山事業に伴う流末排水敷設事業実施等に伴い合併特例事業を400万円増額、災害査定結果に基づく事業費の調整に伴い、現年補助災害復旧事業を100万円減額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず歳入の14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、自立支援医療給付費を512万5,000円、介護給付・訓練等給付費を1,650万円増額、10ページをお開きください。2項、国庫補助金は、交付額の確定に伴い地域の元気臨時交付金を1,594万2,000円増額しております。

12ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、双葉保育園建て替えに伴う安心こども基金総合対策事業を9,475万円増額しております。

15ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整としまして、財政調整基金繰入金を6,903万5,000円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

19ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、電気料金の値上げに伴い庁舎管理の高熱水費が不足することから180万円増額しております。同様にその他の施設分につきましても、各費目において高熱水費及び指定管理料を補正し、総額で759万4,000円の増となっております。

4目、企画費は、申請見込み者の増加に伴い、住宅リフォーム助成事業を500万円増額、6目、情報管理費は行政告知端末設置希望者の増加に伴い告知放送端末管理事業を362万2,000円増額、ウィンドウズXPサポート期間終了に伴うアップグレード作業等に要する経費として、電算システム管理整備事業を959万7,000円増額しております。

20ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、自立支援費は、利用者の増加等に伴い自立支援給付費支給事業を3,300万円、自立支援医療費給付事業を1,025万円増額、21ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、子ども・子育て支援新制度施行に向けたシステム構築に要する経費として350万円計上、4目、保育所費は双葉保育園建て替えに伴い、保育所緊急整備事業1億3,272万7,000円増額しております。

22ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は、申請見込み者の増加に伴い住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を240万円増額、5目、健康づくり費は、肺がんCT検査受診者の増加に伴い、健康診査事業を321万3,000円増額しております。

23ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は、国の緊急経済対策に基づく地域の元気臨時交付金を活用し、東原西地区ほか5地区の農道を整備する市単独土地改良事業を1,400万円増額、24ページの2項、林業費4目、治山費は、県営治山事業に伴う流末排水路敷



設工事实施に伴い、治山流末排水敷設事業を320万円計上しております。

27ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費は、議案第68号にかかる賠償金を6万8,000円計上しております。

以上が、補正第3号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○23番（福重彰史君） それでは、所管外につきまして、若干質問させていただきます。

まず、企画政策課の関係の住宅リフォーム助成事業でございますけれども、当初1,000万円でございますでしたが、この1,000万円によってどれだけの経済効果があったのか。そしてまた、併せて今回500万円の追加でございますけれども、この500万円を追加することによっての経済効果をどれぐらい見込んでいるのか、まず伺いたいと思います。

それから、情報管理課でございますけれども、今回の告知放送端末管理事業でございますが、未設置希望者数の増加というふうになっておるようでございますけれども、何人の設置があるのか。また、未設置者はあとどれぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、港湾商工課でございますけれども、観光客ゲートウェイ機能強化事業でございますけれども、観光案内所のいわゆる関係でございますが、今回のこの事業によって、現在設置してあります観光案内所のこの駅舎全体を活用されるということになるのかですね、併せてその観光案内所においては特産品なり、あるいは志布志ブランド品というのは、展示ということに収まるのか。それとも、そういうような販売的な施設も設けられるのか伺いたいと思います。

それから、福祉課関係でございますけれども、自立支援医療費支給事業でございますが、今回、生活保護受給者の人工透析に係る新規の申請が増加したということでございますけれども、生活保護受給者の人工透析者は何人いらっしゃるのか。また、いわゆる人工透析は全体では何人いらっしゃるのか伺いたいというふうに思います。

それから、福祉課関係でございますけれども、安心こども基金総合対策事業でございますが、今回双葉保育園の建て替えが出ておりますけれども、今後の建て替え計画として、市内にあと何保育園あるのか伺いたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 住宅リフォーム助成事業についてのお尋ねでございます。

今回500万円の補正ということをお願いをいたしております。経済効果につきましては、これは平成24年度の実績でございますが、補助金の額が1,162万7,000円に対しまして、申請をされた実際工事が行われた額が約1億1,651万円ということで、約10倍の経済効果ということでございます。今回本年度におきましても、既に95件申請がございます。予定をしております約1,000万円の補助に対しまして、総工費が約9,400万円程度でございますので、仮に500万円補正をいたしまして、約10倍ということで、約5,000万円程度の経済効果は見込まれるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○情報管理課長（又木勝義君） 告知放送端末の設置についてでございますが、これにつきましては、23年度までに実施をいたしました地域情報通信基盤整備事業におきまして、1万2,750戸を設置をしたところでございます。それから、24年度につきましても150台。それから、今年度につきましては、当初予算で100台を計上しておりましたけれども、現在までに17戸の設置要望がきてるところでございます。今回40台分を補正をするところでございます。ちなみに、25年の10月末現在の設置世帯数でございますが、1万3,041戸となっております。約1万4,500世帯ほどございますので、あと1,500世帯ほどは設置が可能かと思っているところでございます。

以上でございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 観光客ゲートウェイ機能強化事業についてのお尋ねでございますけれども、この事業につきましては、JRとの協議が整いましたので、市が志布志駅を全面リニューアルすることになりましたので、それをきっかけとしまして、おもてなし日本一の玄関口としてふれあい交流できる総合観光案内窓口としての機能をこれまで以上に大幅に強化するものでございます。そのために、今まで以上に観光や特産品素材のデータ整理や活用、また新たに映像作成、それからネットショップを含むホームページ構築などを整備しまして、本市の魅力を広めまして、観光客の増加を目指すというものでございます。具体的には、資料の方に書いておりますように、観光特産品協会の方に委託をしますが、観光特産品協会の方で必要な人材を雇用しまして、業務にあたることになるところでございます。なお、これに要する財源につきましては、県の緊急雇用創出事業特例基金事業から全額充当するものでございます。なお、この事業につきましては、雇用期間が1年というのが条件になっておりますので、平成26年度も引き続き実施する予定でいるところでございます。具体的には、今ある観光案内所をそのまま活用いたしまして、大幅に今申し上げましたような形で観光客や特産品が大幅にPRできるように機能を拡充する事業でございます。

以上でございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 生活保護者の人工透析の数ですけれども、平成24年10月当初予算編成時のときには該当者が7名おりました。そして、平成25年度中に3名の方が、また新たに人工透析の該当者になっております。そして、24年度中に1名死亡により喪失したため、実質2名の増になっております。9名の該当者がいるところです。

あと、整備を要望している保育園は何箇所かということですが、現在要望されている保育園については、4保育園でございます。

以上です。

○23番（福重彰史君） まず、住宅リフォームでございますけれども、約10倍の経済効果があるということございまして、非常に本市におきましてもインパクトのある事業ではないかなというふうに考えるところでございます。したがって、次年度への取り組みということで、その考え方があればですね、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、告知放送の方でございますけれども、あと1,500世帯ほどですかね、未設置世帯があ

るようでございますけれども、当然、非常時に緊急時におきましては、特にこの行政告知端末というのはその効力を発揮するわけでございますので、未設置者に対する今後の奨励対策と申しますかですね、推進というものについては、どのような考え方をお持ちであるのか伺いたいというふうに思います。

それから、人工透析でございますけれども、生活保護受給者についての、その透析者の数ではなかったかというふうに思いますけれども、その生活保護受給者以外も含めてですね、全体では何名いらっしゃるのか伺いたいというふうに思います。

そして併せて、人工透析を受ける腎臓ですね、腎臓に障害が出てくるからこういう透析を行わなければならないわけでございますので、そういう予防対策というものについてはどのようなことを考えていらっしゃるのか、また、どのような呼び掛けをされているのか伺いたいというふうに思います。

以上です。

○市長（本田修一君） 住宅リフォームにつきまして、次年度以降の考え方ということでございますが、次年度の事業についての新規事業につきましては、新しい市長が選出された後に、改めてその時に出されるということには、原則なろうかと思いますが、私自身としましては、この事業はただいまお話がありますように、極めて経済効果が高いということでございますので、引き続いて積極的に取り組みをしたいというふうには思っているところでございます。

それから、行政告知端末の未設置の方に対します推進策でございますが、徐々に徐々にこの行政告知端末機の機能性について市民の方々の理解が高まってきているということについては、本当にうれしく思うところでございます。ということでございますので、更にこの推進については、またそのような観点から利便性が高いということのお知らせは重ねてまいりたいというふうには思っております。

○保健課長（若松光正君） 人工透析の患者数でございますが、志布志市の国保で平成25年の5月で申しますと、37名の方がおられます。後期高齢の被保険者でございますが、このうち慢性腎不全という方の患者数が66名ということになってるところでございます。なお、腎臓病等の予防のことでございますが、今、生活習慣病に着目した特定健診等を実施しております。その中で、特定保健指導ということで、糖尿病の予防という観点からもこの腎臓病につながりやすいということで、指導しているところでございます。重症化にならないように保健師、栄養士等が個別に面接を対象者の方にいたしまして、食生活や運動、日常生活の改善等について指導をしているところでございます。

○23番（福重彰史君） この人工透析でございますけれども、やはりかなりこれは医療費も高くつく疾病であろうというふうに思うところでございます。やはり、そういうことを考えた場合、国保財政にもかなりそういう無理もくるわけでございますので、やはりその予防対策というものにつきましてではですね、今後も更に力を入れていただきたいなというふうに思うところでございます。更にその対策を講じていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、もう1点でございましたけれども、保健課の関係で肺がんCT検診でございますが、この肺がん検診CTの導入がなされておりますけれども、今回こういうふうにして、その増加に伴う増額でございますが、大変喜ばしいことではないかなというふうには思うところでございます。そこで、この導入によりまして、早期発見なりその成果というものをどのように捉えているのか伺いたいというふうに思います。

○保健課長（若松光正君） 肺がんCTの今回の補正でございますが、当初430名ということで見積もっておったわけでございますが、説明にございますように、増加いたしまして、約倍の858名ということでの今回予算をお願いしているところでございます。

肺がんCTにつきましては、肺がんCT車が参りましてスキャンを通した検査ができるということで、精度の高い検査内容になっております。そのこともありまして、受診を希望したいというような方々が増えているところでございます。これから、この肺がんCTについては、更に活用が図られるものと期待しているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 1点だけお聞きしますけれども、説明資料の2ページのですよ、電算システム管理整備事業、マスコミ等でも盛んにこのXPの期間終了ということは報道されて、全国的に自治体の問題というふうに報道されておりますけれども、この増額の理由でうんぬんで書いてありますけど、端末機等貸借及びアップグレード作業委託に伴う増額ということで、ほかの事業といろいろ調整をして今回約960万円の増額というふうに提案がされてるわけですけども、実際のXPの対策に要する費用というのはどのぐらいを見込んでいるんですかね。

○情報管理課長（又木勝義君） この予算説明資料の2ページに記載してある973万1,000円といいますのは、このウィンドウズXPサポートに伴う対策と、それから入札執行残による減額等を併せたものでございますが、実際、今回ウィンドウズXPからウィンドウズ7へアップグレード、それから更にウィンドウズ7を登載した機器を購入すると、その額につきましては1,250万円という額でございます。

以上でございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ約1,250万円必要ということですけども、今回はこの委託料の約960万円で、今おっしゃった備品購入とか、ここに書いてありますように、貸借ですか使用料ですかね、そういうのは計上されないというふうに理解していいんですか。

○情報管理課長（又木勝義君） 申し訳ございません。ちょっと説明不足でございました。

今回ここに計上してございますのは、今申し上げましたこのウィンドウズXPからウィンドウズ7への対策に伴う経費と、それから、その2行目に書いてございますが、様々な委託保守契約等がございます。その入札執行残による減額でこの委託料と、それから使用料及び賃借料の計算になったということでございます。ちなみに使用料及び賃借料の分でございますが、ウィンドウズXPからウィンドウズ7に対応する機器は、今年度3月で購入予定でございますが、それについては62万1,000円、5年リースのひと月分を計上しているところでございますが、ここには申し

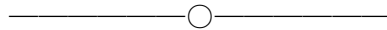
上げましたように、他の事業の入札執行残等を勘案してマイナスとなっているものでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第25 議案第70号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第70号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、保険料還付金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を30万円増額するものであります。

4ページをお開きください。

歳出の予備費は30万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

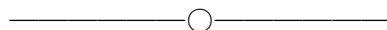
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第26 議案第71号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第71号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費及び地方債償還金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,347万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料の使用料は、現年度分の下水道使用料を155万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を119万6,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債償還金利子を36万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第27、諮問第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第27、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日をもって任期が満了する坪田則義氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。坪田則義氏の略歴につきましては、説明資料の57ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

9日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時36分 散会

## 平成25年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成25年12月9日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

毛 野 了

小 野 広 嗣

鶴 迫 京 子



出席議員氏名 (21名)

1 番 平 野 栄 作	3 番 西江園 明
4 番 丸 山 一	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (1名)

22 番 丸 崎 幹 男

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山 一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） あらためまして、おはようございます。

私ども議員も市長も任期を残すところ、あと2か月弱となりました。今任期中の最後の定例会となりました。私も、次回も市議員に立候補するつもりです。当選できなければ、最後の一般質問の機会となりますので、選挙に向けて多くの市民と話す機会があり、多くの意見を聞きました。それを代表して質問いたしますので、市長の明快な答弁を期待しております。通告しておりましたので、順次質問を申し上げます。

まず、政治姿勢についてであります。あちこちに「2期8年間の実績を」という看板を最近よく見かけます。市長の後援会の看板だと思いますが、まず伺いますけど、市長は何をもって2期8年間の実績とおっしゃっているのか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の御質問にお答えいたします。

2期8年の実績ということでございますが、私は志布志市合併後の初代市長としまして、就任以来、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の御協力、御指導を賜りながら、市民のための市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政の信念のもと、「志のあふれるまち」をまちづくりの基本理念として共生・協働・自立の社会づくりに全力を傾注してきたところでございます。

市内全域の均衡ある発展と融和を常に意識しながら様々な課題と向き合い、1期目、そして2期目の市政運営に取り組み、市民と行政が一体となったまちづくりに努めてまいりましたが、刻々と変化し続ける社会情勢などにより、まだまだ解決しなければならない問題や課題が残されていることも承知しております。

しかしながら、これまで取り組んできた成果が着実に積み上がり、まさに理想とする志あふれるまちづくりが確実に実現しつつあるということを感じているところであります。

3期目の市政への挑戦を行うにあたりましては、これまでの課題や反省を十分に踏まえながら引き続き共生・協働・自立による市民と一体となったまちづくりに取り組んでまいりたいと考え

ております。

○3番(西江園 明君) まあ具体的な例が出てくるのかなと期待をしておりましたけれども、市長がおっしゃる「志のあふれるまち」、まだ社会情勢の変化で課題がいっぱいあるというような答弁でございました。

私の一般質問の通告を見たある市民の方がですね、突然私の家まで一昨日でしたかね、わざわざ訪問されまして届けてくれましたけれども、市長の後援会の会報です。どこで配られたのか分かりませんが、わざわざ有明の方でしたですけどね、届けていただきました。マニフェスト達成度、なんと85.3点という高評価の市長の後援会が出された会報というふうに、市長が大きくありますけれども、届けてくださった市民の方の意見もいろいろありますけれども、あえてそれはですね、ここで言うあれはございませんけれども、私がちょっとお聞きしたいのはですね、都城志布志道路の進捗状況についてであります。市長のこの会報の一番トップにですね、「人と物が行き交うまち志布志」という題で①、トップにですね、日本の南の拠点づくりとあって、内容は国際バルク戦略港に選定されたことで100点満点というふうに評価されています。港はそうであっても、残念ながら港へ通ずる道路のことについては、このあれ、会報を見る限り私は気がつきませんでしたけれども、評価されていないようです。当然自己評価ですけど高得点です。これはいいとしましても、高規格道路都城志布志道路については、今年の夏ごろでしたかね、都城で整備促進の決起大会が開催され、市長もあいさつをされていました。鹿児島県側は急ピッチで工事が進んでいる状況を宮崎県側の視察に見えた方を案内して、鹿児島県側が非常に進んでいるということ、本当自慢げにあいさつされていました。今、この都城志布志道路は有明地区から志布志の大原地区にかけて、高台ですけども、かなりのペースで工事が行われているようであります。この県道志布志福山線は、志布志市でも最重要な幹線道路でありながら、先ほど言いました大原地区から安楽川にかかる大迫橋を経由して志布志町と有明町境までの区間は、旧カーブの連続で、大型車が転倒したりするような大きな事故も数回発生しております。いずれも、幸いに対向車がなく、大きな人身事故にはなっていませんが、志布志町で交通事故が最も多い区間と聞きます。さらに、この区間には多くの市道や県道が接してありまして、いずれも交差点には信号がありません。したがって、これらの道路や沿線の住宅から県道に入る、進入するときはヒヤヒヤ、非常に進入するにも時間がかかります。小学生は歩いての登下校で中学生、高校生は自転車ですから、長い坂道ですので、ずっと押していかなければならずPTAの通学路の調査でも大きな危険区域と指定されています。私も現役時代に、約20年前になりますが、県の方へこの大原地区から町境までの区間をバイパスの道路の新設ができないかと要望したこともありました。それが今回都城志布志道路という形で解決されることは、とてもうれしくは思っているところです。

先ほども言いましたように、大原地区の方は急ピッチで工事が行われておりますが、それより北側、市長はたぶん視察で案内した所だと思います。安楽川付近は遅々としてちょっと進んでいないように見えます。長い橋が架かる区間で工事也非常に長期間かかる区間ではと思われます。先ほども言いましたように、最も整備が必要とされている区間で、最も完成が急がれる区間と思

いますが、さらに交通事故多発地帯の解消のためにも、子供たちを巻き込むような大事故が発生する前に早急な整備が待たれる区間であります。この区間の状況について、市長は御存知であればどのように今まで県と協議しているのか。それと、今後の見込みが分かれば答弁を願います。県の事業ですのでですね、これ以上お聞きしませんが、市長の実績の確認をしたくお聞きをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねの道路につきましては、都城志布志道路のうちの有明志布志道路の区間というふうに思うところでございます。

御承知のとおり、大迫の大橋からあの坂道にかけまして、前後が急カーブの連続ということでいち早くこの区間についての新しい道路の建設が望まれるところでございまして、特に、この都城志布志道路が開通しますと、この道路の危険性というのが大いに除去されるというふうには考えるところでございます。ということで、この道路の整備については、県の方に特に進捗についての要望を重ねているところでございまして、25年の4月いっばいの段階で事業の進捗率が71%、用地の進捗率が96%ということでございまして、この区間についても予算が十分に付けられており、計画どおり工事の進捗は図られているというふうに思っております。

ただ、最終的にいつまでという供用開始の予定については、まだ示されておきませんが、このことについてもなるべく早くそのことについて示したいというような県の意向もございまして、埋蔵文化財の調査や構造物等の工事も含めまして、県の方も早期完成を目指しておりますので、このことにつきまして、近いうちにいついつまでということの明示がされるというふうに考えているところでございます。

○3番（西江園 明君） はい、そのような、今ありましたような協議がなされていれば、県の方も重点的に整備されることを期待いたします。

マニフェストがありました。ちょっと政治姿勢という形で、ちょっと飛んだ形で質問申し上げましたけれども、次に、市長選挙についてお尋ねいたします。

市議員と同日選挙ですので、市長選挙が話題になりましてですね、市議選は非常に影が薄くなっているようにも思えます。ただいま市長が2期8年間の実績をお聞きしましたけど、具体的な答弁はございませんでしたけれども、今回の市長選にあたり、残念ながら本田市長の市政運営に不満を持ち、堂々と不信任を突きつけたような形で数名の人がいらっしまったという事実です。歴史に残るような乱立、候補者の乱立ではないかと私は思います。本田市長は、通告にありますけれども、このような状況をどのように捉えているのか、思いをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階で5名の方が立候補の予定と、私を含めて5名の方が立候補の予定ということであるようでございます。

私自身は、先ほども申しましたように一生懸命市政運営に取り組んできて、そして私自身の掲げたマニフェストについても、かなりの達成度を上げられてきているというふうには考えて

いるところでございます。

しかしながら、まだまだこのマニフェストにもられていることについても、それから様々な時代の流れによりまして、新しい課題が次々に出ているということがございますので、そのことについて、またきちっと対応して、市民の生活向上のために尽くしたいという思いで、私自身は手を挙げているところでございますが、ほかの方々におかれても、たぶん私と同じように高い志をお持ちになられて、そして更に私以上のすばらしい志布志市をつくっていきたいという思いで立たれておられるというふうに思うところでございます。

○3番(西江園 明君) 市長よりも高い志を持って、どういうふうに、そうすると市長よりもそっちというふうに受け取られちゃうんじゃないですか。今ありましたように、市長として自信を持って合併後の新生志布志市を運営してきたつもりが、それがなかなか理解されなかったことがこのような形になったと私は思います。

今、市長がマニフェストの高い達成率をおっしゃいましたけれども、通告しておりませんから、この中身については聞きませんが、私から見れば、100点というのがついてるのがですね、私から見れば50点じゃないかなと思うのもありますけれども。

先週、私も有明のある野井倉の人と話す機会がありまして、当然市長選の話題になりました。市長の熱烈な支持者なんでしょう、その人いわく「こんなに立候補者が出るなんて、本田市長はそんなに人気がないんですか」と残念がってしまっていて、私も返答に困りました。市長選については、非常に微妙なことですのでね、思いはお聞きしました。受け取り方については微妙な問題がありますので、このことについては、もう思いですのですね、これで終わります。

次に、本庁舎移転についてということで通告しておりますけれども、市役所本庁を志布志町に移転する考えはないかをお尋ねいたします。

私は、この件も以前何回かお尋ねをしました。さらに同僚議員は相当回数お尋ねになっていきます。私が以前お尋ねしたときも市長は、「私はそのような市民の声は聞いていない」と答弁されました。私はその時も、「市長あなたは裸の王様になってるんじゃないですか」というふうなことを話した、一般質問をしたこともありました。市長がどのくらいの市民の方とお話をしているのか理解に苦しみます。市長に以前、「志布志市の玄関はどこですか」というふうに一般質問をお聞きしましたら、「志布志町の駅付近かなと思う」というふうに答弁されました。しかし、市役所は別です。現在の志布志市役所、支所ですね、は市街地にあり、住宅の密集地であります。以前、先ほどの人とは別なんですけれども、本当本田市長の熱烈な支持者の方なんですけど、その方と話す機会があった時に、私の議会だよりを読まれたんでしょう。「君は市役所を志布志町に本庁を持っていくように、と言ってるじゃないか」というふうに怒って言われたことがありました。

合併する前の役場時代は、火事のサイレンが鳴れば1分もしないうちに役場分団が出動していました。消火栓の確保など、本体が到着する前に初期活動ができることで、住宅密集地でありながら大きな火災にならずに済んでいる。何よりも市民サービスだと私は思いました。その人もそういう問題があるのかと、いろいろ前話をしましたら、最後は納得されました。市役所の職員

の消防活動が大きなウエートを占めていました。この点は有明町や松山町とちょっと事情が違いますけれども、町の形がそのような、志布志町の場合ですね、町の形がそのような体制をつくらざるを得なかったのかとも思います。残念ながら合併したらこの態勢は崩れました。今、言いましたことだけでも、職員の通常の業務以外でも役所の果たしている役割は大きかったです。窓口のお客さんも圧倒的に多いし、今でも初めて市役所に、営業とかいろんな形で支所を訪問され、「えっ、ここが本庁じゃないんですか」と驚いて、そして本庁の場所を聞いて再度驚く人もいるようです。

市長、志布志町にですよ、いくつの金融機関があるか御存知ですか。JAまで含めると8店舗ですよ、こんな小さなまちに八つも銀行があるところは全国でも私はないと思います。それだけの魅力あるまちということです。だから同僚議員からも地方自治法に違反しているんじゃないかと指摘されているんです。現在は、志布志市の私は核であると思います。核である志布志港が見えないところに港湾担当課があるのです。県や国との距離が遠くなるばかりです。足が遠くなるんじゃくて、やっぱり人間としての心の距離も遠くなっていくのではと私は懸念をしております。こういう寒い時期になりますと、付近の食堂から職員も多くの出前を取ったりして、あるいは外食をしてですね、そういう結果がまちの活性化にもなるのです。全てを志布志町に持ってこいとは言っていないんです。たくさんある課をよく吟味して、本庁機能を持って来いと私は意見を言ってるんです。どうですか、市長の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市制施行を議員の皆様方から様々な角度で本庁の位置や支所の在り方につきまして質問を受けまして、そのたびに合併協議の経緯と、そしてまた、財政状況、市民ニーズ等を考慮した中で現状維持しながら効率的な行財政運営に努めるということの答弁をしまりました。この考え方につきましては、基本的には今も同じでございます。

特に、合併協議により本庁舎を有明庁舎に決定したことを受けまして、別館建設に要した経費の投資の問題、さらには本庁舎を志布志支所に移転するとなると、公用車を含めた駐車問題や事務所のスペース等、本庁舎移転にはいろんな問題があると、多大な問題があるというふうには考えているところでございます。

ただ、今後将来的にですね、今合併しまして8年と、そしてまた、間もなく10年を迎えようとしております。そのような中で、将来的に新たに庁舎建設の機運というものが高まってくれば、そのことにつきましては、市民の皆さん方の御意見等を十分賜りながら、新たに本庁舎の位置や組織の在り方についての議論が必要になってくるとは考えているところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長は、この問題になると合併協議会という表現がなされてるんです。ただ、もろもろのことも合併協議会で決めたでしょう。そしたら、ほかのことはどんどん変えていって、このことだけが合併協議会でこう決まったんだからというふうにひとつの市長の逃げの場所になってるんじゃないかと私は思います。それだったら合併協議会で決まったままほかのやつを全部、条例にしろ、それからどんどん変わってるわけでしょう。これだけを問題にするのは

いかがかと思います。確かに市長がおっしゃったような駐車場とかあるでしょう。でも、そういうのはどうやって議論されたのかということもないし、ただ思って問題が多い。

そして、今市長は将来的に庁舎の建設がうんぬんと、今こういう厳しい情勢の中で、そういう庁舎建設ということが出来るはずがないわけです。ですから、そうやってできもしないような見込み、将来何十年先か、生きちょらん時代のような話でですね、そういうときはそうなるかもしれないと、非常に私は、今話を聞いてちょっと無責任ではないかと私は思いますけれども、じゃあお伺いしますけど、私は先ほども言いましたけれども、「いろいろなそういう意見は聞いていない」というふうに今までも答弁されていましたが、志布志町在住の市民の方とは話したことはありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私が庁舎移転について、直接的に本庁舎を志布志に移転すべきだということについての御意見が、私が開催しております移動市長室の場において出てこなかったということでございます。また、そのほかの場でも、そういった御意見というのは特に賜ってなかったというふうに記憶しているところでございまして、そのような意味から、市民の方々から直接的にそのことの御意見を賜ったことがないというふうに申し上げているところでございます。移動市長室を開催しますと、本当に様々な御意見が出てくるところでございます。当然、その地域の課題でございます。道路の問題とか、それから安全の問題とか、そしてまた、高齢者の問題とか、そういったものが地域の課題が色々出てくる中で、時には市政全体のことについてのお尋ねもあるところでございます。そのような中で、今申しましたように、志布志の地域で行いました移動市長室の場合でも、そのような御意見がなかったということでございます。

○3番（西江園 明君） 市長は「聞いてない、市民の方の意見は聞いてない」ということが、でもあれだけいろんなところで聞くんですけど、そういう具体的な移動市長室の中では出なかったということですけども、市長と市民との距離を今の答弁を聞いてて感じたところです。

では再度お聞きしますけれども、市長は志布志市の玄関はどこだというふうに思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

玄関といえば、やっぱり入り口ということになるでしょうから、例えば本市でいえばやはり志布志駅あるいは志布志港という所になるのではないかなというふうに思います。

○3番（西江園 明君） 玄関の場所は変わってないですけども、普通ですね、玄関から入ったらすぐが、どこでも言われるのがタクシーに乗ってワンメーター、あるいはその辺ぐらいでという所に役所はあるというのが一般、全国的なところじゃないかと私は思います。それがこんな片道何千円もタクシーでかかるような所に果たしてある姿がどうなのか、玄関からそんな離れた、離れにあるような、市長は玄関はやっぱり今おっしゃったように、志布志港があったり、駅があったりあの辺と思いながら、でも、何というんですかね、家をお客さんを届ける居間というんですか、は遠い所にあるというんですね、その辺のところは前回と変わってないようです。玄関の場所はですね。でも、こういう結果がですよ、今市長がおっしゃったようなことが市長選のこうい

う、こんなにいろんな思いを持たれた方が乱立された、立候補されたという一因になっているというふうには思いませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

説明が不足しているのかもしれませんが、玄関といえばですね、そこに訪れる人というのは役所を訪れる人が玄関に来るわけではないわけでございまして、志布志のまちに何らかの御用で来られると。特に観光に来られたり、それから経済活動で来られたりされる方がほとんどだということでございますので、そこに玄関の所にすぐ近くに役場が、市役所があるということは特段必然性があるというふうには思われないうところでございます。

また、そのことが、そのことでもって、こうして候補者の方が乱立されているということについては、少し、いかがかなというふうに思うところでございます。そのことにつきましては、私以外の4人の方も本当に冷静に考えてみられれば、そのことについては、本当にたくさん大変な課題があるんだなということにお気づきになられるというふうには私自身は思っているところでございます。そのことについては、十分市民の方々と御協議を進めさせていただきながら、特に財政的な問題というものが大きな課題として考えられますので、そのことの解決策について市民の方々と御協議を重ねさせていただきながら進めるべき課題だというふうには思うところでございますので、それらの方々もそのように思い至っていただけるんじゃないかなというふうには思うところでございます。

○3番（西江園 明君） 本庁の位置の場所問題は、それが市長選の争点ではないというふうに市長は思っているというようでございます。

ただ合併して8年、我々も多くの方もこのことが常につきまとして、我々の課題、議員活動中の課題として、この問題については言われてまいりました。まあ今後選挙がどうなるか分かりませんが、このことについてはですね、私も先ほども言いました当選しましたら、いろいろまた問うていきたいと思えます。今回もこの件については、同僚議員が更に質問されるように通告がありますので、これで私は終わりますけれども、では次にいきます。

指定管理者との協定の在り方についてということで何点かお聞きしたいと思います、指定管理者制度を導入して、どのような効果があったのか、まずお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公の施設の管理業務委託に関しましては、地方自治法の改正によりまして、平成18年9月以降指定管理者制度へ移行しなければならなかったところでありまして、これにあわせて本市の基本的な考え方を示しまして、指定管理者導入指針、指定管理者導入計画を策定しまして、この指針、計画に基づき、積極的かつ計画的に指定管理者の導入の推進をしたところでございます。

本市の公の施設につきましては、現在100施設の中で、指定管理者制度を導入している施設は46施設であります。46施設のうち4施設で公募による選定を行っております。指定管理者制度の導入目的は、多様化する住民ニーズにより、効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理については民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることです



ので、この目的達成のために努めているところであります。

また、施設目的と密接に関連する目的で、設置された団体、またはそれに準ずる団体には非公募により管理運営をさせていますので、雇用の確保に結びついているものと考えています。

施設管理費については、直営で管理している際の職員の人件費からすると縮減され、また、業務の簡素化にもつながっているものと思います。

今後も行政改革を進める中で、行政改革大綱の目標の実現に向けた取り組みとして、指定管理者制度の活用が項目に盛り込まれておりますので、施設管理の在り方について検証を行い、施設サービスの向上を図ってまいりたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 本会議におきましても教育委員長の委任を受けましたので、答弁をさせていただきます。

教育委員会におきましても、体育施設、文化施設、それから社会教育施設等につきまして指定管理の制度により運営を行っているところでございます。

効果、メリットということですが、市長答弁にもありましたとおり、指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図るものであると認識しております。まず、市民サービスの件につきましては、私どもの施設は具体的には体育館やプール、文化会館等を指定管理しておりますが、それぞれの受託者が専門的な技術や能力を十分生かして、利用者の利便性を高め、市民サービスの向上を図っていただいているものと認識しております。

さらに経費削減につきましては、特に管理経費の節減につきましても指定管理の基準額範囲内で経営努力していただいて、仕様書のとりの業務の遂行と、さらに自主事業も実施していただいているところでございます。

以上のように、現在指定管理制度は民間事業者、NPO、地域住民の能力を積極的に活用いたしまして、それぞれの施設の特色を生かしながら効果的、効率的な管理がなされておまして、効果的な制度の運用であると認識をいたしております。

以上でございます。

○3番（西江園 明君） 市長の答弁、どこが事務局で作ったのか分かりませんが、この制度が法で導入されて、それを市長は「移行しなければなりません」というふうに最初冒頭に言われました。移行しなければならなかったんですか、これ任意でしょう。

それと、「雇用の確保、人件費の削減とかいろいろ効果があったものと思われる」というふうに市長は答弁されましたけど、あったんじゃないんですか、思われたんですか。ただ、あったものと思われる。いろんな効果がですね、雇用の確保、人件費の削減どうなんですか、その辺のところ。

○市長（本田修一君） 人件費の削減につきましては、あったものもあります。そしてまた、実質的にそんなに直営でやるときと変わらないというものもあるところでございます。そのようなことにつきましては、今後も更に見直しを含めた形の指定管理の在り方というものを探ってい

りたいというふうに思います。

この指定管理制度が導入された当初におきましては、民間に移管できる公の施設については、できるだけ民間に移管するような形の指定管理の制度を導入すべきだということの前提で示されたところでございます。

当初、私どもの方としましても、全てのものについて、そのような検討をすべき項目としてあげましてしたところでございますが、実質的に直営でどうしてもしなければならないものがあるということがございまして、先ほどお話ししましたような内容になったところでございます。

○3番（西江園 明君） 最初の市長の答弁のですよ、「移行しなければならなかった」ということは違いますよね、確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども、今ほど答弁いたしましたように、当初は少し私どもの混乱もございまして、直営か、あるいは指定管理者制度の導入かというようなことの方角も示されておりましたが、基本的には、できるだけ指定管理ができる方向に進めなさいというような方向性が示されておりましたので、そのようなことになったということでございます。

○3番（西江園 明君） オブラートに包むような答弁をいつも、はい、分かりました。

今市長が言われましたけど、本当に私はですね、この制度を冒頭から、最初からこの制度のことについては言っていない。本当に経費の削減につながっているのかと、市民へのサービス、今教育長については、受託者のノウハウを生かしてうんぬんというような答弁もございました。市民へのサービスは低下していないということですけども、私はその辺のところは、次回も当選しましたらですね、関心を持ってこのことについては臨みたいと思います。

次に、指定管理料の決め方についてちょっとお伺いしてみたいと思います。

今回、この定例会に多くの施設の指定管理者の契約の議案が提案されています。議案上程のときも一部、私お聞きいたしましたけど、指定管理料の額はどのようにして決めているのか。

まず、ここ二、三年の指定管理料の額の推移をお尋ねします。先ほど市長が言いましたように46もありますので、教育委員会、申し訳ないですけど、教育委員会の所管の中で、各支所一つずつでも結構です。志布志町でいえば公共施設管理公社、今はこれスポーツ何とかというんですかね。それと、松山町ではやちくふれあいセンターとか、有明町では有明町の青少年館、分かっていたら指定管理料の推移を示してください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、教育委員会に答弁させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会におきましても指定管理料につきましては、それぞれの施設ごとに指定管理料基準額を設定しているところでございます。

基準額算定の考え方は、人件費、事務費、それから管理費等で統一しております。人件費は、市の嘱託職員の単価と1時間当たりの賃金単価を適用しております。事務費は、消耗品費、印刷製本費、電気料等の通信運搬費、使用料等でございます。管理費は、光熱水費、清掃業務、浄化

槽、電気設備等の管理業務を委託料として積算しております。その他、故障などの修繕に早急に対応できるよう、それぞれ修繕料を積算しているところでございます。

以上でございます。

[西江園明君「額の推移」と呼ぶ]

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 生涯学習課の所管であります施設の指定管理料の金額の推移についてお答えいたします。

まず、松山地区でやっつくふれあいセンターでございますけれども、平成22年度が1,862万1,000円、23年度が1,983万4,000円、平成24年度が1,903万6,000円であります。ほぼ3年間同額であります。設備点検の経費等により一部差があるところでございます。

それから、志布志地区の志布志運動公園につきましては、体育館、陸上競技場、プール等が含んでいるわけでございますけれども、平成22年度が3,653万4,000円、23年度、24年度も同額であります。

有明地区の青少年館ということでございますけれども、有明青少年館は、平成22年度が43万9,000円、平成23年、24年度も同額であります。青少年館の平均では45万円ということでございまして、22、23、24年度については、ほとんどどの施設も同額で推移しているところでございます。

以上です。

○3番（西江園 明君） なぜこのようなことをですね、お聞きするかといいますと、役所というところは、前例を踏襲する傾向があるんです。議会があるからとか、去年、今の答弁でありましたけど、ほとんど同額、去年これだけでできたんだから、今年もこれをお願いしますという形になりがちなんです。多分これを使っていっちゃると思いますけれども、指定管理者標準協定書というのがありますけれども、この協定書の25条には、額の変更はできるようになっています。最近、社会情勢の変化等非常に激しいです。これに行政が対応してるのかという疑問を持ちますので、こうやってお聞きしてるわけですが、アベノミクスと言いながら、電気料、燃料代は既に値上がりをしています。こういう企業の少ない地方ではですね、円安の影響でまともに物価にはね返っております。さらに来年からは消費税もアップします。受託者、経営者にとっては厳しくなる一方ですが、このような社会情勢の変化に指定管理料はどのように反映されているのか。今後、どういうふうにするつもりなのかお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、原油等が高騰しておりまして、そしてまた、電気料も高騰しておりまして、そのことについては、指定管理者の方々と協議をさせていただきながら、そのことについての対応をしているところでございます。

そしてまた、消費税につきましても、3月議会で、また議会の方に御相談申し上げながら、その消費税対応をしてみたいということでございまして、このことにつきましては、受託をされた方々が直接そのような負担増にならないように、私どもは配慮して市民サービスが維持できるような形の指定管理の在り方をとってみたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会が管理しております指定管理業務について、その指定管理料につきましては、基本協定書に基づいて、年度ごとに協議して決定しておるわけですが、指定管理料の額を変更する特別な事情が生じた場合は、その都度協議すると定めております。

経済情勢の変化でありますとか、あるいは電気料の値上げや、消費税改正がなされた場合などについては、基準額の算定額を精査しながら指定管理者と協議をいたしまして、必要な場合は年度途中であっても変更契約が生じる場合もあり得ると考えております。

以上でございます。

○3番（西江園 明君） 今、市長と教育長の答弁、ちょっとずれがあるように感じたんですけども、今市長の答弁はですよ、今現在そういう社会情勢の変化、原油が上がってうんぬんで、指定管理料の見直しも今検討しているようなふうに私は受け取ったんですけど、教育長は、今後そういうのが出てきたら協議をすると、その辺のところはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えをいたします。

教育長の答弁内容につきましては、協定書の答弁ということですが、現実的には今そのような社会変動がございますので、協議は進めているということでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、もう今こういう急速な電気料金とか何かの中で、既にそういう指定管理料の見直しについては、もう実際相手方と協議しているというふうに理解してよろしいんですね、確認です。

○市長（本田修一君） そのとおりでございます。

○3番（西江園 明君） 社会情勢を勘案して決めるということで安心をしました。要は、受託者がそういう相談しやすい役所、窓口であるべきと私は思いますけど、そういうふうに聞いたんですけど、今、市長部局の方ではそういうふうな現実にもう既に問題をそういうふうに反映させていると、教育委員会部局では、そういう事実はないということですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 指定管理料のことですが、指定管理の基本協定書の中で、リスク分担という条項がございます、市と指定管理者の負担が定められているところであります。その中で物価変動につきまして、例えば人件費の経費の増というようなものにつきましては、指定管理者側の負担とすると、そして、公共料金や燃料費の著しい物価変動に伴う経費の増加につきましては、市の方が負担するというところでございます。

消費税のアップについても市の方が、面倒みるというふうなことになるところでございます。

そして、先ほど教育長からありましたように、特別な事情が発生した場合、今年度でございますけれども、そういった場合については、その都度協議するというところでございまして、実は今年度電気料の値上げによります指定管理料の基準額が上回るというようなところでございまして、12月の議会の中で増額の予算をお願いしているところでございます。議決いただきましたら、また指定管理の変更について協議をしていくということでございます。

○3番（西江園 明君）　そういうふうに柔軟に対応するというので安心をしたところでございます。

　やっぱし、これだけ物価の変動が激しいとですね、年間を通すとかなり、特に電気料なんかは大きいんじゃないかなというふうに思います。

　では、次にですね、NPO法人と役所の受託者であるNPO法人とですね、役所の関係についてお尋ねいたします。

　昨年いろいろこの件については、一般質問をしまいいりまして、ごたごたがあったりして嫌気がさしたのか、突然、昨年指定管理者をNPO法人化して独立をしまして、今回、今年から、そこと契約をしているというような形のところもありますけれども、確かに中には、冒頭市長、教育長もおっしゃいましたように民間に民活を大いに活用したところがいい施設も当然あります。

　一方、果たして大丈夫かなと、教育長の答弁では受託者の技術を生かしてうんぬんというような、もう万全の答弁もございましたけれども、首をかきげたくなるような施設もあります。今まで完璧に行政が、直営時代にですね、行政がしていた以上に管理がなされていけば、それは問題はないでしょうけれども、課題を残したままのスタートではなかったかと私は感じました。そこでお尋ねしますけれども、NPOになったことで指定管理者として受託していたときと、行政の関与はどのように違うのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

　指定管理者の指定につきましては、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の第4条、もしくは第5条に基づき候補者を選定しまして、議会の議決を経て指定管理者を指定しているところでございます。

　指定管理者を指定したときは、指定管理者と協定を締結しまして、事業計画に基づいた施設の管理運営をお願いしているところであります。

　志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の第7条及び第8条において、「市長は公の施設の管理の適正を期するため、管理の業務又は警備の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、または必要な指示ができる」と規定してありますので、指定管理者が民間事業者、もしくはNPO法人であっても行政の関与というものについては何ら変わりはないというふうに認識しているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君）　お答えいたします。

　教育委員会の所管におきましては、平成24年度まで志布志運動公園の運動施設及び志布志市文化会館の指定管理を受託しておりました志布志市公共施設管理公社が、平成25年度からNPO志布志スポーツクラブに移行いたしまして、指定管理を行っておりますことは御案内のとおりでございます。

　行政関与につきましては、これまで公共施設管理公社時代は、理事長が市長でございましたので、理事会でも運営の協議がなされておりました。NPOになった現在、スポーツクラブに対しての関わり方は、指定管理の受託者でありますので、基本協定書に基づきまして、定期的な報告

を受けるとともに、必要に応じて業務報告の聴取をいたしておるところでございます。

施設の管理面につきましては、利用の予約受付、減免申請、使用許可及び施設の修繕等の業務については、綿密な連絡・連携が必要でございますので、これまでと同様に調整協議の場も設けているところでございます。

現在のNPO志布志スポーツクラブの組織運営につきましては、理事会等で協議されておりました、自立された法人として尊重しているところでありますが、組織運営につきましては、教育委員会に相談のあった場合は、必要に応じて協議・連携をいたしております。

教育委員会といたしましては、市民サービスの向上という面からの指導や助言をしております、今後ともそのような立場で協議し、協力していくことになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番(西江園 明君) 先ほどもですけど、市長と教育長の答弁がちょっとですね、私の受け取り方なのか違うように感じます。

市長はNPOになったからといっても、一切行政の関与については変わらないというように、今答弁をされましたけれども、教育長の答弁を聞くと定期的な報告、相談があれば乗ると、調整協議はするというような答弁ですけど、結局教育長の答弁を聞きますと、教育委員会の部局の中については受け身というか、相談があれば乗るけども、積極的な関与はないというふうに私は受け取ったんですけど、市長の受け取り方とちょっと違うんですけど、その辺のところはどうなんですかね。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

私が答弁した内容は、指定管理者が民間事業者であろうと、NPO法人であろうと変わらないと、行政の立場は変わらないですよということのお話を申し上げたところでございます、具体的にそのような必要性があるという、協議の必要性があるということにつきましては、その都度対応してますよということについては、教育委員会が答弁したとおりでございます。

○3番(西江園 明君) 行政の立場が変わらないということですか。私は行政の関与についてですね、お聞きしているわけですから、教育委員会の答弁となりますと、そういうふうにちょっと行政の関与が薄くなったように私は感じます。今の教育長の答弁ではですね。じゃあこういう今までは、市長が理事長という形でおりましたから、行政のトップとしてですね、いろいろな形で物申されてきたんですけども、こういうNPOの設立のとき、理事の選考とか、いろんな組織をつくる場合に、こういう例えば理事の選考をするときに、どういう形で決めたんですかね、行政の関与はあったんですか。それともNPOが、こういう形でつくりますという申請に基づいて承認した形なのか、その辺のところはどうなんですかね。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

NPO志布志スポーツクラブの立ち上げの際には、私自身が公の施設に関する立場で理事長という立場でございましたので、理事の選考については相談をしながら重ねてきまして、NPO法

人の立ち上げをしたところでございます。

○3番（西江園 明君） このことについてはですね、私も最近ここに勤めている人を含め、市民の人からも私が一般質問をしたせいなのか分かりませんが、私の方に意見を申されました。いずれにしても、もっと行政が関与して第三者の意見が反映されるような組織になっていないというか、組織にすべきではなかったかと、その人の意見を聞いて思います。NPO法人ですから、最後にお聞きしますけれども、当然今後はこれは公募という形になりますよね。

○市長（本田修一君） 先程来、指定管理の在り方についてのお尋ねがございましたように、社会変動があると、そしてまた、私ども自身が指定管理の在り方について、少しまごつきながら取り組みをしたという経緯がございますので、改めてこのことが市民サービスの向上に本当につながるかということの議論を重ねながら、今後も指定の管理をするところでございます。そのような中で、この志布志スポーツクラブにつきましては、今回新たに設立したということでございますので、十分連携を取りながら、今後も、この志布志スポーツクラブの属する方々が、十分就業条件としてかなうような形であるというものを前提とした今後の指定管理の在り方ということになるのではないかとというふうに私自身は考えているところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと市長、今の答弁はちょっと理解できないんですけど、私が聞いているのは、公募にするんですか、非公募ですかというどちらかがいいんですよ。今市長の答弁を聞いてますと、今後の運営の状況を見て決めるということですか、どちらなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この件につきましては、先ほども申しましたように、NPO法人化して、この指定管理というような形になっておりますので、十分このNPO法人が体力をつけていただきながら、引き続いて市民サービスの向上に向けて取り組める組織として自立できるように見守りをしながらやっていきたいということを考えているところでございます。

ということでございますので、その時期にまた指定につきまして、公募にするのか、非公募にするのかということにつきましては、今後内部的にも協議をさせていただきたいというふうに思います。

○3番（西江園 明君） はい、分かりました。

今回はですね、ほかにも多くの議案が上程されております。所管ですのでですね、ここではお聞きしませんが、まあ、たびたびこのことについて私は一般質問をして、この制度については疑問を持って一般質問をしてまいりました。親方日の丸になるような制度にならないようにですね、行政が関与すべきところはすべきというふうに言いたいんです。もう任せたからといってですよ、果たしてその任せ方が正しい姿なのか、経費の削減になっているのかというようにですね、行政がもっと関与して物申すという体制ということを期待いたします。

もう最後になりますけれども、道路行政について、市道の進捗状況についてお伺いいたします。

まず六月坂・安良線についてであります。

先月の全員協議会の中で、建設課から一応報告はありました。再度本会議でお聞きいたします

けれども、この道路は私の住んでいる自治会内にある道路の関係上、いろんなことは、もうしょっちゅうこのことについてお聞きするわけです。そして、私の自治会だけでも約40人の児童が香月小学校へ通学路として利用しております。この途中数十メートルが未改良のため、保護者としては、ここでの交通事故を一番心配をしている状況です。市の方も鋭意努力されていることは十分承知しておりますが、この未改良区間には住宅が1件ありますが、パッと見たときはその人が何か反対しているように見えてですね、この人にとっては、甚だ迷惑なことだと思います。そこに隣接する土地がうまくいわずに用地買収に時間がかかって、今のような状況になっているわけですけれども、昨年、市の方から裁判で決着を図るべき提訴いたしました。その後約1年経ちました。全員協議会でもありましたけれども、再度現在の状況をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

六月坂・安良線道路改良工事の裁判の状況についてでございます。

現在、市道六月坂・安良線の用地取得に関わる所有権移転登記手続き請求事件につきましては、平成25年3月27日の第一審及び同年8月30日の控訴審ともに市の主張が認められる判決となりました。これを不服としました控訴人が、同年9月15日付けで上告しまして、最高裁判所の判決を待つ状況でありましたが、上告状に関して福岡高等裁判所宮崎支部は、11月29日付けで控訴人の上告理由書等の未提出により上告却下の決定をしたところであります。しかしながら、訴訟代理人の弁護士によりますと、訴訟人は更にこれを不服としまして、12月4日付けで特別抗告の申立てをしたとの報告を受けたところでございます。いずれにしましても判決が確定し次第、所有権移転登記の手続きを進めることとなりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○3番（西江園 明君） 残念ながら特別抗告の申立てをされたということですがけれども、相手方は、やっぱりいまだに弁護士を立てていないで、個人でやっぱり戦っていらっしゃるということですかね。その点と、今申立てをされましたけれども、その特別抗告の申立てがあったその結果というか、判決まではどのぐらいの時間がかかるんですかね、見込み。

○建設課長（中迫哲郎君） 相手方が個人かということですが、今のところ弁護士を立ててということは聞いていないところでございます。

それから、判決が出てからどのぐらいかと申しますと、先ほど申しました特別抗告の申立てが12月4日でございます。それを受けまして、受理の通知を裁判所が出すということで、それを受けてから14日以内に特別抗告の理由書をまた提出ということでございますので、それに、大体通知を受けるのが1週間ぐらいとしまして、受理の理由書の提出が3週間ぐらいかかって、それからまた、少しの時間で決着をみるというような形になるかということで考えているところでございます。

○3番（西江園 明君） 前は上告のときも理由書を出されなかったわけですがけれども、今度そういうふうにならされて、理由書を出さなければならぬわけですね。その辺のところについては、ちょっと時間がかかるようですがけれども、例えばですよ、じゃあその問題が当然私は、



まあ言っているのか分かりませんが、今の流れを見れば市の方が勝つというふうに思うんですけども、例えば判決が出て、所有権移転ができるというような判決文が届いて、それから土地の登記とか、用地費を裁判所に供託するんですかね、そういう流れがあると思うんですけど、判決後の流れと、それに要する期間というか、時間はどのぐらいかかるんですかね。今は特別抗告についてお聞きしましたが、その後のことです。

○建設課長（中迫哲郎君） お答え申し上げます。

確定いたしますと、一審の判決をもって確定するというところでございます。判決が確定次第市が控訴人に対しまして、代金を支払うかですね、代金の受け取りの拒否となった場合には、土地の代金をですね、法務局に供託するというようなことで、所有権移転手続きの登記を行うということでございますので、市の方といたしましては、もうこのことについてはですね、判決が出次第、速やかに行うように準備はしているところでございます。

○議長（上村 環君） 期間の見込みは。

○建設課長（中迫哲郎君） 期間につきましては、速やかにということですね、御理解願いたいと思います。そんなに時間はかけなくてですね、処理をしたいということで考えております。

○3番（西江園 明君） まあ相手もいることですし、また裁判という流れの中で、3月までの年内にですね、そこまでいけばいいのかなというふうに思います。そうすると、当然、もうすぐ工事は着工という運びになるということで期待をしておりますので、できるだけ、そういう相手がいることですが、速やかにですね、もし判決が出た場合には、作業をされることを期待いたします。

次に移ります。ただいま質問いたしました、お聞きしました六月坂・安良線が水ヶ迫線にぶつかっているわけですが、その市道水ヶ迫線を国道220号までの間を香月小学校の前ですけれども、今現在改良工事が始まりました。小学校への通学路で、恐らくこの水ヶ迫線という市道は全児童の約半分近くは利用する道路ではないかなというふうに思います。しかし、歩道もありません。そして、ここは緊急時の避難路であります。津波訓練を何回も行いますと、ここをずっと上っていかなければなりません。そういう関係で、やっと工事も始まりましたが、規模が大きい工事のためですね、なかなか時間もかかりそうです。進捗状況と今後の見込みについて、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道水ヶ迫線の道路改良工事についての進捗でございます。本路線は、国道220号から町原方面に向かう、本市の中心を通る重要な主要道路であります。しかしながら、香月小学校の交差点は、本路線と志布志港に抜ける香月・若浜線との交差点が道路中心から約60mずれており、国道の渋滞の原因の一つでもあります。その交差点の改良とあわせて車道2車線と、歩道整備を先ほどの六月坂・安良線までの延長340mを整備計画するものです。平成22年度から事業を開始し、測量設計業務と用地買収等を行い、本年度より本格的に工事を開始したところです。

財源の内訳としましては、社会資本総合整備交付金事業としまして、事業費の60%を国の交付

金、残りの40%を合併特例債を財源としまして、総事業費5億円で国道の移行車線改良工事までを平成30年度までに完了したいと考えております。

先に述べました六月坂・安良線と、この水ヶ迫線が完成しますと、国道220号から本路線、グリーンロード志布志線を経由することによって、鹿屋市までの主要幹線道路が整備され、地域の活性化に寄与することにより、多くの方々の利便性の向上が図られるところでございます。

○3番（西江園 明君） 先ほども述べましたけれども、この道路は津波などの災害のときの避難路になっております。付近には御存知のとおり小学校、高校、幼稚園、そして病院、介護施設さらに大型店舗も幾つかあります。災害のときは、避難者がここに集中するのです。

そこで伺いますが、現在法面の工事をずっと行っていますけれども、山を切る工事ですね、行ってますけど、ここに避難階段の設置について以前お話をしたことがありますけど、その避難階段の設置について、どういう状況なのか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国の交付金事業によりまして、整備しておりますので、明確な形で避難路としての位置付けは難しいところではありますが、法面の点検用の階段として整備する計画としております。

当初は、本年度施工箇所に予定しておりましたが、詳細に現地調査をしましたところ、法面の崩壊が確認され、階段設置が困難になったところでもあります。来年度以降の施工箇所に設置する予定であります。現在、詳細設計や構造計算等をやり直している段階でございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、そこに避難路はつくるというふうに点検という名目でということで安心をしたところですけども、その避難路の姿が見えればですね、何よりもこの付近の市民の皆さんは安心すると思います。

そこで伺いますけれども、現在の工事を見ているとですね、法面の工事しか見えないんですよ、治山工事が急傾斜の防災事業的な工事しか見えないです。とてもじゃないけど道路工事には見えない。市長も先ほど言いました事業費も、非常に5億円もかかる事業ということで、非常に山も高いので、事業費的にはかかることはやむを得ないと思いますけれども、もっとここはですよ、今市長もありましたように国道に接して車も多いし、通るし、大型ショッピングもありますから歩行者も多い所です。もっとここを通る人にですね、PR、工事の内容をですね、もっとPRすべきというふうに私は思います。今市長が言われたように避難路を描いた分かりやすい完成予想図、鳥瞰（ちょうかん）図というんですか、デンとですね、ドンと国道付近に大きく掲げて、こういう事業をやってますよと、そしてこうなりますよというようなですね、看板というか、標識というのを掲げる気持ちはないか。小学校に子供を預ける保護者にとってもですね、非常に安心できる看板となるんですけども、そういうためにも、そういうドンとした分かりやすい、市民に分かりやすい看板を設置する気持ちはないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御質問を受けまして、本当に香月小学校の子供さん方や近隣の市民の皆さん方へのイメージアップと、お知らせというのは大変必要かというふうに思ったところでもあります。

また、ここを今でも利用される方々が実際どういった形の形状になるかということについては、なかなか地元の方々にない方が多いでしょうから、その想像、完成図についての想像ができないのではないかなというふうに思ったところがございますので、鳥瞰（ちょうかん）図になるか、平面図になるか分かりませんが、完成予想図を設置するよう担当の方に指示してまいりたいと思います。

○3番（西江園 明君） 非常にそういう設置するという方向でして、そういう住民にもですね、情報を開示するということでした。

国会では、特別秘密保護法案が可決されましたが、志布志市は見える行政をですね、そうやってPRしながら行政を行うことを期待いたします。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

○  
午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開  
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、毛野 了君の一般質問を許可します。

○9番（毛野 了君） お疲れさまです。

農業振興について質問をする前に、3番議員からも出ましたけれども、本田市政の評価なり、自分の評点なりを若干お伺いしたいと思います。

議長、通告はしておりませんでした。難しい問題じゃありませんので、お許しを願いたいと思います。

○議長（上村 環君） 市長の答えられる範囲でお願いします。

○9番（毛野 了君） 本田市政も残すところ1か月強となりましたが、三選に、出馬に向けて日々努力をされているように聞きます。マニフェストもつくっておられることと思いますが、そこで1点、本庁舎機能を志布志に移す考えはないか、お伺いをいたします。というのはですね、志布志町民の、あなたの支持率がすごくアップすると思いますがいかがですか、考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 毛野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど西江園議員が御質問になった内容と同じかと思いますが、私の答弁次第で支持率が上がるということになれば本当に有り難い話であるところがございますが、先ほど答弁いたしましたように、今後将来的にですね、庁舎建設の必要性について機運が高まっていくということになれば、当然そのことについては市民の皆さん方と一緒に本庁舎の位置や組織の在り方について議論が必要になってくるというふうには思うところでございます。

○9番（毛野 了君） 市長、マニフェストに入れて取り組む姿勢というのは持っていらっしゃる

いますか。

それと、もちろん財政の問題もあるでしょうけれども、具体的に三選後必ずやりますというような明言というか、そういうものはできませんか、もう1点だけ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

マニフェストは、当然今後取り組むべき政策目標ということが内容として盛り込まれるべき内容でございますので、今申しました庁舎移転につきましては、今答弁したような内容というものについて、しるして構わないというようなふうに思っているところでございます。

○9番（毛野 了君） はい、もうこれ以上は申しませんが、次に、通告に従い農業振興の施策と畜産対策ということで通告をいたしておりました。

これは、耕作放棄地解消の取り組みの状況を聞きたいということですが、これは何も農業委員会のデータなりそういうものを期待しているわけではございません。農家の高齢化が進み、耕作放棄地が増える一方で、解消できない状況であります。農水省もですね、放棄地の解消を県、市町村に要請いたしております。そこで、国・県あたりが推進しているのは、地域で認定農家なり、それから後継者を含め、集団化する方策を農水省も力を入れて進めております。この問題について市町村でもですね、ぜひ力を入れて進めてほしい。株式会社参入も農業分野に入ってきます。そこで新規就農をする場合にもですね、これは耕作放棄地を含めて取り組む認定農家なり、新規就農者に対しては、それぞれの助成対応をいたしております。ぜひ我が市でもですね、この耕作放棄地、あるいは集団化する取り組みのアンケートなり、そういうものを取ったことがあるのか、1点お伺いをまずいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2010年の農林業センサスでは、全国の農地約470万haのうち39万6千、約40万弱の農地が耕作放棄地になっているということで発表がっております。前回の5年前に比べて1万haほど増加しているということでございます。

本市におきましても、農業委員会の方で平成24年に調査がありまして338haの耕作放棄地が存在しているというふうに確認されております。

その対策としまして、耕作放棄地の発生防止としましては、農業委員会で遊休農地の調査、改善指導と、そして耕作放棄地となってしまった農地に対しましては、国の補助制度であります耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用しているところであります。この事業によりまして、平成24年度までに7haの解消をしております。

また、農振農用地でない地域につきましては、市の単独事業である「よみがえる農地復元対策事業」を活用しておりまして、平成21年度から取り組んでおり、現在まで4haの解消をしております。これらの事業により、徐々に耕作放棄地が解消されてきておりますが、今後につきましても、国におきまして来年度予算の概算要求の中に、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金としまして、21億円計上されておりますので、市でも単独事業を継続しながら、これらの事業を有効に活用しながら耕作放棄地の解消に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○9番（毛野 了君） 農業委員会の調査なり、それもですが、農水省あたり県から、農政課長どうなの、志布志市の耕作調査なり、そういうものをやりなさいという要請はきてないの。

○農政課長（今井善文君） お答えいたします。

先ほど市長の方でも答弁ありましたように、国による事業、それから県による事業等も県単事業等もごございます。当然この事業をするということにつきましては、我々の方にも積極的な活用と、そしてまた、有効な農地の利活用ということを考えますと、耕作放棄地ということの解消につきましては、当然我々も積極的にその解消に努めなければいけないというふうに考えております。

○9番（毛野 了君） 私がなぜこれを質問するかということですね、認定農家なり、新規就農者なり、それから、規模を拡大したい農家なり、そういう方が「農地がなかなか見つからん」と、「荒れ地がずばごわんさいな」と、だから、市独自でもですね、農水省、県に先駆けて調査なり、調査したら、整備したらじゃあ耕作をしていただけますかとか、そういう会合なり、認定農家なり、そういう方を集めて希望を取ったり、そういうことはする考えはないのか、市長どうなの、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありますように、農業委員会とも連携しながら、そのことについては、十分本市独自の事業というような形でございますが、基盤整備事業なるものを取り組んでいるということでございます。もともと耕作放棄地につきましては、利便性が悪いとか、あるいは畑の区画が悪いとかいうような形のものが積み上がってこういった形で、多くの面積が耕作放棄地になっておりますので、まずその復元に要する事業というものが考えられるということで国の事業等があると、そしてまた、県によってもそのものを集約化するための事業というものがあると、そしてまた、私どもはそのことを補完するような事業を行っているということでございますので、希望されるそのような耕作放棄地については、積極的に対応しているというふうには考えているところでございます。

○9番（毛野 了君） 市長、私が答弁を期待しているのは、大型化したい、高齢化して農地が荒れていくということを皆さん思ってるじゃないですか。そして、大型化したい農家、認定農家なりを含めて、その方々が農地の確保が難しいということですから、そういう方を集めて解消したら耕作を受けていただけますかとか、そういう問題をですね、ぜひ解決してほしいと、認定農家の会議もあるんでしょう、年に数回。要望はきませんか、きてるんですよ。だから、そういう取り組みをする考えはないか、それを聞きたいんです。市長、どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては、今お話がありましたように、当然認定農業者の会等で要望等が重なってございますので、対応はされているというふうに思うところでございます。

さらに、そのことの進展を図るための何らかの事業の設置ということについては、まだ担当の方からも私の方に提言等もございませんので、それらのものを今後また農政が大転換する可能性

がございますので、国の新たな戦略的な農業経営構築のための新たな事業の提案があろうかというふうに思います。それらのものを活用しながら、ただいまお話ありますように、耕作放棄地の復元と、そしてまた、それによる認定農家の規模拡大というものにつなげているような市の方策は考えてまいりたいというふうには考えております。

○9番（毛野 了君） ぜひ、これは農水省あたりから、来年度あたりから市町村でも力を入れて一層取り組みをなさいとくるでしょうから、その前にひとつぜひ来年度の当初からこういう解消に向けて、規模拡大したい農家については、支援するなり、そういうものをぜひ取り組んでほしいと思います。これを言っても取り組みがまだしてないから、調査もしてないということですから、農業委員会の調査だけの段階でしょうから、次に移ります。

家畜伝染病対応について、現在は我が国では口てい疫が2010年から発生は確認されていない、おりませんが、国をはじめアジアでは、今も猛威をふるっております。これは中国も含めてですね、本年も中国をはじめ、連続して発生しており、県当局もいつ国内に飛び火するかという警戒を呼び掛けておる現状です。

また、ウイルスは木戸口まで来てるぞという警報も出しております。というのは、今もって中国産の稲わらというのは今入ってきておりますので、志布志港にですね、ゆめゆめ油断したらいけないということで、この問題を取り上げました。

日常の防疫作業を怠っていないというふうに新聞紙面は見ましたけれども、我が市は南九州の飼料供給地を抱えており、昨年県境等での対応は一応されておりますが、今後も引き続き対応を希望するわけですが、これからですね、韓国、中国の富裕層が鹿児島にゴルフにも来るわけです。ぜひこの対応、対策をどう考えておるのか、ぜひ伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成22年4月の口てい疫発生につきましては、本当に、この地域の畜産業、農業を揺るがす大事件となったところであります。このことにつきましては、市を挙げて、また県を挙げて対策に取り組みをしまして、沈静化されたところでございますが、それ以降も高原性鳥インフルエンザ発生というものがあったりしまして、この地域へのそのような伝染病の予防というものについては、関心が非常に高まったところでございます。

そのようなことから、法におきまして、家畜伝染病予防法におきまして、農家が守るべき基準というものが改正されまして、その遵守状況について、県が立ち入り調査を行うと、消毒の実施や農場立ち入りの記録の実施というものが中心に指導をされるようになったということでもあります。これに伴う対策としまして、市としましては、車両消毒装置の設置補助や全農家を対象としました消毒資材の配布、農場入り口の立ち入り注意の看板及び記録帳簿の配布というものを行いまして、基準の遵守を啓発しているところであります。

海外からのウイルス侵入防止にかかる水際検疫措置につきましても、国により空港で発生した発生国からの畜産物の持ち込み禁止や、旅客等に対する靴底消毒が実施されております。

そしてまた、志布志港におきましては、中国産稲わらが輸入されておりますが、農林水産省が

現地で検査されたもの、加熱処理がされたものが輸入されているところでもあります。

平成22年に発生しました口蹄疫につきましても、侵入経路が特定されていないなか、あるいは国際的な人や物の往来が増加するなか、水際検疫措置だけでは困難な状況もあります。農場における侵入防止対策としまして、普段の衛生管理の底上げというものが重要となっておりまして、改めて農場衛生管理に努めていただくよう、県と連携しまして指導に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○9番（毛野 了君） 農家の指導も徹底してほしいと思いますが、災害は忘れた頃にくるということがありますので、畜産課長、何かコメントがあれば、担当課長として。

○畜産課長（山田勝大君） 口蹄疫、あるいは鳥インフルエンザ等の侵入がないように、我々職員ももちろんであります、それから関係の団体職員、そして農家の方、一体となって侵入防止に今後も努めてまいりたいと思います。

○9番（毛野 了君） はい、ありがとうございます。頑張ってください。

次に移ります。

県道整備についてであります。前回は要望を申し上げましたが、県道塗木大隅線、いわゆる田之浦地区の大越地区がですね、山の中を通るような県道ですね、あそこは、曲がって。一部松山町ですね、大野原地区は一部500mぐらい改良をされましたが、田之浦の大越地区のあその部分ですね、通学路でもあり、田之浦地区民が松山に向け、それぞれ利用する生活道路でございます。松山町から尾野見に結ぶ産業経済を支える重要な県道でございます。まず、今後どう取り組んでいくのか、それをちょっと伺いたい。あるいは県にどうやって要望していくのか。地元負担も県道は当然出てきますので、当初予算で組んで逆付けをするぐらいの県に要望をする考えはないか、ちょっとその部分だけを聞きたい。答弁を願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になった路線につきましては、現況としまして、お話のように屈曲、曲がりが多いと、そしてまた、狭いということで通勤・通学はもとより、地区住民の日常生活に支障を来しているということでございます。

現在、県としましては、大越集落内の路面改修や井手口集落から大野原集落への路面改修を進めているところであります。市としましては、これらとともに車両通行の離合対策や、見通しの悪い部分の局部改良などを、曾於地区土木協会の要望活動の中で継続してお願いしているということでございます。

最近では、平成25年10月に県庁会議室におきまして、曾於地区土木協会の土木事業に関する要望会の中で、土木部土木課をはじめとしました関係課長へ直接説明・要望したところでございます。

また、それに先立つ25年8月に志布志市で開催されました出前行政懇話会の中でも大隅地域振興局の方との懇話会になっていたものでございますが、この中でも、この路線についての整備・要望については重ねてしているところでございます。

○9番（毛野 了君） 市長、私が言うのは部分的にちょっと難しいんでしょうけれども、大越のあの杉が生えて真っ暗やんさいな、見いやしたか、あの部分をしてくださいと、100mばかりでしょう。その部分はどうか、県に特に箇所指定というか、そういう要望をする考えはないですか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘になりました杉並木の部分については、十分認識しております。現況としましては、そのような杉木立の中で暗い路線になっているということでございますので、県に対しましては要望してもいいというふうには思うところでございますが、全路線の中で危険度の高い所というような観点から県の方は工事が進められると思います。この路線の中で、特に曲がりが多いわけでございますので、そのような急カーブの所の解消が先になるのかなという気はするところでございますが、今お話があった部分についても、このような御意見が議会でも出されているということについての要望はしてまいりたいと思います。

○9番（毛野 了君） 次にですね、柿ノ木志布志線もですが、塗木大隅線と同様、大変重要な路線であります。年時的に引き続き早期の改良を熱望する路線であります。これは前回は申し上げましたけれども、本田市政になって、地区民が目に見えて、おお本田修一はやってくれるなど、目に見えて評価のできる事業であります。ぜひ柿ノ木志布志線は筆界未定とか、いろいろ問題の所もありますが、ここは飛ばしてでもですね、後回しでもいいんですが、他の路線をですね、志布志町の本校の小学校が通学路です。ぜひ塗木大隅線と引き続き改良して県に要請をしていただきたい。早期の解決を、筆界未定の所はもう後回しで、ばんやむを得ませんので、引き続き改良工事に取り組んでほしいと思うわけです。その意気込みをちょっと聞きたい。お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道の改良工事につきましては、地元的地権者の方々と交渉が難航しまして、整備が進まない所が多々あるところでございます。それらにつきましては、県の方では、まず用地の確保が先決ですよというようなことのお話があり、現況のように部分部分で残されたような状況になっているというふうに今認識しているところでございますが、担当の方では、それぞれの箇所について、地権者と粘り強く用地の確保についての交渉を重ねてきており、皆さん方の目から見たら遅々として進まないなというようなふうを受け取られるかもしれませんが、今申しましたように担当の方では、粘り強く地主さんとの交渉を重ねてきているところでございます。そのような中で、部分部分によって交渉が実って、ようやく事業に着手できるというような路線もあるところでございますので、今お話になられた路線についても、地主の方と粘り強く交渉をさせていただいているということの御理解をいただきたいということでもあります。

そして、できるだけ早い時期に全線開通していきたいというのは、私どもも本当に願っている内容でございますので、そういった熱意でもって取り組んでいるということの御理解をいただければというふうに思います。



○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。  
午後は、1時から再開いたします。

○  
午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開  
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（毛野 了君） 市長、その塗木大隅線、柿ノ木志布志線、両線ひとつ力を入れて、部分改良で結構です。真剣に取り組んでください。要望申し上げておきます。

次に、市道町原・弓場ヶ尾線ですが、この全線開通も要望しましたが、東九州自動車等と都城志布志線の交差点、港湾に通ずる重要な路線であります。部分的に今改良もされておりますが、完成の見込み等をちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道町原・弓場ヶ尾線は、沿線に住宅や店舗などが多く建設され、本市でも生活道路として重要な主要道路に位置付けていることから、県道志布志福山線の交差点から弓場ヶ尾方面に向けて歩道設置工事を平成17年度より施工を開始しております。

全体計画延長は780mで、平成24年度まで延長465mの施工が進んでおります。本年度は既に工事着手しており、この工事が完了しますと進捗率は70%となります。残りの延長185mの分は、現在用地交渉中であり、なるべく早く交渉を成立させて来年度以降の工事を順調に進めてまいりたいと考えております。

○9番（毛野 了君） ぜひ早期完成に向かって努力をお願いしたいと思います。

次に、社会体育施設の整備についてお伺いを教育長に申し上げます。

これは教育の基本計画方針は、伝統・文化を守り育み、次世代へつなげる人づくり、目標として、いつでも学べる場ということで、それぞれ取り組んでいらっしゃいます。

そこで、前回も申し上げましたが、日本古来の武道である柔道・剣道の施設整備で、現在日々の普段の練習では、さほど不自由は感じていない現状ですが、志布志が柔道大会なり、そういう大きな大会を年に五、六回やります。前回の要望事項では体育館を利用してください。昼は武道館から台車で運んでやってください。そして、耐震計画で整備を進めたいという教育長の答弁がありました。

そこで、他の大会等では簡易なものでも階段を設置して観覧席を設置しております。我が市でも中学校の教育の一環として、剣道をするか柔道をするかということでありまして、現在我が町は柔道を選択しております。その柔道を習得することに決まったわけですが、前回答弁では耐震化のときに、ぜひ簡易の観覧席も設置していきたいという答弁でしたが、あともって話を聞くと、台車に乗せ、畳を体育館まで運べと、後片付けは、また武道館の方に持って来いというような代替案と申しますか、そういう答弁であったということですが、その後どう取り組みをされたのか、

簡易な観覧席の設置というのは検討をされたのか、ぜひ伺いたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員も御案内のとおり志布志運動公園武道館は、昭和63年6月に竣工され25年が経過をいたしております。現在は片面を剣道場、もう片面を柔道場として年間を通じ利用されておまして、主に柔道会や剣道連盟の大会が年に数回開催されております。先日も後藤旗争奪柔道大会が盛大に開催されたところでございます。また、武道につきましては、今議員の御指摘のとおり、中学校では武道が専科になりまして、体育の授業で取り入れるように、柔道または剣道ですね、取り入れるようにということで、市内の中学校でも柔道・剣道どちらかを選択して事業をやっているところでございます。

この武道館につきましては、平成25年度でしたか毛野議員から今御指摘のような御質問がございましたので、それは大きな大会が開催されたときに武道館が狭くて応援者が試合を見られないので、観覧席の設置ができないかということでございましたので、これまで様々な角度から検討をしてまいりました。その検討の一つが、先ほど議員指摘のような体育館の利用ということも一つの案ではございました。観覧席につきましてはですね、移動式または常設式のいずれかの方法を検討いたしました。現在の武道館では試合コートと壁面の間がわずか2.6mしかない、非常に狭いものですから観覧席を設けるとなると、選手と観客の席が接近しすぎて安全面や大会運営に支障を来す恐れがあるために、建物の構造上観覧席の設置は難しいということで、現在の施設での大会運営をお願いせざるを得ないというのが現状でございます。隣接する体育館には、観客席もありますので、主催者へ会場の変更などを御検討していただきまして、現在の施設を有効活用しながらですね、安全で実り多い大会運営をお願いしているというところでございます。

武道館をはじめ市内にある多くの体育施設は、建築されてから25年から30年経過しておりますことから、経年老朽化により施設や設備の不具合や、あるいはまた時代の変化等に対応しきれない場合が発生することも予想されているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在の施設で市民の皆様が安全で快適にスポーツ活動を楽しんでいただけるよう維持管理に努めてはまいりますけれども、今後は本市にとって、どのような体育施設が望ましいのか、将来的に検討する必要性が生じてくるのであろうと、こういうふうを考えております。

そしてまた、耐震工事をするというようなことになれば、今度はそういう今観客席の話が出ましたが、そういうことも含めて今のところで今の武道館でということになりますと、観客席のことも勘案しながら工事を進めていかなければならないという事態も発生してくるであろうということも想像をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（毛野 了君） 教育長やっぱり前回と同じような答弁で期待持てませんね。

耐震化があって、その時点では耐震のチェックは済んだんですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 体育施設についても耐震化の審査はしてあるということでございます。

○9番（毛野 了君） それじゃあ、とりあえず手直しする、補強する、そういうことは必要ないという耐震結果ですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 観覧席の増設等につきましては、これまで検討しているところでございます。全体的な武道館の増改築というような試算は現在しておりませんが、簡易方式による収納型のひな壇のような形でのですね、収納型の施設ということを試算したところでございますけれども、20席程度のひな壇で300万円ぐらいかかると、100席で1,500万円ぐらいということでございますけれども、ただし壁面からの試合コートまでの距離が2.6mということであつたので、現実的にはこの簡易方式の収納型の観覧席というの、構造上難しいのかなと現在考えているところでございます。

○9番（毛野 了君） 耐震結果はどうだったの、耐震結果。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） すみません、ちょっと確認の時間をいただきたいと思ひます。

○9番（毛野 了君） 今答弁できないということは、とりあえず補強なり耐震の措置はいいということですね、そういうふう理解していいんでしょう。そういう難しいことじゃないからいいが。

○議長（上村 環君） 時間をとりますか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） すみません、大変申し訳ございませんでした。建物の建築年度が昭和63年6月ということでございますので、今回のその耐震診断の対象ではないということであるということでございます。

○9番（毛野 了君） 教育長やっぱりしっかりとした回答を、答弁してくださいよ。もう前回から耐震のとき一緒にやりますと、検討しますということですから、耐震のチェックをする対象外の物件だということですから、ちょっとやっぱり何かうまく打合せてやってみてください。ひとつ前向きにそれは検討として、大隅地域では一番の柔道が盛んな市でございますので、もうちょっと前向きに検討してみてください。要望しておきます。

次に移ります。市が所有する遊休地の活用についてでございます。

産業振興と企業誘致という項目ですが、本市に厳しい財政難の中、基金を取り崩してまで取得した多額の遊休地を抱えている松山地区工業団地、志布志の大迫の食品団地、夏井のゴルフ場の遊休地等々でございます。若浜地区の分譲地、まだ企業誘致が目に見えていない状況であります。稚子松に今度は田んぼの跡を新規取得をして、本格的に企業誘致を進めるという市長の方針でございますが、そういうもので立地可能のある企業が今数社ございます。種は蒔きました。芽が出ますという答弁でございました。その結果ですね、養鰻は1社入りしましたね、あとトップセールスで、それぞれ中央に太いパイプができましたという答弁でございまして、その後、それらしい企業誘致というのはされていないのが現状のようであります。

そこで、我が町の産業の活性化に情熱をそそぐという意味からもですね、特に大迫の食品団地

の用途変更なり、そういうものを検討されて食品の関連企業じゃなく、他の企業にも向くような用途変更なりを検討されて、取り組みをする考えはないか伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致につきましては、大きな課題でございまして、このことがなされるかどうかということが、大きな市の発展につながる大事な要件であるということでございます。そのことにつきましては、いつもいつも打診があるたびに、また打診があるような形の場をつくっていくようにということで一生懸命取り組んできたところでございますが、打診がある中で条件等を詰めていくうちに、そのような結果まで至らないという案件が数たくさんあったところでございました。そのような中で、ただいまお話がありました大迫の団地につきましては、特段にそのような食品に限定した企業というような条件の団地ではないということでございまして、他の企業についても打診があり、その進出について検討もした経緯がございます。

そのようなことで、今後も引き続いて積極的に誘致が図れるような条件整備をしながら取り組みをしてまいりたいというふうには思うところでございます。

○9番（毛野 了君） 大迫に限定すると、もう10年からの塩漬け状態ですよ、あそこは。だから、当初は食品関連の企業しか駄目ですよ、ということで、他の例えば極端な話だけれども、運送会社なり、倉庫業なり、そういう方々が当初経営してたんですね。だから、広くやっぱり港湾商工課長あたりは地元の企業なり、そういう方々と接する機会が多いと思うから、ぜひあらゆる用途、何でもいいですよというぐらいの誘致の市長に対する助言もしてほしいと思います。

そして、新しく稚子松に買うあそこの田んぼもですね、それはもう内諾というか、内部の交渉というのがもう進んでいるように聞きますが、塩漬けの土地もですね、ぜひ併せて検討をして誘致を進めていくというのは、ゆめゆめ忘れんように進めてほしいと思うが、何か見込みがありますか。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありましたように、市の保有する企業誘致のために保有する土地につきましては、積極的に販売したいと、縛りがあるとなれば、その縛りは外していきたいと、そしてまた、誘致したいということで何らかの条件があれば、その条件に添うような形の取り組みをしたいということを重ねながら、打診された企業について全面的に前向きに取り組むをしてきたところでございます。

しかしながら、結果的に例えば土地の形状とか、それから環境の問題とか、そのような観点から、あるいは交渉が進む中で景気の変動があつたりしまして、現実的に進出まで至らなかったということが現在の状況でございます。

今後、造成します新若浜後背地に造成します工業団地につきましても、できるだけ工場の誘致が速やかに、そして来たいと思うような形での条件整備をしながら誘致活動をしてまいりたいというふうには思うところでございます。

○9番（毛野 了君） 新しい企業誘致は、関東・関西、全て中央じゃなくてもですね、地元にいる企業の中でもそれぞれ二、三照会も私に問い合わせがありましたけれども、「港湾商工課いた

つくいやんせ」と、「土地が何坪あいちよつと分かいもはん」、ということは言いました。ひとつはあれがきましたパネル、太陽光、大迫団地は、そういうことは検討されたことはないんですか。例えば借地になるのか、用途目的が違うからなのか、そこあたりはどうなんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 安楽大迫工業団地につきましてはですね、私ども市の持つております工業団地の中でも非常に有望な団地だということで、議員も御存知のこういうパンフレット等を作ってですね、紹介しております、関東・関西、ポートセミナーの折やら、それから企業関係の協議会等に出席した折にはですね、必ずこういうパンフレットを紹介しながら誘致に努めているところでございます。

結果として、まだ企業の誘致に至っておりませんが、これまでに安楽大迫工業団地には、飲料水関係、それから木材関係、それから議員のおっしゃいました今そういうソーラー関係の業者も来られたところでございます。私どもとしましては、工業団地という特性からですね、できるだけ企業誘致という形で雇用を生んで地域活性化に貢献するような、そういった形の企業に来ていただきたいというようなことで現在もいろいろと引き合いのあつて、まだ経過途中のものもありますので、そういった関係をメインに今後も協議をしながら、それでもどうしてもというようなことであればいつまでも塩漬けというようなこともなかなか難しいところでございますので、また議員もおっしゃるようないろいろな方策も今後また検討していかねばならないのかなというふうに考えているところでございます。

○9番（毛野 了君） 本田市政も8年を過ぎようとしていますので、ぜひポートセールスと一緒に同じところばかりの相手じゃなくて、新しいところでもやっぱり説明したり、そういう場をつくるというのも必要であろうと思いますので、常に新しい顧客を探るといことは頭に入れて、ぜひ企業誘致に取り組んでほしいと思います。雇用の場の確保というのも一番大事です。ぜひ前向きに真剣に取り組んでほしいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、毛野 了君の一般質問を終わります。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、早速質問通告に従い順次質問をしてみたいと思います。

はじめに、詐欺被害防止対策について質問をいたします。振り込め詐欺対策については、これまでも質問をさせていただいておりますが、その後も次から次へと新たな手口が用いられ、ますます巧妙になってきており、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の認知件数は増加傾向にあります。

今定例会におきましても、議会に対して、市長が会長を務める防犯協会と、志布志警察署より振り込め詐欺撲滅に関する決議要請の文書が届いており、本市におきましても極めて深刻な状況にあることがうかがえるところでございます。今後のさらなる対策強化のためにも警察、行政、地域団体等、社会が一体となった詐欺撲滅の機運を醸成することが必要不可欠ではないかと思っております。そこで、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害を未然に防止するため、これまでどの

ような対策を行政として行ってきたのか、さらに今後の取り組みについても伺いたいと思います。

次に、保健行政の観点から2点質問をいたします。今年6月に閣議決定された日本再興戦略において国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれました。データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保険事業のことで、レセプト、いわゆる診療報酬明細や健康診断情報等を活用し、意義付け保険事業、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画であります。まず、全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定をし、27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正することとしております。それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしております。そこで、本市も積極的にこの導入に向けて検討すべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、ジェネリック医薬品に関しては、22年9月定例会で高まる医療費に健康保険の財政がついていけない現状から医療費の増加への対抗策として、国民健康保険をはじめ医療保険の財政の健全化や自己負担額の軽減が期待されているジェネリック医薬品の利用促進をさらに図るべきではないかと質問をいたしております。その後、本市でもその周知や利用促進に取り組まれておりますが、このジェネリック医薬品の利用促進を徹底して図った結果、薬剤費の削減に大きな効果を得た先進自治体も大分出てきております。そこで、本市のジェネリック医薬品の利用促進に向けた取り組みの現状について伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から質問をいたします。中学校の統合により、平成26年4月から志布志中学校、田之浦中学校、出水中学校が一つになりますが、その統合校となる志布志中学校が現在少し荒れている現状に対して、児童、保護者の中にも不安が広がっております。その不安を取り除くために、学校はもとより教育委員会をはじめ、関係者がその解決に向けて鋭意努力されていることは理解をしているところでありますが、その上であえて今後の学校、家庭、地域の連携をはじめとした青少年の在り方について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに振り込め詐欺の件についてでございます。現在、志布志地区防犯協会におきまして、地域安全運動を志布志警察署、行政、地域安全モニター等と連携し、犯罪の未然防止活動を行っていただいているところであります。しかしながら、振り込め詐欺やそれに類似する詐欺事件が後を絶たず、全国的に大きな社会問題となっております。

本年10月末現在、県内において、振り込め詐欺などの特殊詐欺が前年比14件増の39件発生し、被害額も前年比約1億7,000万円増の約2億9,000万円で非常に厳しい状況であります。志布志市としましては、現在消費トラブルを防ぐために、消費生活相談の実施、志布志地区防犯協会や志布志警察署と連携した振り込め詐欺などの特殊詐欺防止の広報活動を行っているところでございますが、今後も特殊詐欺などが更に高度化することも考えられることから、関係機関と連携を強

化し、被害防止の周知や啓発活動を実施するなど、市民の安心・安全のまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、保健行政についてでございますが、データヘルス計画についてでございますが、データヘルス計画はデータヘルスの推進に関する政府の指針としまして、本年6月14日に閣議決定されました日本再興戦略において国民の健康寿命の延伸を目指す新たな取り組みとして、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業として位置付けられたもので、関係閣僚申し合わせによる健康・医療戦略においては、レセプト等のデータの分析、利用が全国展開できるよう国による支援や指導を行うことを検討することとし、医療費分析に基づく事業に関して、国が定める指針の内容を充実させるなどしまして、保険者の取り組みを促進するとしております。

データヘルス計画は、その中で被用者保険においても、健康保険法に基づく保健事業に関するものについて定められたものであります。国民健康保険については、国民健康保険法に基づく、保健事業の実施等に関する指針の改正を今年度中に行うことを検討するとともに、市町村によるレセプト等のデータ分析に基づく保健事業の実施を推進することとされております。

一方、本市においては、本年度からレセプト分析技術等の特許を持つ県外の業者と契約し、そのデータ等を活用した医療費の詳細な分析や、糖尿病、精神疾患等にかかる疾病対策を実施しているところであります。具体的には、契約業者の保有するレセプト分析技術を用い、傷病名ごとの医療費や現在治療中の傷病名の把握、未コード化傷病名のコード化などで、より詳細な分析が可能となり、各種疾病の対象者のリストや治療中断者リストによる受診行動適正化や生活習慣病予防の保健事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、ジェネリック医薬品の利用促進について、本市の取り組みについてのお尋ねでございます。お答えします。

本市におきましては、平成21年7月の保険証の発行時にジェネリック医薬品希望カードの同封を始め、市のホームページと広報紙により、平成22年9月からジェネリック医薬品のお知らせを年1回から2回、差額通知については、県国保連合会のシステムにより、平成20年3月から年2回実施しております。ジェネリック医薬品の普及率については、全体の割合でいきますと、数量ベースで平成23年7月の26.0%から、平成25年9月の31.8%、金額ベースでは10.9%から12.7%と、いずれも伸びております。

今後、レセプト分析技術等の特許を持つ県外の業者と連携しまして、削減効果額等も出せるようになりますので、年次的にその結果を検証していきたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御質問の志布志地区中学校統合の状況についてでございますが、中学校統合に関するハード面整備の進捗状況につきましては、これまで全員協議会でも説明をいたしましたとおり、滞りなく進んできております。

志布志中学校生徒の学校生活の現状についてでございますが、全国や県、市の作文や絵画コン

クールで優秀な成績を収めたり、あるいは部活動で県大会、九州大会で上位に入賞したりする数多くの生徒が在籍しております。

一方で在校生の中には、卒業後の進路が不確定で学校生活の中で明確な目標が持てず、はたまた様々な外的諸問題を背負っている生徒もおりまして、それらが複合的に絡まって問題行動につながりがちな生徒がいることも事実でございます。学校では、そのような様々な生徒の一人一人の状況に応じて、家庭と一体となって、指導すべきは指導し、支援すべきことについては関係機関との連携を図りながら熱い思いをもって、手厚く支援を行っているのが実情であることを御理解をいただきたいと思っております。

このたび編入統合するとなる田之浦中学校、出水中学校につきましては、極小規模校でありまして、これまで生徒の一挙手一投足に至るまで教職員が寄り添い指導することができました。ただ、この指導法にも問題なしとしないわけですが、志布志中学校で学ぶことになれば、新たな環境に対して、児童生徒やその保護者が不安に思われるのはあり得ることだと認識しております。中学校統合準備委員会では、そのような生徒たちの不安を解消するためには、どのような手段を講じればよいかを1年半もの間、七つの分科会を設け検討を重ねて、あらゆる支援について工夫・改善を図っているところでございます。その一手段として、田之浦、出水の両中学校に出向きまして、定例教育委員会を開催いたしまして、生徒の悩みや不安等を直接教育委員の方々にも聞いて、そしてまた、子供たちと話してみられることを提案し、そういう委員会も開きました。このことにつきましては、先日地元新聞にも掲載されておりましたので、御案内のことかと思っております。

市教育委員会といたしましては、これまで豊かな心の育成を重点施策の第一に位置付け、学校を指導してまいりました。統合という大きな局面に対峙（たいじ）する志布志中学校におきましては、特に新たな友だちを受け入れるわけでございますから、本年度の残りの時間をかけて、より一層の充実が図れるよう指導しているところでございます。そのためには、生徒の長所に光を当て、褒めて伸ばす教育を推進し、プラスの雰囲気覆われる教育活動が展開されるよう指導いたしますとともに、教職員の配置等につきましても工夫をし、併せてスクールカウンセラーの配置や心の教室の設置など、個別の悩みや相談へも対応できるような体制を更に充実させたいと考えております。

また、本市における青少年の健全育成につきましては、関係機関の代表者による青少年育成市民会議を中核に、それぞれの校区の実情に合わせた形で推進されております。

各校区民会議は、公民館や学校及びPTA関係者など、校区の青少年育成に関する話し合い等により、青少年の健全育成に関する各種事業等を推進していただいております。志布志中学校区におきましては、中学校区内の六つの小学校にも校区民会議がございまして、それぞれの特色を生かしながら様々な形での青少年の健全育成を図っていただいております。特に志布志中学校におきましては、志新会というのを、おやじの会等が発展したものでございまして、その保護者の方々が4の付く日に保護者や、あるいは職員が登校時に声かけ運動も継続されており、誠に有り難いことだと感謝しているところでございます。



また、校外生活指導連絡協議会では、学校区ごとに愛のパトロールを夏休み、冬休み等を実施したり、携帯電話の問題や青少年による軽犯罪等についての学習会を行ったりするなど、学校間での情報交換を図りながら、問題行動の未然防止に努めているところでございます。今後とも志布志中学校はもとより、市内23校で健全な教育活動が展開されるよう見守ってまいりますとともに、保護者や地域の方々に、これまで一層の協力をいただきながら、市内の小中学生が健全な育成に努められるよう、教育委員会といたしましても全力を挙げて努めたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君）　じゃあ、これより一問一答で市長の方に、まず詐欺対策の関係から質問をしてみたいです。

冒頭を県内の状況、そして、述べていただきました。本市におきましては、消費生活相談室いわゆる港湾商工課の中に配置されておりますが、そこでの取り組み。また、防犯協会としっかり連携しながら、その広報啓発に取り組んでいくという思い、その結果市民の安心・安全を守るんだという観点で答弁をいただいたところでございますが、今回議会の方にも決議要請が上がってきているわけですね、そういった中で、やはり県内の状況、全国の状況をもうデータとしてはあわせ持っているところでございます。そして、市内の状況も多少理解をしているところでございますが、具体的にここ数年の市内の状況についてを述べていただきたいと思っております。先ほどは県内の状況のみ2億9,000万円という数字を出されて答弁をされておりますので、あくまでも今日は特に市内を中心とした議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

志布志警察署管内における振り込め詐欺の認知件数でございますが、平成23年から現在まで振り込め詐欺の発生はないというところでございます。しかしながら、平成23年において振り込め類似詐欺というのがございまして、1件、平成24年にも振り込め類似詐欺というものが3件あったところでございます。

[小野広嗣君「金額」と呼ぶ]

○市長（本田修一君）　失礼いたしました。

平成23年の振り込め類似詐欺においては、1件で1,200万円、平成24年振り込め類似詐欺3件においては、総額で1,965万円であります。

○13番（小野広嗣君）　今答弁をいただきました。23年度1件出てるわけですが、それが約1,200万円、そして24年度の方で3件出てる、約2,000万円近い。ですから、ここ数年で約3,100万円を超える金額の被害が本市内に出てるということですね、志布志警察署管内という捉え方でいいかと思っておりますが、出ていると。だから極めて身近なところで、こういった被害が起こっていると、そういう状況に鑑みて、やはり警察署の方から防犯協会の方からも議会の方に決議をしてほしいと。そして、官民一体となってこの問題に取り組んでほしいという思いの表れであろうというふうに思うわけですね。せめて市長答弁されるときには、その金額に関しては、防犯協会の会長で、

こういった質問通告をしているわけでありますので、その数字ぐらいはですね、ポンと口から出るようであればいけないと思うんですよ、ですよ。まあそれはそれでいいですけども、ただ冠で会長になって、その内情を全然知らないということでは市長としての責務を果たしているとは決して言えませんよね。ですから、あえてこういう質問もさせていただいているわけですが、今回、議会の方にも決議案文が届いてまして、中身を見て、粗方分かるわけですが、一方本市においては、消費者相談生活委員がおりまして、相談室まで今配置をされていますね。そういった中で、いろんな御相談、また被害状況等が当局としての掌握もされていると思うんです。その傾向を簡単に結構ですので述べていただければ有り難いと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の方で消費生活相談窓口ということで取り組みをしているところでございますが、警察経由の相談実績としまして、平成23年度においては、はがきによる架空請求、それからアダルトサイトによる不当請求、そしてまた、携帯電話のコンテンツ利用を語る架空請求というものがあつたようでございます。そしてまた、24年度においても同じようなことに加えて、健康食品の電話勧誘等についてもあつたようでございます。そしてまた、私どもの方としまして、警察の方へ改めて取り次いだ件もあるところでございまして、現在のところ取り次いだ内容につきましては、そのようなことでございます。

○13番（小野広嗣君） これまでも、委員会等でもそういった状況はどうなっているんでしょうかということで、お聞きをし、答弁もいただいて大方状況は把握をしているところでありますけれども、やはり水際で防いでいただいたり、あるいは被害を受けてからの相談であつたりとか、様々形態はあろうかと思っておりますけれども、やはりこの消費者生活相談員あるいは相談室で受ける内容というものも本当に大事な状況になってきて、1名から2名体制になり、現在また1名体制になっているわけですが、その1名体制で何とかやりくりがされているというお話も聞いておりますが、今後ますますこういった状況が厳しくなるときに、現体制でこのまま進む状況なのか、そこらを少しお示しをください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 現在、今議員のおっしゃったような形で1名の相談員で対応しているわけですが、当然市長の答弁もございましたように、案件によっては警察へ取り次いだり、あるいは警察からまた取り次がれたりというようなこともしております。

そのほかに、私どもの相談員が相談に当たりまして、少しアドバイスが必要だなとか、あるいはもっと的確なアドバイスをしたいとか、そういった際に、市内に弁護士がいらっしゃいますので、その弁護士をですね、定期的というか、その案件の出た際に訪問しまして、弁護士の方からアドバイスをいただき、そのアドバイスのもとに、また相談者の方に返答すると。そして場合によっては、弁護士の方を紹介したりとか、そういったことで、今相談に応じておりますので、現状を見る限り、今のような形で市民の相談には応えられているのかなというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今課長の答弁で理解をいたすところでありますけれども、ますます手口

が巧妙になってくる。そして、いたちごっこみたいなことになるわけですが、一番大事なことは、やはり情報の共有化であろうというふうに思うんですね。やはり警察関係者、あるいは民間団体、あるいは銀行とかですね、そういった部分。そして行政がしっかり連携を取り、情報を共有していきながら対策を練っていくということが大事であろうと思うんですが、例えば、今港湾商工課内のことについて答弁をしていただきました。防犯という観点でいけば総務課が担当いたしております。こういった部分での庁内での連携、そして警察署との連携、少し取れていないんじゃないかということをお聞きしたりもするわけですが、そこらはどうなんでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいま御質問なされた内容につきましては、担当の方で、課長会等でこのような傾向にあるという報告がなされるところであります。

そしてまた、防犯という観点からも、その担当する課の方で報告がされており、お互いに注意喚起をしながら、そしてまた、連携するべき場面があるとすれば、そのことについては関係部署で連携を取りながら対応しているというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長そのように答弁をされたわけでありましたが、それでは、いわゆる防犯協会との連携ということでは、総務課が多分とってると思うんですね。じゃあ港湾商工課の消費者生活相談室というのがあるわけですね、こことそういう連携が取れているかといったら、取れてないはずですよ、そのように伺ってますよ、どうなんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私ども直接消費生活相談を担っている課としましては、先ほど答弁しましたように、相談時におきまして、内容によりましては、警察であるとか、弁護士とか、そういうおつなぎはしているところでございます。ただ、今おっしゃいましたその直接防犯協会と私どもの消費生活相談員とうんぬんというのは、私の記憶で、私が今までの担当の中では接触はないように覚えているところでございます。

○議長（上村 環君） 総務課長はないですか。

○総務課長（溝口 猛君） 消費者相談の方と総務課における防犯との連携の問題でございます。確かに防犯協会等の情報につきましては、総務課の方で、例えばこういう詐欺事件が発生したということで連絡がある場合もでございます。そういったときは、行政告知放送でその情報を市民の方をお願いしているという形、情報を広報しているというような形になっております。本市において、例えば消費者相談の中でどういう相談があったとか、あるいは具体的な内容につきましてはですね、それぞれの課で情報を持っておりますが、今後におきましては、そこあたりの詐欺であれば、詐欺事件の情報の内容とか、そういった部分について、もうちょっと詳細に共有化を図りたいというふうに思っております。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） すみません、先ほどちょっと説明が不足しておりました。

私ども直接的な防犯協会と消費生活相談員との協議というのは、ほとんどないところなんですけれども、防犯協会等から出たですね、今総務課長が申しあげましたそういう情報等が出た場合には、消費生活相談員の方へつないだりして、そういったところの情報共有はしているところでございます。失礼しました。

○13番（小野広嗣君） 今課長、総務課長からも答弁がありましたように、やはりもう少し大事な案件ですので、詳細な連携、情報の共有化というのを図っていかないと、水がこぼれるということになると思うんですね。やはり、いわゆる総務課の場合は、どちらかというといわゆる広報啓発を担って、防犯協会と連携を取っているというようなニュアンスですよ。港湾商工課の場合は、直接相談を受けていく、被害に遭う前の対策もありますけれども、ほとんど被害を受ける状況で対応していくということですから、ここがやはり多様な情報を握っていなければ、大変なわけですよ、ある意味で総務課の防犯関係よりも大事な部分になっていくんですね。ここがやはりしっかりと緻密に警察署と、あるいは防犯協会と連携が取れていないといけないという趣旨で質問してるんですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、総体的には課長会等でこのような事案が発生したと、そしてまた、このような対応をしていることのそれぞれの部署からの報告はあり、お互いに注意喚起はしているということで、一体とした形でこのことについて取り組みはしていなかったということで誠に申し訳なく思っていると思ったところであります。

今後はその重要性、また、ますます手口が巧妙化していくということがございますので、そういったことで関連する部署も含めて、対応策については全庁的に取り組む体制をとってまいりたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、今市長が答弁されたとおりでありまして、全庁的にこういった情報の共有化を図って、水際で対策を練るということが大事なんですね。こういったことにしっかり取り組んでいる自治体、状況の緊急性に鑑みてほとんど今そういった取り組みをどの自治体も一生懸命やっているんですが、志布志市においても先ほど上がったような被害状況がありますので、そこらをしっかり取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、ですから、いわゆる被害額が少なかったり、だまされてしまったとか、あるいは電話被害で終わったとか、様々水面下に埋もれている状況というのがいっぱい本市内にもあるわけですね、我々自身もそういった御相談を受けたりしてきてるわけです。そういった意味では、実害が出た部分とそうでない部分とか様々ありますね、そういった意味では、やはり被害を受けられたそういった電話を受けられた方、様々な方々の状況というものをしっかり把握をして、そしてお互いに情報を共有していくという、そのことを繰り返していかないと新たな手口にやられてしまうわけですね。ですから、そのこのところ、いわゆる住民に特に高齢者やひとり暮らしの方々、女性の高齢者が特に被害を受けているのが全国的な状況でも見られます。そういったところにしっかり、まあ意識調査といいますかね、アンケート調査みたいなものを作って、状況を、本市内での水面下に埋もれているような状況まで、しっかりすくい上げて対策を練っていく、分析していくということが大事であろうと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

警察、そして安全協会とか、そういった関連団体とも綿密に連携しながら、そのような事案が

それこそ生まれた形でないのかどうかというものも含めて調査をして、今後もそのことについては、より広範囲に発生しないような取り組みというのは必要かというふうには認識するところがあります。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、今後のこととしてですが、そういった本市内の実態調査といますかね、かなりの方々が迷惑電話を受けられたり、あるいは実際に少額であっても被害を受けられたり、そしてそのことを届け出ずに、もう我慢するとか、そういったことも起きているようでありますので、そういったことが実際本市内に起こっているという実態を把握した上で、情報を皆さんにお伝えしていくと、そのことが大事かなというふうに思いますので、今市長答弁していただきましたように、そういった方向で進めていっていただきたいというふうに思うわけですが、よく警察署の方々、また防犯協会の方々が一生懸命になって、この啓発、周知徹底をされてるわけですが、例えば銀行員の方々が水際で防いだとかいうニュース等が出たりしますが、本市内でもそういったことが徹底はされてると思いますが、警察署の方からですね、そういった銀行員の声掛けによって救済されたという事例があるのかどうか、少し分かったらお示してください。

○総務課長（溝口 猛君） 現在、金融機関と防犯協会あるいは警察との連携で、毎月15日ですか、年金の支払い日に合わせて銀行等で振り込み詐欺防止の配布活動をしているところでございますが、議員が今御質問の内容につきましては、ちょっと情報につきましては把握はしてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） いわゆる港湾商工課内に設置されているところでの相談も数としては結構多いですね。そして、多分被害総額、ここ23年、24年合わせて4件の案件、これは大きく被害を受けた額ですからね、そうでなくて、いわゆる被害を受ける手前で止まった案件というのは、それは銀行員の方が声掛けて、だけではなくて様々なことによって思いとどまる。本人が気づくとかいろいろあるんでしょうけれども、例えば銀行員さんの声掛けで救済されてるというのは、全国的な事例としてすごく増えてますね。そのことは、しっかり当局としてやはりあるなしは別にして、ちょっと連携を取って把握をしっかりとってくださいよ。分かりました。また、その件は後で報告をいただければ結構だと思いますけれども、例えばですよ、先ほどから情報の共有ということの基本に話をしてるわけですけども、振り込め詐欺を中心とした特殊詐欺も含めて、そういったものが起こったとする。そして、手口がこういう手口、新たな手口だったと、これが志布志市内に結構電話でかかってきてるよという情報を例えばつかんだときに、安心・安全メールじゃありませんけれども、それで即座に流す、それでメールを受け取るのは若い世代とか、高齢者の方々は意外と少ない場合があると思いますが、そういった受け止められた方々が高齢者の方々に家族としてしっかり伝えていくというシステム、これはすごく大事だろうと思うんですが、市長どうですか。

○総務課長（溝口 猛君） 現在、市内でそういう事件が発生した場合は、警察、あるいは防犯協会の方から連絡がございまして、告知放送を通じまして呼び掛けをしているところでございま

す。

議員御指摘の件でございますが、現在防災メールの中におきましては、一般的な防災の情報を流しているところでございます。

したがいまして、今後そういった事例が発生した場合に安心・安全メール等で市民に情報をお送りするということについては、対応したいというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） パソコンの方と携帯の方と私も登録しておりますけれども、今課長述べられたように、防犯情報として結果情報として送られてくるということがほとんどでありますので、いわゆる水際で防いでいくためのそういった安心・安全メールの配信というものにはですね、今後しっかり情報の共有をしながら発信をしていただきたい。今課長がそのような答弁をされたので、それを理解をするところであります。

やはり、自分はだまされない、自分には関係ないという観点から高齢者の方々が被害に遭っている。アンケートを警察庁の方で取った結果を見ましても、他人ごととして受け止めてるんですね、これまで様々な情報を得ても、ですから告知端末等で流していただく、あるいは散らしで流していただく、これも大事なんですけども、個別にメールで配信されてくる。これは大変だということで御家族にお伝えする。こういったことがやはり大事なだろうというふうに思うんです。

市長、ちょっとお聞きしますけれども、最近手口が変わってきて、オレオレ詐欺だけではなく、そういう状況になってますね。振り込み詐欺だけではなく、振り込ませない手口というのもどんどん出てきてるわけですね、そういった中で警視庁が別の呼び方を募集をしたんですよ、今年の3月、4月に、そして5月に決まった。この名称は御存知でしょうか。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。その新しい名称につきましては、まだ理解してないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 特に警視庁が募集をして、ですけども、今全国的にもそれを合わせてですよ、振り込め詐欺と合わせて使っているところも出始めてる。いわゆる「母さん助けて詐欺」というふうになってて、これが1位をとって、今進めていらっしゃるというところであります。何を言いたいのかというと、もう振り込め詐欺という名称だけでは、犯罪の実態を的確に把握することができないという状況にまで今は至ってるということなんですね。ですから、そのことをいわゆる本市内の市民にしっかりお伝えをしていくと。そして、行政と警察、民間が冒頭質問通告に出しているように一体となって、社会的に取り組んでいかなきゃいけないというところまで今きているということでございます。まあそういった思いからすると、自治体によっては、緊急雇用創出基金事業という、どこの自治体でも様々な工夫をして取り組んできた事業がございますね。

そういった中でコールセンターをそこで臨時的に雇用をして、その基金によってですよ、本市ではそういうことをやってませんけれども、本市はまた別な使い方ですけれども、そうやってその基金を使って雇用をして、コールセンターに配置して、そのコールセンターから全市

内の電話番号に載っている住民に、この振り込め詐欺対策の電話を入れて救済措置に当たってるという自治体も結構あるんですよ。だから、やはりどこまで市民の安心・安全を考えるかで知恵は出るんだなあというふうに思いますけれども、こういったことをお聞きになって、市長の率直な感想をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

緊急雇用対策等によりまして、コールセンター的なもので発信していくというやり方をとっている自治体があるということについては、まだ勉強しておりませんでしたので、このことについては、勉強させていただきたい。そしてまた、そのことが本当に有効だということで、今後も広まっていくとなれば、私どもも大いに参考にさせていただきまして、できる範囲内の対応はとってまいりたいというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 以前もコールセンターのことにに関して質問をしたことを覚えてらっしゃると思います。このことだけを含んで質問はしておりませんが、やはり市民の悩み、そういったことに対して24時間態勢で取り組めるようなまちづくりをしたいなど、そういう思いから以前質問をいたしております。こういった案件も含めて、そういったものができ上がれば対応ができるようになると思いますので、また検討を重ねていただければなというふうに思っております。

あともう1点、この件に関してちょっと御提案をさせていただきたいと思います。

実は、この悪質商法や振り込め詐欺等による消費者トラブルというのが続出しています。そういった中です。その被害の多くが電話による勧誘がきっかけだということで、株式会社ウィルコムですね、いわゆるPHS電話を推進しておりますね、このウィルコムが全国の自治体に公募をいたしまして、迷惑電話チェッカーという電話機本体に、こうやって簡単に取り付けられます。これを設定すると迷惑電話を撃退できるというシステムです。簡単に言っちゃえばですよ。この募集をやりまして全国の自治体、かなり多くの自治体の手を挙げております。そして、基本2年間無償で手を挙げた自治体が市民に配布をすると、大体基本的には1自治体100台となっておりますが、大きな自治体になりますと1,000台等をウィルコムから無償で提供いただいて、そのことで市民に2年間貸し付けをするということをやっております。それで2万件のいわゆる悪質業者等の電話番号がもう事前にありますので、そういった電話番号から入ってきたらもう撃退ができると、そして逆にまた新たな迷惑電話が入ってきたら、その加入者間で情報を共有して、より完璧なものをつくり上げていくというすばらしい内容であります。一番ここで近いところでは、霧島市が導入をしております。そういったことの情報というのはどうなんですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話になった内容についても、まだ把握してないようでしたので、すぐさま調べてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 総務課長と港湾商工課長が顔を見合わせながら、どちらなんだってやっていますけど、どちらもそうなんですよ、どちらもやっぱりしっかりアンテナを張ってなきゃいけないというふうに僕は思うんですよ。実はですね、これ募集をですよ、全国すごい自治体で、こ

れやってるんですよ、現実。この募集がかかったのが8月8日から9月30日までだったんですよ、実は。終わってるんです。終わってるんですが、このウィルコムの運用企画部の責任者と僕は直接話をしております。個別に対応できますということです、これは。いわゆるその自治体が、この問題に対して情熱を傾けてやっていかれるということであれば、数も例えば100台ということではなくて、その状況に応じて対応させていただくということは考えられますということでありませう。そういう意味では、総務課になるかと思えますけれども、総務課の方がしっかりここと連携を取って、ちょっと今後のこととしてですね、やっていける道筋があるんじゃないかなというふうに思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました内容で、ある程度想像できるところでございますが、要するに迷惑電話なるものについて、番号が登録されていると、その番号からかかってきた分についてはチェックがされて、受信されることにならないというような仕組みかなというふうに思ったところでございます。そのようなことで、私どもの市民の生活が守られるということになれば有り難い話ですので、ぜひまた御紹介いただけるということでしたら御紹介いただくようお願いをしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった方向でやっていただくと、ただ基本的にいわゆる全く無料かと言いますと、いわゆるNTTのナンバーディスプレイですね、これに入っているところは、そのまま無料です。でも、それを使いたいという方は420円は要るわけですよ、ナンバーディスプレイを取り付けるという費用は要ります。ただ取り付けているところは、もう本当に完璧に2年間無料ということになっておりますので、また後ほどおつなぎをしたいというふうに思います。

次、保健行政の方に移っていきたいというふうに思います。

先ほど市長の方からデータヘルス計画のことに関しては、様々答弁をいただきました。今後この市町村保険者の保健事業の推進というのを国もバックアップをするということでありませう。本市でもレセプト分析の特許を持つ県外の業者を使いまして、疾病対策等に取り組んでリストを上げて、その分析をし活用していきたいという状況に今あるということですね。

データヘルスということに対しての計画を立てていこうとするのか、しないのかとかいうことに対する答弁は市長全然されていないわけですが、先ほどはですね。今の本市の現状だけを述べられたわけですよ。今後の取り組みとしてデータヘルス計画の策定に本市では取り組まないのかというのが質問の趣旨ですのでですね、その答弁をしてくださいよ。

国はですね、こういった取り組みに対して、本年25年度は当初予算で、いわゆる2.9億円をかけてるんです。そして、来年度予算として、なんと97億円ですよ、30倍以上のいわゆる予算を組んで、このことを国は今後推進しようとしている。やる気が見えるじゃないですか。それに対してどうでしょうかって聞いてるんです。答弁をお願いします。

○保健課長（若松光正君） 健康医療戦略の中で、保険者によるICT利活用推進ということで、



保険情報の分析の促進ということが述べられているところでございます。その中で、被用者保険について、平成26年度中には全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく事業計画、データヘルス計画の作成、公表事業実施、評価等の取り組みを求めるということでされているところでございます。

そのほかに国民健康保険につきましては、先ほど市長が答弁いたしました、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の改正を今年度中に行うことを検討するとともに、市町村によるレセプト等のデータ分析に基づく保健事業の実施を推進するというようにしているところでございますので、今後何らかの国民健康保険に対しても指示があろうかと思っておりますので、それを待って取り組みたいと思っております。

○13番(小野広嗣君) 課長答弁をされた内容をほとんど僕は冒頭質問の中で述べていますよね。いわゆるそういう状況に今なってきていると、ですから、なってきておりますが、それを待つだけでいいのかというのが、実は質問の思いです。

そういった意味から、少し本市でも先ほど特許を持つ業者を使つてのレセプトの分析というお話がされていますので、今一步前進はしてるんだらうなという理解はするところではありますが、例えば、今課長からも答弁をされたように、そういった状況下にある中で、いわゆる社保等も含めてですから、健保組合とか様々なところが先進的に取り組んでいますね。そういった先進事例がもう28、参考にしてほしいということで上げられてるんですね。その28の事例を見ていくと、目からうろこも申しますか、ああすごいなという事例がいっぱいあります。そういった事例集を提供することによって、それをやはり、その各保険者において全て同じように取り組めるかといえば、そうじゃありませんので、それを全部まねする必要もないわけですが、28事例あって本市ではこういったことは参考になるなとか、色々使っていただきたいというので、本年提起をしてるんですね、それは、その事例集等は掌握されていますか。

○議長(上村 環君) ここで2時30分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

—————○—————

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健課長(若松光正君) 示されております28事業につきましては、周知していないところがございますが、早急に調査いたしまして、取り組めるところから取り組んでいきたいと考えております。

○13番(小野広嗣君) 厚労省の方から今後の参考のためにということで、28の事例が示されておりますので、今課長答弁されましたので、またしっかり読んでいただければと思っております。

あと、この先ほど市長の答弁をお聞きして、一步前進してるんだなということは分かったんですが、このレセプト点検事業を、もうこれかなり専門性を有するわけで、囑託の方々も含めて経

験豊かな方々が、このことに従事して一生懸命取り組んでいらっしゃる。その結果を受けて、このレセプト点検によって、頻回受診であるとか、例えば重複受診であるとか、そういったところへどうつながっているのか、その成果を少しお示しをください。

○保健課長（若松光正君） レセプトの中には、傷病以外の病名の分類とかございます。特に、糖尿病や腎臓病など複数の傷病により隠れているものもございます。より正確な医療費の把握ができないところでございますが、これらを解決していくということで詳細な分析をすることを目的に今回システムを導入したところでございます。これによる利活用でございますが、先ほど御質問がございました重複頻回につきまして利用すること。そして、疾病予防や重症化予防ということで、腎臓病等の重病化につきましては、多額の医療費も発生します。人工透析との関連が強いことから23年度から保健指導等を実施しておりますが、ハイリスク者に対しまして保健師、栄養士による指導の中で、これらのレセプトの分解技術を用いてデータを利用することで、例えば治療の経過や投薬内容等が把握できますので、医療と連携した形で保健指導の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今答弁いただきましたけど、質問の趣旨はですね、レセプト点検等をずっと長いこと行ってきてまして、そういった状況の中から、この頻回受診、重複受診等に改善が見られたのか、効果があらわれたのかということをお聞きしたいんです。

○保健課長（若松光正君） 頻回受診、重複受診でございますが、直接訪問して、そして面談を行って、このように医者に相談されたらどうですかということでお話を伺っております。少しタイムラグがあるものですから、その時点では重複していたというようなものもございます。

そして、まだ訪問の時に改善が見られなかった人につきましては、その後資料に基づいて医療機関に相談されているようでございます。そういう意味では、より効果が上がるよう訪問等は行っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 訪問指導による成果が少し上がってはきてるんだろうというふうに、今課長の答弁をお聞きして理解をするわけですが、こういった医療費等を鑑みて、照らし合わせて分析ができるようになると、更にそういったことが進んでいくわけですね。そういったことを推進していくのがデータヘルス計画であろうというふうに理解をしてるんですよ。そういった意味では、事前準備の段階ということになるわけですが、しっかり取り組みをしていただきたいと、だから今課長の方からもありました特定のこの保健指導という、特にメタボも含めてですね、僕もあまり言えない立場ですが、そういった指導をされている。しかし、その指導を受けて取り組まれた方、指導それ自体を受けられない方もいっぱいいらっしゃいます。そういったことの比較というのは、現場では今分析がなされているんでしょうか。

○保健課長（若松光正君） この保健指導についての成果が上がったかどうかというのは、指導の検証として行うことにしております。それで人数等も手持ちしておりませんが、その効果が件数として少なくなっているということで評価しているところでございます。

また、ハイリスク者というような方々もおられますので、さらにこのハイリスク者の方々につ

いては、それがより重症化しないというようなことでの積極的に勧奨を行っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 質問の趣旨が少し理解されなかったんだらうと思うんですが、こちらの質問の仕方が少しまずかったかもしれませんが、いわゆる保健指導を受けた方は、素直に言うことを聞けば良くなるのは当たり前ですよ。そのことではなくて、いわゆる保健指導をされて改善が見られる方と、保健指導を受けられなかった方との比較というものをしっかり出していくと、よりこのことが進んでいくんじゃないかという趣旨の分析を、まあ分析というか、取り組みをやっているのかということですよ。

○保健課長（若松光正君） 保健師の方で、その指導の効果ということでは、指導しなかった人、そして指導があって効果があった人ということでの業務上、そのことについては整理をしているところでございます。

そのほか、今回のシステムの活用方法ですが、もう1点、治療中の方で自分で治療を中断された方などもいらっしゃいますので、中断された方なども訪問等によりまして、より適切な指導ができるんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

本来の質問の趣旨に戻りたいと思うんですが、冒頭医療費の削減化にレセプトの分析等をしっかり行って、この医療費の適正化、薬剤費の激減というか、こういったものに取り組んでいる自治体が増えてきていると、その代表格というのは呉市であるということは、もう当局はたぶん御存知だろうというふうに思うんですが、この呉市においては、いわゆる類似団体の中でいわゆる高齢化率が30%、当時です、一番類似団体の人口規模の中では厳しい状況にあったと、そういったところから当然、この保険に関する医療費も、一人当たりの医療費年間額が突出して大きいということで、これでは大変だということでレセプトの解析による取り組みを真剣にやり始めて、そして、保健師さんや看護師さんとの訪問指導、こういったものを徹底することによってその削減に取り組むことができた、そういった中で全国の自治体がどんどん来られるんですよ視察に、勉強に、それはなぜかというところこの保険者も、市町村の保険者も同じように悩んでる。それはいわゆる行政と医師会との連携、これが難しいんですね。ここの連携が取れないと、今これまで述べてきたこともなかなか進みづらい、この後に述べるジェネリック医薬品の取り扱いに関しても関連してきます。そういった部分について、本市ではどういう状況なのかお示しをください。市長、医師会との関係。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもと医師会の関係につきましては、極めて緊密に連携を取らせていただいているということでございます。夜間救急医療センターの設置につきまして、その立ち上げ時から私ども関係しておりまして、その運営について毎年協議を行っております。そして、その協議の中からも、今後のこの地域の医療について、いかにあるべきかということで、医師会の先生方から毎回その状況について御報告があり、相談が寄せられているところでした。そのような中で、この曾於地

域においては、鹿児島県下でも医師の数が少ない地域であると、そしてまた、65歳以上の高齢化率の高い地域であるということで、今後10年後において医療体制が極めて脆弱な地域であるというこの御提案がございまして、そのことについて、今後この地域の医療体制についての問題を協議する場としまして、曾於地域医療確保協議会なるものを立ち上げて取り組みをしているところでございます。そのような中で、今お話があるような内容についても、当然今後議題として取り組む内容というふうになるかと思いますので、医師会と連携は密に取られているということでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の答弁どおりであるとすれば、これまで質問をしてきたデータヘルス計画についても、この後のジェネリック医薬品の活用についても、本市でこのことを進めていく上で障害はないというふうな理解でよろしいんですか、よろしいですか。であれば、希望が持てるなと思います。そういった中で、こういったデータヘルス計画を今後進めていく上で、国が考えている中に、いわゆる薬局を地域に密着した健康増進の拠点としていくと。そして、薬局、薬剤師の活用を図っていくんだということがあります。ここと行政とのこれまでの関係というのは希薄であったんじゃないのかなと僕は思うんですが、そこらを少しお示してください。

○保健課長（若松光正君） それぞれ地域の協議会、もしくは県の指導による保健所単位での連携を取るような協議会というものが、ほかの地区でできているところもあるようですが、本地域ではその取り組みはされていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） まあそうであれば、今後の課題としてですね、そういったところとの情報の共有、連携、そういったものを構築していくということが大事だろうと思いますので、また市長とも語っていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、このことに関してですね、市長が先ほど冒頭言われた中で、いわゆる国保連合会等を通じて、いわゆる内容的にはジェネリックの方にも入りますけれども、ジェネリックの活用ということで言えば、差額通知の件も言われてました。年に2回ほど出していくんだということもありましたけれども、こういった出したことによる効果というものが、当局では把握されているかどうか、そこを少しお示しをください。答弁はされてますのでね。

○保健課長（若松光正君） 市長が先ほど答弁いたしましたけれども、レセプト分解技術のシステムが導入されておりますので、今後につきましては、その削減効果というものがきちんと出せるものということで考えているところでございます。年次的に検証してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長とちょっとやり取りもしたいわけですが、前回この質問をした時には、3年ほど前ですね、ジェネリック医薬品のいわゆる促進について質問をしたときには、市長はジェネリック医薬品というそういう表現を知らなかったというふうに答弁をされまして、それ以降、急速にやはりその認知度というのは高まってきたと思うんですね。市長自らも、そういった状況になったら、お医者さんのところに行くようになったら、そのことをお話をしてみますと、申し出てみたいと思いますという話をされましたが、その後、市長の実態に即してどうだったんでしょうか。

○市長（本田修一君） 私自身あまり病気をしないものですから、お医者さんにいく機会はなかったんですが、たまたま行ったところではですね、そのジェネリック医薬品の提供については積極的に対応してますというような表示がしてございましたので、ああこういったふうになってるんだなというふうには考えたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。まあ表示ということ言えば、もうほとんどですね、今はされていますよね、それぞれの病院を回ってるわけではありませんけれども、いろいろとお話を聞くとそういうことであります。そういった中で、やはり医療費の適正化を図るということも含めて、このジェネリック医薬品の推進、後発医薬品という呼び方もしますが、大事な問題になってきている。どこの自治体も真剣に取り組んでいる。さっきの呉市の事例もそうですね。それを考えていったときに、先ほど課長も言われてましたけど、そういった協議会というのはやってないということでしたね、薬剤師さん関係も。だから関係機関多方面にわたって協議をできるような場、こういうのが必要になってくると思うんですね。そういう意味では、まあモデル的ということもあるんでしょうけど、全国でいろんな取り組みがある。鹿児島県でこの件で、先進的に取り組んでいるのが加世田地区ですね。加世田の方が一生懸命やっていると。ここでは地域の医師会、歯科医師会、市町村担当者等をメンバーとして保健所が協議会の運営を行っている。後発医薬品の使用に関する意見交換を行う場として設けて、後発医薬品に関する差額通知について議論をしたり、後発医薬品メーカーへの工場見学も行ったたりしている。また、後発医薬品に関する住民向けの説明会も積み重ねてきたと、そして、推進をしている。だから、僕はここの住民、ジェネリック医薬品のことについては、多少広報等で出ても、いわゆる住民説明会まで積み重ねていって理解をしていただくということがいちばん大事だろうというふうに思うんです。そこらは市長どうでしょうか。

○保健課長（若松光正君） 加世田保健所の方で地区協議会を設置して、モデル地区ということでやっているところでございます。23年度、24年度の2か年間にわたり実施した結果が整理されているところでございますが、25年度は鹿屋保健所管内でモデルということで取り組むということ、問い合わせた結果、そのようになっているようでございます。ぜひ本地区におきましても、志布志保健所を中心とした中で、このような協議会という取り組みがされていければというふうに思いますし、県の方にもお願いしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今課長答弁を聞かれたと思いますが、そういった流れの中で、いわゆる使いやすい環境をつくってあげることが行政の仕事であろうというふうに思うんですね。そういった意味からすれば、今課長がそういった答弁をされましたので、その手助けとして、あるいは音頭を取るようなぐらいの気持ちで、やはり住民説明会等を行っていく、そのために市職員は率先して動いていくと、そういう理解をしていただければなというふうに思いますが、どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのようなモデル事業に取り組まない中でも、数量ベースでも、そしてまた、金額ベースでも

だいぶジェネリックに対しての取り組みが理解されて進んできているということでございますので、その事業の導入については、私自身、今課長の答弁を聴きながらもっと早くすればよかったなというふうの反省はしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長のそういった答弁でありますので、ぜひこの推進に関してはですね、いわゆる医療機関とも良好な関係にあるという市長の答弁でありますので、こういったところとのあつれきも起こさない形ですね、しっかり進めていっていただきたいなというふうに思います。

この件に関して、もう1点気になる点があります。いわゆる生活保護世帯に関するこのジェネリック医薬品の進め方という問題ですね、去年の4月でしたか、その段階では表現は少し緩やかでありましたけれども、生活保護世帯に対して、このジェネリック医薬品を勧めていくという内容の趣旨が厚労省からも出たところであります。

そして、本年になって、今度はこの受給者に対するジェネリック医薬品の使用というものをですね、原則していくんだという方向性がうたわれております。そういった中で、本市ではそういった状況を受けて、どのようにしてそれを勧めていこうとしていくのか。デリケートな問題であります。選択権の問題もでございます。どうでしょうか。

○保健課長（若松光正君） ジェネリック医薬品につきましては、ロードマップも示されたところでございます。その中で国がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、市町村がやるべきことというのが整理されております。やっぱり使用する側にどのようなふうの選択を、自分でできるのか、していったらいいのかというような資料も整備されるべきかと思っております。

また、生活習慣病等の長期の治療の方につきましては、ほとんどがジェネリックに変わっているというような状況もございますので、御質問の世帯につきましても同じように、そのジェネリックについての利用促進ができればというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） いわゆる様々ですよ、いろんなことがあるわけですよ、いわゆる生活保護世帯でない人たちが、いわゆる生活を切り詰めながらジェネリック医薬品を使っていると、そして、今度は医療費がかからない形で生活保護世帯の方々が、そうじゃない投薬を受けていると、おかしいじゃないかという声が一方で上がったりする。でもそういった声だけが高くなっていくというのはいかがなものかなというふうにも思うんですね。ですから、これは国も国民運動として取り組むと、すべてがこういったことにしっかり取り組んでいきましょうよという機運を高めていけば、そういったお互いがお互いを見ていくというような流れは消えていくんだろかなというふうに思うんですね。ですから、デリケートな問題ですので、当局が今後このことを進めていく上で本当に丁寧にですね、これやっていっていただきたいと、これは福祉課とのからみも出てきますのでね、まあ答弁は結構ですけども、そういったことを要請をしておきたいというふうに思います。

じゃあ次に、教育行政の方に移らせていただきたいと思っております。

先ほど教育長の方から、かなり丁寧に答弁をいただきました。学校の統合に向けてハード面の

進捗については議会にも示され、その進捗状況というのは適時説明を受けてますので、我々の方からもよく見えています。しかし、一方で各学校でこういった状況下で子供が過ごしているのか、そういったものが見えない。見えてる部分として、志布志中学校でいろんなことが目につく、まあ様々ですよね、先ほど言われましたように進路が不確定で目標を持たずに部分的に問題行動を、つらくなったり、いろんな問題を抱えながらその子が問題行動を起こしている。しかし、そのことによってほかの子供たちの学業の妨げになる。これもあってはならないことである。ある意味で言葉を選びながら通告をしたわけですが、やはり先の志布志中学校の運動会でも多少ありましたね。そこを現場を見ておりました。そして、一方で違う問題ではありますけれども、警察が入るような問題もありました。

そして、子供たちの中で、特に中学1年生でいわゆる失神ゲームなどというものがあって、それで搬送された場合もありましたね。そして、直近ではありました。教頭先生の問題ですね、教頭先生が殴られた問題であります。こういった直近では学校説明会が行われたわけですね。そして、丁寧な説明、当局が一生懸命取り組んでいらっしゃる状況、こういったものもお伺いしたわけですが、それでもなおかつ、いわゆる志布志中学校に統合されようとしているところの保護者や子供たちは不安になってきている。そういった御相談を受けるわけですね。ですから、先ほど教育長が様々な本来の教育委員会、あるいは学校が取り組んでいる原点についての話、取り組みだろうと思うんですが、それを丁寧にもうやっていくしかないんだろうというふうに思うんですけども、今の直近の今私が述べた状況に対する対症療法、個人的な対症療法では僕はあってはならないと思いますが、教育委員会、あるいは志布志中学校が取り組んだ状況についてお示しをください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校に限らず、報・連・相（ほうれんそう）ということは大変大事であります。現在学校の方からは、良きにつけ悪きにつけ報告をもらっております。これは23校どこでもそうでございますが、おかげさまで地方のこの新聞にも、もう本当に毎日のように志布志の教育に関するニュースが掲載されまして、皆さん方も小野議員自らお分かりだと思っております。そういうことで、現在そういう非行に走った子供については、学校としても関係機関と連絡を取りながら、まだまだ将来のある子供でございますから、一時的にみちくさをくった。そしてまた、油断をしたという子供たちを決して見放してはいけませんよと、見捨ててはいけませんよと、寄り添いながらですね、いい子はいい子として伸ばしながら、決して見捨てることのないようにということで温かく見守ってくださいということをおっしゃいますし、また先ほど私申し上げましたように、こういう子供たちはですね、今までですね、大きく、この15歳までですか、中学校に来るまで、あるいはもうずっと、いわゆる認められたことがないんですね。いつも怒られてる親からも学校からもという子供たち、志布志は幸い「子ほめ条例」というのがありますが、私は結構なことだと思っております。ですから、そういうことも含めてですね、とにかく来年度は我が志布志の教育行政の一つの柱として、褒めて、そしてやる気を起こさせて子供たちを育てていこうということも

柱の一つとして考えているところでございます。

中学校に30名ほど職員はおりますが、一枚岩となって指導に温度差がないように、あの先生は「いい」と言った、ある先生は「そのぐらいいいんだよ」と言った、あの先生は「絶対許さない」と言ったというようなことについても足並みをそろえて、ならぬことはならぬと教えてくださいと、そのかわり心を込めて、心に寄り添いながら子供を教育してくださいということは、かねがね言い続けておりますが、まあしかしこれはもう永遠のテーマでしょうから、学校ある限りそれは言い続けていかないと、いつまでも完全に100人が100人、みんな同じ方向を向いて指導に乗ってくることはまずある意味ではあり得ないと、だけれどもそれは理想でありますから、理想に近づけるように、日々まさしく歩留まり一步という気持ちでですね、気長に指導して行ってくださいということは、機会あるごとに申し上げておりますが、それでもなおかつ今回のようにこぼれてしまう、あらゆる原因を背負った子供が学校で問題を起こすと、しかし、ほかの子供たちはしっかりと、また伸ばしていかなきゃならないと、それが公教育の役目でしょうから、私立ならそういうわけにもいかないかもしれませんが、私どもはバランスある子供たちを育てるとというのが公教育の任務だと思っておりますので、可能な限り全力を挙げてやっていきたいと、こういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 教育長、今述べられましたように、まあ理想と現実はずいぶん離れるものだという厳しい現実がありますけれども、教育現場ではそうあってはならないと、やはり一步でも近づく努力、理想にですね、をされているとまた思いますけれども、現実にはなかなか厳しい状況がある。それを一つ一つ乗り越えていかなければならない。

本市だけではなくて、学校が荒れるとかいうことは、もう過去にもありましたし、我々の時代も中身は違えこそすれ、それなりにあったわけですね。そういった状況の中で、教職員の方々が大変な御苦労をされている。本来学業に専念して子供たちを育て上げていかなきゃいけない、情操教育も一方でありますけれども、そういった中で大変な御苦労をされている。そこにやはり応援をしなければいけない。そのために、家庭、地域との連携というのがすごく大事になってくる。だから、応援人材バンクみたいなのをつくっているところがある。本市でも、よく教育長が言われます「知恵袋伝承事業」というのもあったりして、その活用等もされてると思うんですが、自治体によっては、いわゆる元警察官であるとか、元教職員であるとか、いわゆる学校長経験者であるとか、そういった方々をしっかりと応援団として手助けをしてもらうことによって、本来の先生方の仕事に専念していただくという取り組みをやっているところが結構出始めていますね。そういったことに対しての教育長の今の思いを少しお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） まさしく今議員がおっしゃるとおりでございます。我々は、志布志の場合ですが、30人の職員ではとても目が届かないということがあるのは現実でございますので、今現在、学校応援団という名のもとにですね、今おっしゃるように事前の経験、職場体験を生かせるような形で学校に応援していただきたいということは、声を高くして各小中学校の校区の皆さん方にはお願いしております。



そしてまた、退職校長会というのも志布志にもありますが、その先生方も朝、登校、下校の校門指導とか、交通指導とか、そういうのに立っていただいております。私もちょくちょく見かけております。そういうことやら、あるいはちょっとした子供たちのケアというようなこと等もお願いもしておりますし、また地域の御高齢者の方々には、その地域に伝わる家庭料理だとか、ふるさと料理とか、そういうものも一緒に作っていこうというようなことも応援団の一つとしてお願いもしております。

本当にそういう方々がまさしくボランティアでですね、御加勢をいただくということについては、非常に有り難く思っておりますが、まだまだそれでも手の届かないところもありますので、今後はそういう、例えば伊崎田サタデーとかですね、尾野見っ子というようなものもありますし、そういうようなものも大いに利用させてもらいながら、健全育成は本当に地域一体となって支えていかなければ、とても学校教育だけが責任を持てるような、逃げではありませんが、できる社会情勢ではないと、今の情勢がですね、そう思って御協力をお願いしたいとかねがね思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 先ほど教育長が冒頭答弁されたように、志布志中学校にはおやじの会の発展的な形で、志新会という協力体制も一方ではあります。

そして、今教育長が述べていただいたような観点、これをですね、まちの姿勢とまでは言いませんけど、やはり積極的にこちらから声掛けをして、御協力いただけないかと、一本釣りでもいいですからね、やっていって一人でも二人でもそういった応援団を増やしていくということが、少しでも現状の打開につながっていくんじゃないなと思いますので、もう一汗力を入れて取り組んでいただければと、このことについては思っております。

今回の件だけではなくて、皆さん教育委員会も含めて、中学校関係者も御苦労されていると思いますが、こういった子供が育つ場合、その家庭にその原因があるという場合も結構ございますね。先ほど進路が見えないということもあります。様々な複合的な問題が絡まって問題行動を起こしてるんだって、教育長答弁されたとおりでであろうと思いますが、そういった場合、学校関係者が保護者のところに足を運んで、本当に腹を割って語っていかなければ、解決しないかなというふうに思うんですが、今回の志布志中学校の現状の場合、そういったところが本当にきっちりできてたのかどうか、そこを少しお示してください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

特に、この子供につきましては、校長は体験学習の場までですね、ちょっとこっから遠いんですが、二、三時間かけて車に乗せて、そして道々いろいろ語りながら、その子供を連れて行って、そして、体験学習、社会経験をさせてみようかというようなこともしていただいております。

また、ほかの諸先生方もですね、しょっちゅう地域とも連携を取っておられますし、私もはふれあい教室というのをっております。御存知のとおり体育館の横で、ふれあい教室松風と名付けておりますが、あそこに五、六人の子どもたちが学校にどうしてもなじめない子供たちが登校して来ていることは、皆さん方御承知だと思いますが、そこにも特にこの学校の先生方は電話

を掛けたり、直接出掛けたりしておられることは、あそこの責任者であります五代さんからよく聞いております。一生懸命手を変え品を変えてやっておられます。しかし、それがまた子供にとってはうるさいのかなと思ったりもする気がないでもないんですが、しかし、やっぱりほっとくわけいきませんので、「手は離しても目を離すな」という言葉もありますから、できるだけ目を離さないようにということで、子供たちを包み込んでいきたいというふうに、ただ、問題はこういうふう子供たちのそういう問題行動を起こしそうな子供ばかりを目をかけておりますと、上の方というか、今度はまたそちらの方が手薄になりますから、そちらはそちらとして、また必要な学力や道徳力も身に付けさせるようにはしていかなければならないとこういうふう考えております。

○13番（小野広嗣君） いわゆる家庭に問題がある。家庭の監護に問題があるといった場合はです、関係者一人ぐらいでは対応できない。本当にサポートチームをつくるぐらいの状況になければならないけど、人的体制がそこまでないということもあつたりもするだろうと思います。そういった中で、本当に保護者とここまで話をして誠意をつくしたと、それでもなかなか進まないというときには、最終的には出席停止とか、様々な教育委員会を通じての取り組みがありますよね。そういったところまで、現場では検討しなければいけないというときもあると思いますね。それは、その子供にペナルティを課するというよりは、いわゆるほかの学業に専念している子供たちを救済するために出席停止にするという考え方であろうと僕は思うんですが、そういった状況にあるんじゃないかと僕は、現状はですよ、そこはどうなんですかね。

○教育長（坪田勝秀君） 今御質問のとおり、出席停止ということは、以前はこれはできなかったんですが、現在はそれができるようになっております。しかし、現実問題としてですね、ある一人の子供を「もう明日から来なくていい」と仮に言った場合にですね、家庭がですね、あるいはその周りが、環境がですね、子供が今度は学習やその他環境としてですね、いいところかどうかということも考えてみないと、帰せばいいという簡単にそういかない部分も出てくるんです。今おっしゃるようにね、いろいろな問題がありますから。ですから、学校としてはもちろんほかの子供たちに、専念しなければならない子供たちに迷惑はかけてはいけませんが、心の教室とか、あるいはその他保健室であるとか、そういうところで、まず心のオアシスの場所をもってですね、子供たちをできれば学校と一緒に隔離することなく指導するのが本質じゃないかということで、今志布志中でも一生懸命しております、そのことで。

ですから、本当に気の長い話ではありますが、そうやって隔離して「もう来なくていいよ」という形でですね、子供たちを、今までそうやって何度も言われてきた子供たちであつたりすると、もう本当に行き場がありません。ですから、やっぱり学校で子供たちをできるだけ時間をみてですね、指導してもらおうようにということで、そういうことでも子供たちを理解するということでも、そういう学校にできるだけ先生方の配置についてもですね、生徒指導加配という制度もありますから、そういうものを利用しながら問題のある学校については手厚く可能な限り教育委員会当局とも相談してですね、進めていきたいとこういうふう考えております。

○13番（小野広嗣君） 教育長の思いはそういうことで理解をいたします。最後の最後ということで、誠心誠意話を尽くして、それでもといったときにそういう方法があるということがありますね。仮に出席停止をすると様々な問題があるというふうに言われましたけれども、当然それもあるでしょう。しかし、その子をまた復学というかさせたときに、全面的にフォローする体制を取るべきであるという方針もまたあるようでありますので、学業に専念する子供たちを慈しむ思いと、バランスを取りながらですね、これはやっていっていただきたいなというふうに思います。

あと教育委員会サイドでもですね、ホームページを見ていきますと、生涯学習になると思うんですが、社会教育系のホームページで、青少年の健全育成の充実を図るために各種啓発活動を行っていますということで、「散らしを作りましたので活用ください」って載ってるんです。僕も見させていただきました。見ていくと当然のことが、「家庭・学校・地域社会で行うべきこと」というのが書いてありますけれども、これが、ただの標語になってるだけで、全然情報の共有化、あるいはこれを深めていく、進化していくという流れになってないなというふうに思うんです。そうは思われませんか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 家庭教育、社会教育につきましても、いろんな事業を展開しているところでございます。現在のホームページ等の中身についての散らしのことでございますけれども、現在この散らしにつきましては、いろんな活動の中でお配りもしているところでございます。

また、年に1回PTAの新聞というのも作っているところでございますけれども、さらなる家庭教育の充実が必要であるということでございまして、現在課内の方でも家庭の約束事とか、家庭のルールとか、そういったものをもう少し積極的に展開していこうというようなことで、そういった一家庭一家訓そういったもののルールづくりのための特別なパンフレットというものを来年度は作って、そういったもので啓発していきたいというふうに考えて準備をしているところであります。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。現在の取組状況は、そういうことということで理解をしました。

やはり、教育長、こういった志布志中学校を取り巻く状況のときに、気をつけなければいけないのは、やはりこちらがひいてはいけないんだらうと思います。やはり、多くの子供たちが今の志布志中学校を取り巻く状況を見てますね。志布志中学校の子供たちも見ております。他校のいわゆる統合されようとしているところも直接は見てませんけれども、聞いておりますね。そういったときに、大人がどういう対応をするのかというのはすごく大事になってくるだらうと僕は思うんですよ。やはり、本来ならば暴力をふるったり、してはいけないことやった、大人の社会であればもう逮捕ですよ。そういうことをやったんだということをしっかりと教え込んでいく、大人の側の毅然とした態度、これを見せつけていく。それを教えないと社会人になってろくな大人にはなっていないわけですよ。だから僕はしばらくここでずっと見てて、やはり保護者に対しても、そしてその児童に対しても、またそれを取り巻く子供たちに対しても、教育委員会を

はじめ我々もそうですが、学校関係者、毅然とした態度で臨むというのが基本でなければならぬ。そして、情報はその担当の学校関係者だけではなくて、全教職員が共有をするという態度、これは教育長が冒頭述べていただいたとおりでございと思います。そこについてお聞きをしておきたいと思います。

○教育長(坪田勝秀君) 今議員御指摘のとおりでございまして、先ほども申しましたけれども、保護者に対しても「ならぬことはならぬ」とはっきり教えることも必要ですし、また保護者の方々に対して、あるいは地域の方々に対してもですね、やっぱり何というんでしょうかね、少子化のやっぱりひとつの影の部分というんでしょうか、あまりにも過保護に子供たちを育てておられる面があるとすればですね、そういうところもやっぱり厳しく御指導いただきたいことは御指導していただきたいと思います。

そして、我々が考えておりますように、なかなか一朝一夕にはいきませんが、こういう価値観が多様化した時代、そしてまた一方ではあふれるような情報化の社会の中で、子供たちがどういう情報を手に入れ、何を選んで何を捨てるかというようなこと等も併せて教えていかなければならない問題をたくさん抱えておりますので、どうしてもこれは三者一体となつてと、昔から言われている言葉であります、綿密な連携を取つてと、もう繰り返し繰り返し言われておりますが、今こそ地域社会、そして家庭、学校、連携をとらなければ一つだけでは決してよくならないと。一つだけが悪いから悪い青少年が育つというわけでもない。やっぱり複合脱線だと思ってるんですね。ですから、複合脱線を起こさないように、子供たちにぜひそういう関係をつくっていくよう、また社会もまた大人である我々も心していかなければならないことだろうと考えております。

以上であります。

○13番(小野広嗣君) では、最後になりますけれども、今教育長の述べられたとおりであらうと思います。今回議会にも統合に向けての説明がありました。そこに添付されている資料も見せていただきましたら、もうそれ以前に読んでたんですが、この志布志市学校再編だより、これの第2号にですよ、その準備委員会の委員長である志布志中学校堀校長のですね、手記が載ってるんですね、手記とか思いが、本当に優しい思いにあふれたものであるというのを感じたんです。「自分たちの母校が閉校となり、志布志中学校で学ぶこととなる両校の生徒、保護者、地域の皆様の心境を思うに期待感よりも不安感やさびしさの方が大きいことは想像に難くありません」と、「それゆえ、両校の生徒さんを迎える私たち志布志中学校の責任の重さを感じずにはおられない」と。そしてまた、るる述べられて「不安を抱えて志布志中学校に通うことになる人たちの気持ちも考えて、これからの学校生活を送ってほしい」という全校生徒の朝会で述べたということはずっと言われてます。もう本当に優しい思いに貫かれて、そして、「田之浦中学校、出水中学校の生徒さんを本校に迎えたとき、志布志中学校の生徒全員に心地よい涼風が吹き、楽しく学校生活が送れるよう、しっかり頑張りたい」というふうに言われています。そういう意味では本当に、学校は児童生徒にとって常に安全で安心でなければならぬ。そのために教育委員会を中

心として、学校関係者も今後とも全力を挙げて取り組んでいていただきたい。そのことを要請をいたしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 皆さんこんにちは、今回は任期を残すところあと2か月となり、慌ただしい中での質問です。議員は選良と言われますが、市民の皆様に対して、それにふさわしい4年であったのか、議員としての責務を果たしたのか、自らを振り返りながら任期を全うしたいと思います。

今回もいろいろな市民の声を聞きました。その市民の思いを市民の代弁者として通告書に従い一問一答方式で質問してまいります。

まず、消防行政について2点質問いたします。

1点目に入ります。平成25年6月議会において、松山市の女性消防団の事例にならい、本市でも女性消防団を設立したらどうかと質問いたしました。

本市でも男性の消防団員の数が定年制を廃止しているにもかかわらず、年々減少傾向にあります。このことは、就業の形態やそれぞれの市民の意識がいろいろと変化してきているからだと考えますが、地域防災の要である消防団員が減っていくとなると、まさしく地域の防災力の低下につながり、非常時や災害時はもちろんのこと、平常時の市民、特に高齢者や障がい者や子供たちなどの弱者の安心・安全が日々犯される懸念があります。

東日本大震災や原発事故、豪雨災害など多くの教訓を踏まえ、男性だけの力に頼らず、我が町の防災に女性が自ら立ち上がり、女性の持つ特性を生かした防災パワーが発揮できる場所を、行政は今まさに提供する時期にきている時ではないでしょうか。

女性が女性の意識と能力を高め、あらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になり、力を十分に発揮し、行動していくことをエンパワーメントと言いますが、女性消防団を設立するということは、この積極的な改善措置ポジティブアクションを起こすということでもあります。そのことによって、女性の輝く場所が提供されるということでもあります。まさしく本市がうたっています男女共同参画実現の促進の一つであります。

そこで、6月議会の私の一般質問に対して市長は、「女性の持つソフト面を生かし、住宅用火災警報器普及促進、ひとり暮らし高齢者宅の防災訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及、指導など、また災害時においては、避難誘導や避難運営所の活動など、女性消防団員ならではの活躍が期待される場所である。今後、女性消防団の設立に向けて、本市の消防団幹部会の方々と協議を重ねて、設置の方向で検討を加えていきたい」と答弁されました。

それから半年が経過いたしました。その後消防団幹部会の方々との協議、そして検討がなされたのか、これまでの進捗状況をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

6月議会的一般質問において、女性消防団設立についてのお尋ねがあり、市として先進事例を参考に、女性消防団の設立に向けて市幹部会等と協議を重ね、検討してまいりたいとお答えしたところでございます。

その後、市の幹部会において女性消防団の設立について協議したところ、幹部の中からは特に異論もなく設立することについての理解を得たところであります。現在の作業としましては、女性消防団を設立するためには、消防団条例の改正が必要と、そしてまた、制服等の予算も伴うということでございますので、3月議会において条例の改正及び新年度予算計上を予定しており、平成26年度において女性消防団員の設立をしてまいりたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） 半年前の市長答弁のとおり消防団幹部会の協議会をされまして、そして異論もなく、来年度の当初予算で条例を改正して、そして予算付けして、方向性が見えてきましたので大変うれしく思います。

このことによりまして、制服とかそういうもろもろのそれに関わる予算というものがなされて女性消防団設立、そして本市の女性消防団員の誕生ということになっていくのではないかと思いますので、大変女性にとって、この本市の消防行政にとりまして大変輝かしいことの第一歩になると思います。まさしくまちづくりというのは、男女両方でやっていくわけでありますが、やはり町が女性の笑顔、女性が元気のあるまちは活性化されて、大変全国的にも活気があるということですので、女性に光が当たる一光だと思えます。大変うれしく思いますので、次に移らせていただきます。

通告書の2点目に移ります。

災害時や避難訓練における避難場所等について、苦情や意見はなかったか。また、今後の防災に対する考え方について問うであります。11月16日に土曜日でしたが、午前10時、地震及び津波に対する避難訓練が実施されました。これまでに苦情や意見等は寄せられていないのか、まずお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波避難訓練については、平成23年3月の東日本大震災を受け、同年12月に海岸沿いの公民館区域、夏井区、東区、志布志区、香月校区、安楽校区、通山校区及び港湾区域を対象に住民の迅速な避難、関係機関との情報伝達訓練等を主眼に実施したところでございます。

3回目となります本年は11月16日に実施し、当日は土曜日ということでもあり、市民の方々においては、1,500名の方に参加していただいたところでございます。今回の津波避難訓練を実施するにあたり、対象区域地域の公民館長さんと事前に打ち合わせを行い、前回までの反省を踏まえて、いろいろと御意見をいただき、避難場所の見直しや追加、開始時間の変更など協議していただいたところでした。

津波避難訓練の際には、特に参加者から苦情や意見はなかったところですが、当日のアンケートによりますと、手すりの要望、防災行政無線の要望、避難路整備等の意見があったようでございます。津波避難訓練につきましては、今後も曜日や時間などを考慮しながらテーマを持ち継続

して実施する予定としております。

○7番（鶴迫京子君） 特に避難訓練時には、意見・苦情等はなかったということであります。アンケート調査の結果のことで触れられましたが、そのことを後でまた触れたいと思いますが、私も香月校区の水ヶ迫団地集落に住んでおりますが、その避難場所である文化センターに徒歩で参加しました。私の住む集落は高台にあり、津波などの危険が少ないと見て、参加者は最も少なくて意見等はなかったのですが、しかし、海沿いや川の近くに住む市民の方たちから、苦情や意見等を少し聞いております。苦情や意見が多いということは、裏を返せば即命に関わることだと、その集落の住民の方の認識が非常に高いということに尽きます。市長は、海から遠い所、まして高台にお住まいであります、このことをどのように思われますか。

○市長（本田修一君） ただいまお話になりました件につきましては、津波被害が想定される地域にお住まいの方については、極めて関心の高い内容になっているというふうに思っています。

そしてまた同時に、その避難訓練等に参加されるという方については、またその中でも関心の高い方、また、そのような時間帯に設定された時間帯におられる方ということになるかというふうに思います。そのようなことで、私どもとしましては、その地域におられる方、全市民に参加していただきたいという思いで、今回も、そして前回も前々回も訓練を開始するところですが、1回目、2回目と参加される方が増えたところですが、今回においては、また減ってしまったということに関心を引き起こすための、また工夫も少し今後も必要ということになるかなというふうには思ったところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 前回よりも避難訓練者の参加者が少し減ったということであります。

ちょうど文化センターの所には、カトリック幼稚園の先生と園児たち、そして宝寿園の施設の方が、その入園者の方たちと一緒に、そして自治会集落でいいますと、駅近くの興和集落の方が見えてました。そしてまた、ちょうど志布志支所の役場の下辺りの集落の方々が個人的に自由参加で避難をされておりました。何分かかりましたかとか、いろいろ聞いてみたら、10分で来たとか、12分かかったとか、7分とか、けっこうわりと想像より短い時間で文化センターまで到着されておりました。

先ほど市長の答弁にありましたように、やはりアンケートの結果などもお聞きしましたが、手すりがないとか、そういういろいろな問題が課題として訓練をしてみても分かった、出てきたということがあったようです。ぜひこの検証の結果も、またしっかり検証をされまして、次のまた訓練に生かされると思いますので、そこはよろしくお願ひしましたが。

ところで、先ほど市長の答弁にありましたが、指定されている高台等の避難場所が24年度と比べて、今年度25年度は少し3か所ぐらい変わって見直しがされておりますが、その場所と理由をお聞かせください。

○総務課長（溝口 猛君） 避難所の変更でございまして、昨年度の避難訓練から比較しますと3か所変わっているところでございまして、1か所につきましては、安楽地区の安良公民館から松崎農機前広場に変更したところでございまして、この点につきましては、標高の高い所がいいんでは

なかろうかということと、あと避難される方ですね、各方面から避難されますから、ちょうど中間の位置をとったと。それと、金剛寺につきましては、訓練最初の年は設けておりましたが、昨年につきましては標高が低いということで、市としては避難所の方向では考えてなかったところでございますが、公民館等の方々と協議しましたが、地域の要望という形で今回金剛寺も指定したところでございます。それから、昨年は県道63号線の内山組下の所に1か所避難所を設けておったところでございますが、避難場所ですね、設けておったところでございますが、これも地域の要望がございまして、時見坂に変更してくれということで、今回、時見坂に変更したところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、課長の方から説明がありましたように、避難場所を指定するにはいろいろな状況を踏まえて指定しなければ地域の実情に合わない、そぐわないということで、とても合理的でない現状にそぐわない場所になってしまいます。そして、逆に災害時に災害に巻き込まれてしまうことだってあり得るのです。例えば、よくテレビ報道もありますが、釜石市の防災センターで、防災センターに避難した方が200人ほど命を落とされているとか、ただ1例に過ぎませんが、そういういろいろなことを考えて指定しなければ、避難場所が即亡くなる場所になってしまわないとも限りません。

そこでお伺いいたしますが、志布志1区の大性院、小淵、若宮、西谷、沢目記集落等の方からのいろいろな苦情とか意見等はそういうことで寄せられていませんか。また、訓練後に参加者アンケートをとられましたが、先ほどアンケートの集積結果も併せてお聞きしたいと思っていたところですが、ここの地区の方のアンケートの結果というのは具体的に細かいこと出てないんでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 志布志小学校付近の方々からのアンケートによります意見でございますが、まず1点目でございます。志布志中学校の上り坂の所では昼間では支障なくできるが、暗い夜間の発生時は迷うのではなかろうかという意見がございました。それから、大性院付近につきましては、献上橋の所に避難場所ということで設けておったところでございますが、橋ということで津波のときには、この場所が避難所でいいのか不安があるという意見等がございました。

○7番（鶴迫京子君） 今、中学校の上り坂付近の所と、その大性院の方からの意見と、そういうことに対して、当局担当課といたしまして、どのように感じ、どのようにしていこうかなと感想的に思われましたか。

○総務課長（溝口 猛君） まず志布志中学校の上り坂の所でございますが、これについては、まだ現場の検証はいたしておりませんが、1回夜ですね、行って見て、夜の状況がどうなのかということ調査して、また余りにも暗すぎるようであれば検討したいと。

それから、献上橋のところで意見が出ました橋の近くということでございますので、この点につきましては、やはり橋から若干離れたもうちょっと標高の高い所に変更した方がいいのかなというふうには思っています。

○7番（鶴迫京子君） まず、個別にいきたいと思います。



まず、下大性院の方からの意見として、下の人が献上橋に避難するのは分かるが、上の者が下に下って階段を上り、献上橋まで行くのはおかしいじゃないか。高齢者が多いので上の上大性院を目指し上るのなら分かる。津波の来る方向に逃げるといのはおかしいと言われ、どうしても納得がいかない様子でした。そこで、私もすぐそこから徒歩で下にくんだり、献上橋の下から手すり付きの階段を上り、上の道路に出ました。途中に広い場所もあり避難場所としては適した所のように思えました。しかし、先ほどの意見もうなづけないことありません。津波の場合は高台に逃げるといのが鉄則であります。川下に向かって逃げることへの抵抗があるのは当たり前です。私が考えるには、上に向かうにも川が道路と並行に走っているので、遡上高の心配があつてのことか、また川と直角に逃げなさいということかなと考えますが、よく理解がちょっとできないところがあります。そのこのところはどう理解したらいいのか、また、その大性院の方々と、特に上の、上って言いますか、下大性院の上の方々が大変混乱してらして、避難訓練でも避難に参加する意味があるのかなと、俺たちが上の方に災害時は逃げるよとか、そのようなことを聞いたりもしたわけです。このように住民の方が、避難場所がちゃんとした避難場所が指定されているにもかかわらず、その集落で上と下で情報提供があるけれども、困っていらっしやる。困難になっているってこの現状をしっかりと把握されていますか。

○総務課長（溝口 猛君） 11月16日に第3回目の訓練を終えたところでございますが、今議員御指摘の件でございますが、1回目の避難場所を決める時にですね、高台の方は市がある程度決めたところでございますが、公民館の中で自治会長さんがお集まりいただいた会議の中でですね、地域の方でできれば避難場所については検討いただきたいということで、献上橋につきましても地域から要望のあった所を指定したところでございます。

確かに、自治会あるいはその住まれてる方から申しますと、下の方に下りるような形になると思ったところでございます。

したがいまして、来年度以降の訓練の中では、例えば今の部分では公民館単位と申しますか、での避難場所の指定でございますので、例えば自治会あるいは自主防災組織で、それぞれ自分たちの津波のときに逃げる場所を決めていただいて、その分を市の方に報告していただいて、そこを一時避難場所というような形にすれば、先ほど言われたような問題は生じないのかなというふうに思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今ここに行政の方でつくられた志布志地区の志布志市津波防災マップがありますが、このマップも見ても、今ちょうど私が質問してます大性院の所をよく見ますが、この大性院の方々の集落がここにあるんですね、そこは真っ赤かと思いましたが、真っ赤が標高0～5mなんですね、ここ、0～5mなんです、大性院の集落の地区は真っ赤ではないんですね、この大性院の道路を挟んで右の方が、こちらから見て右の方が5～10mで、その道よりもこの大性院は道路に側面してますので、その上は、このうぐいす色なんですね、10m～15mの色が塗ってあるんですね。ああそしたら、このマップからいきましたら、そんなに、結局住宅は高い所にあるのかなという思いもありまして、こういうこのマップの整合性というか、マップのこれはど

う見たらいいんですかね、ちょっと説明をお願いします。

○総務課長（溝口 猛君） このマップでございますが、標高で色を分けてるところでございます。したがって、緑につきましては、標高15m～20m、黄色が10m～15m、一番低い所が赤で0～5mというような形になっているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） そうですよ、そのように書いてありますので、それでいくと、この地図上でいきますと、ここに小淵橋がありまして、本当の上の避難場所である献上橋よりも下にある小淵橋の所から大性院の集落があって、頭上に献上橋があるわけでありまして、そこの大性院の下大性院の左右の集落を道路を挟んで左右の集落の所は5～10mになっていますので、少し高台ということでありまして、考え方によっては、この集落のずっと川を上ってですね、道路を上大性院の方に行くと相当距離がありますので、それよりも、やはりもうすぐ10m以上の標高、緑の地図がありますので、この大性院の集落の所、下大性院の所から1本避難路をつくれればというか、あれば、もうそのまんまこの高い所に登れるんですね。そのようなことも考えられないのか、そういう場所がないがために献上橋を利用するということになるのかもしれませんが、そこから辺の地図、マップを見ただけの私の検討課題なんです、いかがでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 議員御指摘の部分でございますが、献上橋につきましては標高が16mという形になっているところでございます。

したがって、今回の避難訓練の一部来年度への検討課題ということで、先ほど申しましたとおり25か所に限定してやったところでございますが、できれば各自主防災組織、あるいは自治会等ですね、いざ津波が来たときはどこに逃げるかということ再度協議していただきまして、自分の家から一番近い高台に逃げるというような形の手法を来年度検討してみたいというふうに思っております。

また、そこの避難される場所につきましては、できれば市の方に連絡をいただいて、そこに看板と申しますか、そういった形で市の方で設置して、いざというときは最寄りの高台に逃げていくというような手法が一番現実的ではなからうかというふうに考えたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 大性院の方では、その意見が届いていて、そしてまた、担当課の方でも考えられまして、来年度に検討課題としていろいろないい方向性で即逃げる避難場所指定というのを、また検討していくということですが、次に一番最初は大性院からいろいろ検証してみたのですが、検証していきましてところ一番危険というか、ちょっとこれだと思うのは、次の小淵や若宮の方々の避難場所の指定であります。ここの避難場所は、以前は志布志小学校だったけど高さが低いということで、今は志布志中学校の上り坂に指定されたと、先ほども課長が申されました。

そういうことではありますが、避難訓練の時にも相当な数の方が中学校の上り坂付近まで参加されています。小学校前を通り指定場所に向かうわけですが、志布志中学校の上り坂の途中であっても、小淵とか若宮の方は、もう先ほどの大性院の献上橋、そして昔の小淵橋ですね、あそこから小淵ですので、あそこから若宮の方々は避難訓練と言いながら、そこからずっと志布志小学校

の前を通りまして、そして、あそこの床屋さんがありますね、あそこから右折して、またそこを上に乗って中学校の上り坂の入り口に着くわけです。そこからまた中学校を目指すわけですので、相当な距離があるのではないかなと思います。一番端からはですね。

また、ここでも言えることですが、小淵や若宮の上の方の人は、川下に下るのではなく、上って献上橋を目指した方がよいのではと思います。また聞くところによりますと、松尾城に登れる近道も小学校の裏ではなくて、こっちの小淵、若宮に近い所から上る所もあるよということもお聞きしました。だから、そういう知る人ぞ知る近道というのが避難路になるかどうかは、よく検証してませんので分かりませんが、そういうことも踏まえまして、これも住民の意見ですので、このことをどう思われますか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほどから申し上げているとおりでございますが、25か所に今回避難場所を指定して訓練を行ったということでございます。議員御指摘にされたただいまの意見等を参考にしながら、来年度の訓練に反映したいと。

なお、志布志小学校を当初避難場所という形にしておりましたが、南海トラフの地震の予想7m、それと志布志小学校から山城の方へ行く場合は、どうしても震度6弱というような地震を考えればですね、大変危険だということで7mの予想ですから、7mでとどまればよろしいですが、河口付近につきましては、先の震災を見ますと遡上はまだ出てくるかもしれないということで、市の方としましては、より高台の方に避難していただきたいということで、中学校の方に変更したところでございます。

○議長（上村 環君） 鶴迫議員、個別地区ごとの質問はまだ続きますか。進めてください。

○7番（鶴迫京子君） 個別にいろいろお聞きしているものですから、住民の声としまして今伝えてますが、下西谷の付近の方も同じ理由であります。やはり中西谷の方は上の大地を目指し避難するのが最良ではないかなと思いますね。下に中学校の上り坂の所に行くまでに中西谷の方から下っていきますと、300mぐらいあります。300mぐらい下に下って、また中学校へ上るよりも、300m中西谷から上に乗って、沢目記の方は宇都の方へ、そして西谷の方は農協の方面に上れば、その時間が命を分ける時間になるやもしれないと思います。ですので1分1秒を争う災害ですので、そういうところも含めて先ほどの検討、全部同じことだと理由は思いますが、もう一緒にまとめて、今後の検討課題でひとつ答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3回避難訓練を重ねまして、様々な御意見等を賜りながら工夫をしているところでございます。

今お話がありましたようなことを含めて、また別な形でも御意見、御要望等が上がってくると思いますので、それらのものを十分検討させていただきながら、より適切な避難の在り方というものを求めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○7番（鶴迫京子君） いろいろと個別の集落を取り上げましたが、今回私が一番言いたかったことは、避難場所を指定するにあたり、集落をひとくくりにするのではなく、その実情に合わせて二つ、三つ、四つでもいいですが、一番早く逃げられるという、そういうその地形や実情に

応じて避難する住民の立場に沿ったきめ細やかな場所を指定するべきであると考えたからです。そうしないと、何のために避難場所の指定になるかということです。だから、反対にこちらから聞きたいですよね、どうしてこの25地区の避難場所がそこになったのかということを実は一つ一つ聞きたいわけですが、高台であるということであろうかと思いますが、その避難場所一つとっても、やはり24年度と25年度にそういう現状にそぐわないことが起きているわけでありまして。一番大事なところで、そういうことが起きてますので、住民は、やはり素直でありますので、もうそこが避難場所と指定されたらそこに行きます。そして、24年度そこだったら25年度に変わったことを知らない方も24年度の避難場所に行った方もいらっしゃいます。そういうこともお聞きしました。

ですので、やはり行政というのは、そういう逐次変わる、そういうまして災害、命にかかわるような情報提供というのは、しっかり周知していかないといけないと思います。そして、それはやはり内容がしっかりしたものであります。献上橋も避難場所に適しているなということも思いました。しかし、それを住民の方に届いてないんでありますね。だからそのかい離、そこをしっかりと、こういう理由でこういう所が避難場所になっているんですよ、こういう危険はないんですよとか、そういう情報をしっかりと落とししていくことをやっていただきたい。そうすると市民は安心して安全でみんなで避難訓練にも協力的に参加してくれるんじゃないかと思います。

そして、行政の立場からしますと、避難後の人数把握とか、あとの作業がスピーディーにできたり後がありますね、避難場所を少なくした方が人数が把握もパッとできますし、そういう、そこも安心・安全につながるからそうしてるという一面もありますが、そこから後は命が助かってからの後のことでもあります。ですので、そのためには一人一人の状況を考え、安全のための情報を提供し、安心させることが一番大切だと思います。面倒な作業ですが、結果的には後で楽するのではないかと考えます。

そこで、先ほども答弁を何回かいただきましたが、最後の答弁をいただきたいと思いますので、避難場所を検証し、見直すということをもう一遍再度見解をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、まだまだ私どもとしましても、不備な点が多いということについては、本当に申し訳なく思うところでございます。訓練を重ねながら、より適切な訓練の在り方、そしてまた、適当な訓練、避難の場所というものについては、地域の方々の御意見を十分お聞きしながら、いち早く避難できる所というものを設置してまいりたいというふうには思うところでございます。

基本的には、市民の皆さん方の生命に直接かかわる内容でございますので、周知についても十分重ねてまいりたいというふうには思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 特に大性院の方々から何人かお聞きしましたので、まず最初にそこを大性院地区の方に説明をお願いしたいと思います。

最後に今後の防災に対する考え方についてお伺いいたします。

9月議会でも一般質問しましたが、高齢化社会を迎え、高齢化率がだんだんと高くなっている現状のなか、本市の防災の最重要課題である災害時要援護者の避難支援に対する取り組みは順調に進んでいるのか、これまでの経過と、また避難場所等、要援護者支援を想定した避難訓練など、実施してみなければ課題も見えてこないと思いますが、今後のこのことにつきます考え方を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで防災対策としまして、津波対策検討委員会の開催、そして津波防災マップの作成、標高表示板の設置、津波避難訓練、防災講演会、防災メール配信システムの整備ということで行ってきたところでございます。それらの中で、要援護者の方々を対象に行ったものにつきましては、自治会長さんに調査をお願いしまして、自治会長さんの御協力を得ながら、その対象について調査をしたところでございます。

最終的には、福祉や消防、そしてまた関係部署と情報を提供できるような形にしていきたいということございまして、今後システムの整備をしまいたいというふうに考えるところでございます。このことにつきましては、先般御質問された内容について、さらにその内容を深めているということをお理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 災害時要援護者の支援、避難を支援する取り組みというのは、大変重要ではなかろうかと思えます。

いつか自分たちも高齢化、まだ前期高齢者にもなっていませんが、そういうことはすぐやってきますので、ぜひしっかりそこを来年度引き続きやっていただきたいなと思えます。

そこで、平成23年度文教厚生委員会に属しています平成23年度に防災ということで研修に行きました。南アルプス市と、そして今年は岩手県の大船渡と釜石市に行きました。その時に本当に研修に行って良かったなあ、百聞は一見にしかずということは、本当にこのことだと思ひまして、やはり自分たち議員もですが、何か研修といったときには即参加しなければと思ひもありました。まして職員の方も、市長ぜひそういう研修する場があったら、やはり日本、日本にとどまらず海外までですか、そういう率先して研修に行けるような体制をとっていただきたいなと思ひます。

この防災につきまして、やはり釜石と大船渡に行ったんですが、隣の陸前高田までちょっと行きましたら、ちょうど奇跡の一本松のレプリカの式がありました。その時に、大変志布志と陸前高田は似ているなという地形の気がしました。もし、一度そういう大惨事が起きたならば、志布志も湾岸に接していますので、本当に志布志湾に面した市街地は、ああいう形になるのかなと、白砂青松の志布志の松も本当になくなるのかなと思って、本当に何かすごい気持ちに陥りました。ですので防災というのは大変大事なことで、備えあれば憂いなしでありますので、市長はまた2期8年の実績をうたっていらっしゃいますし、日本一ということではいろんな日本一に挑戦されて、70%か何十パーセントかよく分かりませんが、達成されていきつつあると思ひますが、やはりこの防災日本一というのは、あんまり聞いたことがありませんので、ぜひこういうことも本当に命を守って、生命がなければ、この志布志市の将来のまちづくりはできませんので、そして未来あ

る子どもたちの教育環境づくりもできませんので、ぜひそのところをもう少しマニフェストにうたってらっしゃるかもしれませんが、見ていませんので、そのところを市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今の防災面につきましては、特に津波避難訓練ということで、その後、実施を中心に行いながら市民の意識を高揚していき、実際にそのような事故があったときには、直ちに避難していただくということに努めていただくということにしているところでございます。

国の防災計画が定められ、そして県が定め、それに基づいて市が定め、そして今市では、その細部にわたってマニュアルを作成している段階でございます。そのマニュアルの作成をした後に、マニュアルに基づいた形での訓練ということ、実質的な訓練ということになるかと思っておりますので、そのようなことを定期的に努めながら、私どものまちの皆さん方が、いついかなる時にそのような災害が襲ってきても、きちんと対応できるような体制というものを構築してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 最後になりますが、今日は津波を想定した避難訓練におけることでいろいろ一般質問をいたしました。本市は津波だけの災害ではありません。松山、有明、山間部といいますが、そちらの方は急傾斜地とかいろいろありますので、土砂災害、そして集中豪雨などの災害によりまして相当な被害を受けるシラス台地でありますので、そういうことも相当考えられます。それは津波災害より早くそういう災害に見舞われるかもしれませんので、ぜひそのところをしっかりと住民の生命を守る一番のリーダー、トップでありますので、市民の安心・安全、そして財産、心の財産、知的財産いろいろあります。そういうところを守るために、また、あと残り少ない任期を私は議員として一生懸命頑張りたいと思いますが、市長もしっかり責任を果たしていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時05分 散会

## 平成25年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成25年12月10日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

出席議員氏名 (22名)

1 番 平 野 栄 作	3 番 西江園 明
4 番 丸 山 一	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀



午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山 一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

4年前に議員に当選させていただいてから早いもので最後の議会であります。一般質問の機会です。この間、住民の皆さんから寄せられるいろいろな要望、そして、声を政策提言という立場で、市長はじめスタッフの皆さんと一緒に議論をしてやってまいりました。

今、国の動きを見ていますと、自民党の本部が沖縄県連に対して、選挙のときに公約したそのことを変えなさいと、恐らくそうだったろうと思います。そのことによって、選挙のときにお約束したことを簡単ではなかったでしょうけど翻す、そういった県外移転の公約を投げ捨てて、県内移転を容認すると。そのことによって、地元自民党の幹事長や、そういう責任ある立場の方々が離党を申し出たり、そういう辞任をしていくという、辞めていくということですね、そういったことが起きております。

また、昨日から今日にかけて国会の中でみんなの党という政党が分裂をすると、まさにつこの前選挙で国民の皆さんにお願いをして当選をして、いざ働こうというときに、それぞれの党内の事情があるんでしょう。こういったことが行われてる。まさに私たち末端のところで頑張っている議員から見たら、とんでもない住民の皆さん、いわゆる国民に対してそういう約束違反をすると、許されるものではないというふうに私は思います。それは来るべきいろいろなところで国民の皆さんの判断が下るんでしょう。私たち日本共産党は、一貫して九十数年経ちますが、いつでもどこでも国民の皆さんが主人公と、そういった立場でやってまいりました。私自身もその政党の一員として、この志布志市の中で住民の皆さんの利益第一に、住民の皆さんが主人公という立場で頑張ってきました。そういった立場で、今任期中最後の一般質問でありますので、通告をしていた点について順次質問をしてみたいと思います。

まず、特定秘密保護法案、まあ法案ですが、これは自民党、いわゆる政権与党の強行採決、まさに強行採決だったろうと思います。大変短い審議時間の中で、これが採決をされて可決という

ことであります。そのことをもって、先ほど申しましたみんなの党は分裂をしていく、まさにこれでは何なんだろうねという思いがあります。そこで、この特定秘密保護法、これについて、この一連の動きをはじめとして、市長がどういった認識をもって、これまでのこの動き、そして、この可決に至ったこの特定秘密保護法について、どういった認識をお持ちなのかまずお伺いをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

12月6日に参議院で可決され、成立しました特定秘密の保護に関する法律は、国家公務員等の特定秘密の取り扱いを制限する法律だというふうに認識しております。具体的には、国の安全保障に著しい障害を与える恐れがある防衛に関する事項、外交に関する事項、特定有害活動の防止に関する事項、テロリズムの防止に関する事項のうち、行政機関の長が指定した情報を特定秘密として、その取り扱いに制限を設けるものと理解しております。

御存知のとおり、地方自治法第1条の2におきまして、地方公共団体と国の役割が規定されておりますが、地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するものとされており、また、国の役割は国際社会における国家としての存立に関わる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動等とされております。このようなことから、この法律はまさに国家としての存立に関わる事務であり、国が果たすべき役割に当たると思います。

今後、政令等が公布されると思いますので、この法律をどのように運営されるか注視していきたいと考えております。

○19番（小園義行君） この法律が通ったことで、地方自治体にもいろいろな問題が投げかけてこられるわけですね、そういう秘密にしてしまえば情報が公開されないと、これはまさに原発の3・11が起きた後に原発がメルトダウンしましたね、その時に国は、放射能がどういった状況で動いているのかという、そういったいわゆる衛星からの画像なりいろんなことをですね、隠したんですよ。これ、国会の審議の中で明らかになったんですね。その時にまだこれはないですよ、特定秘密、それでも国は、いわゆる地元の自治体にそういったことを流してないんですね。地元の首長さんたちは非常に怒ったわけですよ。この特定秘密保護法の審議の中でそれが明らかになって新聞報道です。まさに地方自治体にもそういったものが起きてくる可能性がある。これ、前文です。南日本新聞がですね、全部こと細かに書いてくれました。私もそれを持ってきましたけど、これ全部読みました。別表を含めてですね、附則、そこまでいろいろ書いてありますが、地方自治体への影響というのも非常にこれは大きいものがあるというふうに私は思います。そういった意味で、この特定秘密保護法、可決しましたからね。これ、法案の段階だったら賛成か反対かというのをお聞きをしようと思ってたんですが、市長は、この、いわゆる法律に対して認識は今後出されてくるそれを見守るということで、基本的に何が秘密なのかが秘密だという法律ですよ。そういったものに、全国の首長の中で勇気をもってですね、この法案に反対だというそれを

表明している首長さんがおられるわけですが、本田市長の首長としての立場として、この法律に対して賛否を問われたらどういう立場ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のこの特定秘密保護法につきましては、様々な論議を経ながら国会で審議され可決され、今後これが施行されようとされております。その施行に際しまして、秘密事項というものが妥当性のチェックがされる機関があられるということでございますので、その機関につきましては、保全監視委員会、そしてまた、秘密指定の統一基準を策定する情報保全諮問会議というものが設定されるということになっております。

そしてまた、このことにつきまして、記録されました公文書廃棄の可否を判断する独立公文書管理監というものも新設されるというふうになっているようでございます。このような観点からこれらのことが整備されていくということで、この法律が法律の趣旨どおり施行されるというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 昨日、安倍総理大臣が記者会見しまして、可決されたことはそれとしてですね、私をもっと時間を取って丁寧に説明をすべきであったというふうに反省をしてるんですね、御存知ですか。そういったこと自体がですね、もうこの法案の審議が不十分であるということとは明らかであります。各紙が世論調査してますが七十数%の人たちが審議が尽くされてないというふうに言っております。

市長は、そのことを御存知ないからどうしようもないけど、こういった問題については敏感にですね、首長自身もきちんとアンテナを張ってないといかんでしょう。

私は、今後この問題がいろいろこれからどうなっていくのかと、最後の段階で三つの機関がどんどんひとり歩きするわけじゃないけど、当局から出されてね、そのことでオッケーだと、修正で合意したからいいんだというようなやり方ですが、これ、戦前のですよ、いわゆる機密保全法、そういったものを治安維持法と同じように戦争する国づくりの前段としてこれはあってはならんというふうに私は思います。日本共産党はそういった立場で、今これ可決しましたけど、国民の大きな世論と一緒にですね、廃案をさせていく、その立場で全力でこれ頑張っていきたいというふうに思っております。この問題については、市長もあまりお忙しい中で見てないとかですね、そういうこともありそうですので、これぐらいにしますけど、今後、こういった問題についてもですね、きちんと首長としては、しっかり国がどういう上位法があると下の方はそれに従っていかなきゃいけないと、とんでもない法律のときはいつも言うようにきちんと声をあげていく、それは大事なことだと思います。まあ可決したから、あなたは今後見ていくということですが、これ廃案にするまで全力で頑張っていきたいと思います。この問題についてはそういうことで、今、市長の立場が分かりましたので次にいます。

2点目のこの4年間の市政運営の総括をどうされて次期市長選挙に臨む考えかということで通告をしておきました。

昨日も西江園議員との間で、若干そのことの答弁があったんですが、私自身は、この4年間で

本田市長がどう総括されて、市長選挙に6月議会でしたか、出馬表明をされたわけですが、その総括を、ここもうあと1か月ちょっとという段階ですね、そこで、どのように総括をされて、次の市長選挙に臨む、その思いなり、そういったものを少しお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、2期目の市長就任に当たりまして、市政に対する四つの項目について公約を掲げ、これまで志のあふれるまちをまちづくりの基本理念として共生・協働・自立の社会づくりに取り組んできたところでございます。

お話がありましたように先の6月議会において、4年間の総括として、これまでの公約の振り返りについて答弁させていただきましたが、今回公約実現の検証を行ったところ、目的を達成したものの、そして一部達成できなかったもの合わせますと、8割以上の目的を達成したのではないかというふうに思っております。

その中で、いくつかの事例を申し上げますと、2期目の市長就任直後に宮崎県で発生しました口てい疫の本県への侵入を防止するため、南九州地域の畜産を支える志布志港において、発生後いち早く消毒ゲートを設置しまして、官民一体となって24時間の防疫態勢を整えることができました。このような取り組みが日本有数の畜産地帯を守るとともに、志布志港が安心・安全な飼料供給基地としての地位を確立し、その後の国際バルク戦略港湾への指定につながったものと考えております。

口てい疫終息後は、市内商店街の活性化を図らなければならないということで、プレミアム付きひまわり商品券の発行をはじめ、住宅リフォーム助成事業等を実施するなど、市内商工業者の景気浮揚策に直ちに取り組んだところであります。

そしてまた、本市の認知度、知名度を高めるため、健康づくりや子育て、情報技術の先進地など、様々な分野で日本一のまちづくりを目指し、各種事業を実施してまいりました。

しかしながら、本市を取り巻く経済情勢など様々な要因により達成できなかった課題も残されております。このことにつきましては、3期目以降の新たな取り組みと併せて、成果がきっちり出るような形に持っていきたいと考えており、今後も引き続き市民の皆様方とともに日本一のあるまちづくりを推進し、市民の誰もがこのまちが好き、住んで良かったと実感できるような市民生活の実現に努力してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 総じて言うと日本一のまち、日本一のあるまち、これを目指してこられたわけですね。その中で、私自身は尚志館高校がセンバツ出場し、1勝を挙げるとか、山口君の世界新記録、そして植村さんの国体優勝、そして千代鳳、千代丸関、彼らの大活躍、これは大変喜ばしいことだし発信をしております。でも、それは彼らの努力によってなされたものであって、行政はどういった支援があったのかということだろうと思います。そういった中で、私自身は、ここに住んでおられる方々が日々の暮らしの中で、住民が良かったと、このまちで良かったと、そのことが日々感じられるそういったことの日本一を目指すべきだというふうに思うわけですね。彼らの活躍は大変心躍るし、いいけれども、行政がここに住んでおられる方々の日々の喜びを本

当に心躍るようなまちで良かったと、そういうふうにやっていくべきだろうというふうには思うわけですが、そういった立場からしたときに、どうなのかという、今市長がおっしゃるようなことですが、もっと住民は心躍るような政策が提案されて、それを享受できていると、そのことが本当の意味での日本一のまちに住んで良かったということではないだろうかというふうには思うんですね。そのことは、あとあと質問もしますが、そういう立場で、私自身が日々住民の方と接していく中で、お話をされることでもあります。そういったことが本当の意味での住んで良かったという日本一のまちだと感じられることじゃないのかなというふうに思います。

それともう一つ、あと1点は、志布志市をこの2期8年間の中でどういった方向に本田市長が導いていこうとしているのかということがですね、どうもはっきりしていないというような気がするわけですよ、「にぎわいと協奏のまち」、これはね、総じて分かるけれども、合併して8年になって、本当にこのまちをどういう方向にもっていこうとしているのかというのが、あんまり感じられないというような思いがあって、先の9月議会から今度の議会、全く同じとは言いませんけど、通告をして市長とやり取りをしたいと思って通告を今回しました。

そういった立場で、私はここに住んでおられる方々が日々本当にこのまちに住んで良かったと思えるような、そういった政策を首長自身が出して、それを実現していく。そういったことが、本当の意味での日本一のまちというふうになるのではないかとというふうに私は思いますので、その立場で以下質問をしたいと思います。

総括は、市長が後援会のこういったことをされております。具体的にですね、それでは本庁の移転の問題について、昨日もやり取りありましたね。この8年間にいろんな立場から、毎回私は質問してきました。1回だけ父親の不幸で質問ができないという事態がありましたので、それは大変申し訳ないと思いますが、自治法が求めているもの、そして住民の声、いろんな立場からやってきました。昨日もいろいろな質問がありましたけど、今でも本庁のこの位置の見直し、そういったものについては変わらないというふうに市長は今でも思っておられるというふうに理解していいですか。昨日の質問では、若干前に進んだかなという思いがあったんですがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日もお答えしたところでございますが、また以前もお答えしたと思うんですが、この有明の本庁舎が未来永劫ここにあるということではないということについては、お話したところでございます。しからば、いつそれをするのかということについては、例えばそのような機運が高まればというようなことのお話を申し上げたところでございますが、また次期4年間の中で、合併後10年という節目がございますので、12年といえは社会的にはいろんな形で変動がございますので、そのような中で改めて、そのことについて検討する場を設けてもいいのかなというふうな気はしているところでございます。ただ、その時にもやはり市民の方々のそのような機運の醸成があるということが前提ではなかろうかなというふうに思うところであります。

○19番（小園義行君） 本庁が、ここ有明にあることでどうなのかと、ここにあったことがまたどういう影響があったんだろうと、そのことは少し総括を当局としても、首長としてもそこでき

れたんでしょう。志布志支所に移したらいかがですかと、一貫してこれをやってきましたが、本庁が志布志にあったらどうだったんだろうかと、そういったことも含めて本庁がここであって、このまちが8年間でどういうふうな影響があったのかと、仮に志布志支所にあったらどういう影響があったのかということの総括はされておられますか。

○市長（本田修一君） 本庁舎が志布志の方にあった場合のことにつきましては、特段そのような検討というか、想定は協議はしておりません。ただ、私自身はいつもいつも議員からこのことについてお尋ねがございまして、もしそのような場合には、どうだったんだろうかというのは頭の中では巡らせているところでございます。それは多分今まで様々な方面から回答を申し上げた内容になろうかというふうに思います。

○19番（小園義行君） 市長の答弁というのは、これまでもね、あまり変化がなくて、若干進んだり後退したりの繰り返しだったんです。先の9月議会で、ぜひ次の選挙ではこれを争点にしてほしいものだということで質問をしました。そして、その後いろんな方がですね、手をあげられて、他の立候補予定者の方、宮田慶一郎さん、そして尖信一さん、下平晴行さん、それぞれ御三方ですね、本庁を志布志支所に移転、そして、これ、尖さんですね、宮田さんは庁舎問題については、南九州新聞の記者会見の記事として書いていただいておりますが、志布志町民の思いと同じだということで書かれておられますね。「合併協議の結果、役割分担が決められたが、この約束の期間は10年と考える」ということで、本庁舎は、志布志に移転だということでしょう。

そして、下平晴行さんにおいては、テレビでもやってましたね、本庁舎を4年かけて志布志へ移すと、こういったことが掲げられてるんですね、今回は本田市長としても地元有明町からも、あ、ごめんなさい、地元と言っていいか、ごめんなさい、ここの有明町からもですね、もうひとつ立候補予定されて活動が始まっていますが、本当に今回は志布志市として、そのことをどうするのかということが問われる大きな選挙だというふうに私は思うんですね。そういった立場で、それぞれの他の予定候補者はそういうことであります。そのことにどうだという質問はしたくありませんのでね、そういうことがありますということですよ。

そこで、昨日のやり取りの中でも、直接私が移動市長室とか、そういったことで「声を聞いたことがない」ということで述べられましたね、昨日も「1回もありません」と、そういうことですね。6月議会でも私たち議員が、ここで述べてるのは、住民の声を代表して代弁してあなたに伝えてるということでは、直接住民の声をあなたに伝えてる、その人が直接あなたに言わないかもしれないけど、そのことをもう理解しましたよね。そこで、あなたは昨日の西江園議員との間のやり取りで、「これまで1回もないんだ」ということで答弁をされたんですが、25年度ね、このふれあい移動市長室ということで、合計の10回されてますね、ここでも「1回もなかった」というふうにあなたはおっしゃってるわけですが、教育長もこれには参加されますね。市長がああいうふうに言ってるんですが、住民の方から1回もこの本庁舎の移転の問題で、あなたが毎回参加されてるわけじゃないですよ。その中で1回もそういう質問なり、要望なりありませんでしたか。

○教育長（坪田勝秀君） そのことについてですね、私が毎回出ているわけではないということ

は、今議員御指摘のとおりでございますが、私が参加した時にですね、具体的にですね、本庁移転をどう思うかということが名指しでということかな、そういう形で出てきたということは、私の記憶違いがあるかもしれませんが、なかったように記憶をしております。

○19番（小園義行君） 教育長を責めてるわけじゃないですからね。でも教育に携わる方は、きちんとした真実がないといかんというふうに僕は思います。

そこで、平成25年5月10日、森山地区ふれあい移動市長室、これ体育館で17名が参加しています。市長、教育長、志布志支所地域振興課長、志布志支所産業建設課長が参加しています。この中でですね、消防団のこととか、学校統廃合とかね、たくさんいろいろあります、意見がですね。そこである方がですね、こういう質問をしてるんですよ。「議会だよりを見ると、議員が本庁舎の場所についてずっと質問している」と、その回答として市長が「合併協議の中で話し合いの中で決定した」という回答をしていた。確かに一番良い方法であったと思う。しかし、そろそろ合併後8年が経過するので、次は本庁舎の場所移転に取り組んでほしい。志布志地区はバルク港湾にも指定された港もあり、市街地もあり、国道も鉄道も銀行もあり、学校もまとまって良い立地条件であるので、そこに移転してほしい。地方自治法を私が述べるまでもなく、市長が存じていると思うが、この条件の中では、志布志市の庁舎は外れていると思う。合併協議の中で、なぜこのことについて話し合わなかったのか不思議である。この話をなぜ本日私がしたかということ、このことは議会レベル、行政レベルで適切に行われると思っていましたが、議会の中で市長がふれあい移動市長室で地域を回ったが、「庁舎移転についての要望はこれまで一度もなかった」ということを述べたので、これは、私にこの質問をしてほしいということだろうということで発言をした次第である。一昨年、東日本大震災を受けて、各地で防災講演会が行われた。志布志市でも鹿児島大学の井村准教授をお招きして行われた。内容については、細かく覚えていないが、その中で、市町村合併により自治体は良い形になってきている。しかし、中心地がずれた自治体も生まれているということであった。これは志布志市が悪いというわけでもないが、防災の観点から見ると果たして現在の庁舎が防災の拠点になりうるかは疑問である。例えば、東日本大震災のような地震が3時ぐらいに発生したときに、対策本部を文化会館に置いたとすると、本庁舎から普段は10分少々で到着できるものも、津波が押し寄せるため、避難する車が逆走してくればとてもたどり着けるものではない。今、自主防災組織を立ち上げてほしいという依頼があるが、本庁は離れた安全な所であって、市民を最前線に立たせるといふのはいかなものかと考えると、なかなか取り組むことはできない。ぜひ勇断して市全体の利便性と安心・安全のためにも本庁舎移転に取り組んでほしい」とこういうふうに質問が5月の段階であったんですね。これ、事実ですか、事実と違いますか。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。

私は、このやり取りがあったということにつきまして、全く失念しておりまして、1回もなかったというような答弁をしたところでございます。ただ、この時に、この方にも回答をしておりますように、特に防災の観点からというようなことでの御質問というようなことに私自身捉えて

おりまして、そのようなことから庁舎移転についてまちづくり全体の観点からということではなかったというようなことで、そのような今までの議会での答弁になったものというふうに考えるところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○19番（小園義行君） この答弁はですね、昨日の西江園議員に対しても大変問題ある答弁ですよ、今。

一番冒頭やりましたね、特定秘密保護法、まさに官僚が官僚のためにつくるような法律ですよ、これをこの志布志市でもですね、一緒になって、そういうことは1回もなかったと、こんなことがね、あったらいかんでしょう。しかもね、失念していたとはね、5月10日ですよ、6月議会で私が質問してますよ、1か月も経ってないんですよ。その時にも1回もなかったと、あなたは6月議会も言っているわけ。

教育長、教育長もですね、僕は信頼をしていますよ、教育長。でもここにあなたもおられたんですよ。まさにこういうね、森山地域の人たちが本当に自分の所が防災だから関係ないと言ったら、津波なんか関係ないじゃない。でもその人が本当にこういうことをね、真剣になって、市長が毎回そういった声になかったというから、私に質問しろということだなと思って、したというね、このことに対してね、申し訳ありませんでした、失念でしたって、これはね、首長として議会に対する答弁の在り方としてもね、断固許せない、これは。

議員が言うことをね、その場逃れたらいいんだというふうに思ってるんじゃないですか。それじゃないですよ、これ。子供が聞いてたら教育長どう思いますか、これ。やっぱりね、お互いに真摯にここは向き合って僕なんかやってるんです。何でそういう答弁が出てくるのですかね。西江園さんに対しても失礼でしょう。議長に対しても、きちんと議会でうそを言ったということをはっきりしなきゃいけないよ、これ。こういうことがあって、僕たちが真剣にあなたに投げかけていることが、どうもね軽い形で返ってくるんだなというのを僕はこれ、ホームページなりいろいろ調べてですよ、びっくりしたんですよ。こんなうそを言っててね、いいのかと、そういう思いであります。いかがですか。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。私自身が、このようなやり取りをしていたことをしっかりと重く受け止めて、そして、議会に対する答弁において、そのことを基にお話すればよかったというふうには思うところでございますが、今まで、そのような形でなかったということもあったと思いますが、今回、改めて私自身が、この内容について、そのようなやり取りがあったということを思い出しまして、違った形で議会で答弁してきたことに対しまして、深く陳謝するところでございます。

それぞれ各、小園議員のみならず、他の議員におかれても間違った答弁をしたことを陳謝いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○19番（小園義行君） それでですね、そこで市長はこういうふうにおっしゃってるんですね。「議員の方は地域密着であるので、皆さんの意向を反映して活動されていると思います。しかしながら、私は市全体のバランスを考えて行っているということにつきましては、御理解方を願



いします」と、あなたは最後に結んでるんですね、これね。まさに、どれだけ議員がですよ、住民の皆さんと接触をして、いろんな声を聞いて、ここで質問という形で、あなたに政策提言なりやっている。そのことを踏まえた上で、きちんと答弁というのはいかないといかんでしょ、これ。これまでの議会答弁に対してもね、本当に本当のことを言ってんのかなというふうになってしまいますよ。

そこでですね、陳謝ということですが、ぜひ事実に基づいてお互いにやり取りをしていくと、僕なんかもうそれを言っているわけじゃないですからね。そのことで、今回5名の方が立候補を表明されて、市長を含めてという意味ですよ。これ、政治家、本田修一として、現在のこの本庁が有明にあること、そのことをですね、有明町からも立候補があります。そのことで、もう地域エゴとかね、そういうことを言っている場合じゃなくて、本当に合併して8年経つ、もうすぐ10年という状況の中で、政治家本田修一として、この庁舎問題をね、本当に港から内陸部を見る、内陸部から港を見る。この重要港湾を国が指定し、バルクの選定もしている。そういった状況の中で、果たして、ここでこの本庁をこのままでよいのか。今回大きな決断をあなたに迫られてるといふに僕は思うわけです。そういった意味で、本庁舎の位置の問題、この見直し、機運が高まればと、庁舎建設なんかもつてのほかですよ、志布志支所に移して、どんどん人も少なくなっていくという状況の中で十分ですよ、あそこで。そのこともやり取りがあります、ここで、僕自身もそう思ってますよ、駐車場の問題なんかをね、問題にする、そういうことじゃないというふうに思います。志布志市全体の問題としてどうなのかと、そのことをね、再度私はこのふれあい移動市長室でおっしゃったその方の思いも込めてね、政治家本田修一として、これは判断をする時期にきていると思います。いかがですか。

**○市長（本田修一君）** 先ほども答弁いたしましたとおり、合併後10年を迎える時期になろうとしております。10年経てば社会変動もあり、環境も変わってきて、そして人の考え方も変わってくるということでございますので、そのような時期において、改めてそのことについて考えるべきだという声が多数あがるとなれば、そのことについては真摯に対応していきたいというふうには思うところでございます。

ただ、私自身の気持ちで申し上げますと、今港の振興についてお話があったところでございますが、私自身は港の振興というものは、この志布志の将来性を握る大きなキーポイントだということで、この港の振興については、特に取り組みを深めてきたところでございます。そのようなことの取り組みがなされ、そしてまた、そのことについて県も国も理解されて、この志布志が国際バルク戦略港湾に指定されたと、もちろん民間の方々の御尽力も多々あったところでございます。

そのような働きの中で、私自身は県の港湾振興協議会の会長という重責も担わせていただいているところであります。

そしてまた、九州地区の副会長も一緒にさせていただいているところでございまして、来年度においては、九州地区の会長が内定しているところであります。たぶん九州地方整備局において

は、この国際バルク戦略港湾を特定貨物輸入拠点港湾ということの指定を九州から1港でも受けたいという思いで、そのようなことを私に担わせていただけるものではないかなというふうに思っているところでございます。このことにつきましては、この国・県の思いを受けながら、また私どもとしましては、志布志港の発展振興に大きく関わる問題であるということでございます。そのことについては、その要請に応えるべく一生懸命取り組みをしていきたいという思いであります。そのような状況でもあるということも御理解いただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） 10年はもうすぐきますよ、今でもね、そういう声はたくさん、昨日質問された方は、ほとんどそういう立場でされてるんですよ。そのことをね、もう考えないといかんでしょう。

最後にもう1回聞きますよ。今後の選挙戦に当たって、この庁舎問題、ほかの3候補は志布志支所へ移転だと、そういう立場です。あなたは、そのことについては、明確に今の段階で選挙戦に臨むにあたって、本庁舎は現状のままよいという立場で臨むという考えなんですね。

○市長（本田修一君） 先ほど、そしてまた昨日の御質問にもお答えしたところでございますが、そのことに関しては、機運が高まれば取り組むべき、協議すべき内容だというふうにはお答えしたところでございます。そのような認識でございます。

○19番（小園義行君） はい、よく分かりました。あなたは、これだけ議会からもいろいろ質問が出、住民もいろいろそういう心配をされている状況の中で、本当に志布志市全体の経済の状況や、そういったものを考えたときに、ここにあるのがよいというふうに思っておられると、少しちょっと逃げの答弁ですけど、機運が高まればという、これね、簡単にいかんですよ。行政がそのことで、きちんと、ここまでこう議会もいろいろあなたに提言したり、いろんなことをやるけど、そのことをね、踏まえて前に進まないという思いを持っているということが、今の答弁で明らかですよ。この選挙戦の中で、私たち自身も、私も立候補したいと思ってますよ、市議会議員選挙に。そのことをずっと訴えてね、本田市長は今のまんまでよいんだということね、きちんとお伝えしながらね、やっていきたいというふうに思います。

私自身は、本町は志布志に移した方がよいということをいろんな角度から考えた段階で思っています。そういう立場で、今あなたがおっしゃったことは、このまんまでよいんだというふうに、僕が住民の皆さんにお知らせをずっとしてよいですよ、そういう立場で、この本庁問題は、次の任期中もそうだというふうに思っているいいですね、これ最後です、どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしますように、このままでいいということは言ってないということでございます。そのことについては、協議する時が来れば協議をしますというようなふうにお答えしているつもりでございます。

○19番（小園義行君） 選挙を控えてね、そんな逃げの答弁しちゃいかんですよ。本当に私はマニフェストならマニフェストで、本庁の問題はこうだと明確にしてね、住民に下駄を預けるなんていうのはおかしいでしょう、それ。政策として、ほかの皆さん、ほら、ここにあるように、僕

全部もらっていますよ。本庁舎は志布志の支所に移転するんだって明確にうたっていますよ。あなた自身は、いやそういうことじゃないんだと言うけど、じゃあ、あなた自身はどうしたいんですか、ほんじゃあ、もう1回、もう最後の最後ですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今まで答弁してきましたように、この本庁舎移転の問題というのは、大きな様々な課題があるということがあるのではないかというふうに思います。そのような課題も提示しながら、一緒になって、よりこの志布志市が発展する形での本庁舎の位置というものは、考えなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

そのような課題も皆さん方に提示しながら、考えていく場をつくっていくということは適当かというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） はい、よく分かりました。

本庁の問題は避けたいという、そういうことですね。でも選挙戦になるとそうはいかんでしょう。ほかの方々ね、本気でこの問題は訴えられると思いますよ。あとはもう住民の皆さんがどう判断するかでしょう。本田市長の立場よく分かりました。本庁はここでよいんだという、そういう立場でしか私には聞こえませんでしたので、選挙戦の中で、こちらもね、全力でそのことは訴えてね、本庁は志布志に移そうと、志布志支所に移そうと。そして、まちの活性化なり、農業、全てをバランスよく考えて、港を中心としたそういう町にちゃんとやっていくんだということを訴えて、選挙戦を戦いたいというふうに思います。

あなた自身は、今のままでよいというふうに思っているというふうに理解して、次に進みます。

次にですね、先ほど言いました本当にこのまちに住んで良かったというふうに思われるそういったまちづくりをしていかなきゃいけないという立場で、いろいろ質問をしたいというふうに思っております。

次に、嘱託職員の待遇改善ということでお願いをしました。これは、これまでも何回も取り上げてきて、2008年の人事院事務総長の通知、これに基づいて質問をずっとしてきたわけです。当局も努力されて嘱託職員、臨時職員、パート職員の人たちのいわゆる通勤費なり、そういったものを支給をするということが2年ほど前から始まって、大変喜ばれているわけですが、これまで、この一時金や夏季休暇の問題を市長に質問をしてきました。経済の状況を見たいと、そういった答弁が過去の議会ではそうであったわけですね。

来年度、国家公務員の賃金の引き下げなども元にかえるというようなそういった状況等、そして消費税の引き上げ、こういった関連で住民の懐を増やすという意味から1万5,000円の低所得者への対策とか、いろんなことがあるわけですね。この人事院の事務総長の通知に基づいて、これまで質問してきましたが、その中でも、この一時金の問題、そして夏季休暇の問題をきちんと取り上げて、今質問をしているところでありますが、この一時金の問題については、経済の状況を見たいとありましたが、市長いかがですか、この問題は、この間状況は、ほらもう来年変わっていくわけですよ。消費税は経済の状況がよくなったときに上げるということで、そういうことを

国が決めてるわけですが、そういった段階でいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず一時金支給制度につきましては、これまでも議員から御質問があり、本年9月議会におきまして、現在、非常に社会経済情勢が厳しいという中で、まずもって私ども地方公務員が待遇改善というようなことをすることについては、とても市民の理解が得られないのではないかということから、社会経済情勢の変化を注視しながら引き続き検討していきたいと答弁しているところであります。

現在、県内の5市が期末手当に代わる報酬等をしているようですが、今後も他市の状況や自治法改正等も注視しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今そういうことですが、市長、これね、本庁はまあ別ですが、松山支所と志布志支所はね、もう正規の職員の方より嘱託職員の方が多いいというのが逆転してるんですよ、現実にはですね。

例えば、松山支所、平成25年度ですよ、4月段階で、正規職員33、嘱託の方49名と、こういう状況ですよ。これをもってしてもですね、本当にその嘱託職員の人たちがいなくなったら仕事が回らないという状況があるわけですね。そのことを考えたとき、公務員が上がるというふうに理解するけど、嘱託職員と正規職員の人、まあ地方公務員法でいうところのそれ、いろいろありますよ。でも、住民から見たら職員の人なんですよ。そういった意味で、12月私たち議員も含めて、市長もボーナス、期末手当もらいますね、市長幾らもらうんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私で期末手当が151万1,560円でございます。

○19番（小園義行君） そのことが悪いということじゃないんですからね。それぐらい市長はいただくわけですね、責任があるから当然でしょう。でも、この嘱託職員の人たちも責任ある仕事をされてるんですよ。住民から見たときに、あの人が正規でこの人が嘱託、臨時、パートさんというふうには映らないんですよ。そのことをもってね、私は家に帰ったら嘱託職員の人たち、公務員ということですが、住民の皆さんという立場で考えたらですね、そこに、市長と同じようにそういうべらぼうな金額でしょう。普通の感覚から150万円もらうんかいなて、私なんかもそういうもらったことないわけですが。本当にね、この人たちがいて仕事が回っていると考えると、状況を見たいとかね、そういうことではないだろうというふうに思うんですね。このことに関しては、あなた自身はほかの町の状況を見たいとかね、そういうことで。

来年、公務員の今引き下げているそれも終わりですよ、元に戻るんですよ。住民の皆さんの懐を豊かにしてあげるといのが私は行政の在り方だと思うんです。そのことでも、やっぱりほかの市を見ていきます。ほかの市は実施してるんですよ、これ、現実には、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、まだまだ民間の中では、アベノミクスがこの末端の地域まで及んでないということで、大変厳しいというお話をいつも聞いているところでございます。

そのような中で、ありますので、引き続いて経済状況、そして他市の状況を見ながら判断してまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） はい、よく分かりました。

このまちに住んで良かったねと、日々そのことを住民の方が感じながら生きていく、日本一のまち、住んで良かったと、そういう立場が必要だろうというふうに私は思います。

ところで次にいきます。

夏季休暇、これが志布志市職員の勤務時間休暇等に関する条例であります。その施行規則にですね、こういうふうに条例ではですね、職員の休暇は年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とするということですね。

そして、特別休暇って今言いましたね、ここにですね、こういうふうなってるわけですよ。正規職員の方々の特別休暇ですね、「職員が夏季における盆などの諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する5日の範囲内の期間」ということで、正規職員は施行規則で5日間取れるとなってるんですね。お盆とかそういうことですよ。嘱託職員は、盆などの諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合というのが、嘱託職員その他には、この特別休暇の施行規則のここは当てはまらないんですか。正規の職員はそうであって、嘱託の人は関係ないよという、そういう立場ですかね、いかがですか。

○総務課長（溝口 猛君） 議員御指摘の件でございますが、嘱託職員に関しましては、志布志市嘱託職員の任用に関する規則、ここで休暇等の定めをしております。したがって、議員御指摘の件につきましては、一般職に該当するというふうに解釈しております。

○19番（小園義行君） じゃあ市長、夏季休暇は来年度からちゃんとそういう形で実施をするというふうに理解していいんですか、今の答弁だと。

○総務課長（溝口 猛君） 答弁不足で申し訳ございません。

嘱託職員の休暇に関しましては、嘱託職員の任用に関する規則、この中で年休、あるいは年次休暇以外の休暇について定めてあるところがございます。したがって、議員御指摘の件につきましては、嘱託職員につきましては該当しないという解釈しております。

○19番（小園義行君） 特別職だからそこに該当しないということなんでしょう。だけどね、特別職だけど、あの人たちは、現実に一般職の人がする仕事をずっとやってるじゃないですか。そのことで考えたときに、この人事院が求めているそういったものね、整合性がとれないよ、これ。特別職だけど仕事は一般職の人がする仕事をずっとやってる。普通に考えたら、もうこれは一般職と同じでしょう。そのことでなぜこの一般職がこういう形になっているのに、彼らが、彼女らが特別職だからといってそこに該当しないというね、その姿勢で果たしていいのかと、改正パート労働法がどういうことを求めているかて、これ前もやりましたね。そのことからしたときも、特別職だからやりませんよって、でも仕事は恒常的に一般職の人がする仕事をやってるじゃないですか。それぐらいの判断はね、市長、あっていいでしょう、いかがですか。

○総務課長（溝口 猛君） 人事院によります国の嘱託職員等についてでございますが、これにつきましては、国の方は一般職の職員の給与に関する法律等うんぬんで、根拠が第22条第2項の非常勤に関する職員でございます、本市におきましては、任用根拠を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別職という形で位置付けておりまして、したがって嘱託職員に関する任用に関するその他詳細な休暇等につきましては、別途規則で定めているところでございます。

[小園義行君「答弁になってない。それ、今の。議長、答弁になってないですよ」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 市長、総務課長の答弁を聞かれて市長としての見解を。

○市長（本田修一君） ただいま総務課長が答弁いたしましたとおり、本市においては、地方公務員法第3条第3項第3号に基づくということで位置付けをされておりますので、ただいま課長が答弁したとおりだとおっしゃるに認識するところでございます。

○19番（小園義行君） そういうことであればですよ、そこにね、この正規職員の方々の特別休暇で、こういうふうに求めてますね、嘱託職員の人たちは、いわゆる特別職だからといってここに該当しないよということなんでしょう、あなた方が。同じね、仕事していますよ、どの方が違う仕事をしてるんですか。正規の職員の方の仕事を恒常的にちゃんとやっておられて、しかも、その人たちがいなければ仕事が回らない状況がある。そのことをどういうふうにあなた方が捉えるのか。そこに加えたらいいじゃないですか、そういうふうに夏季休暇をやるということも含めてですよ、そういうことに考えは及びませんか、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員においては、一般職の職員が担うべき業務の中で、特に専門的に軽微なものについてお願いするというようにしているところでございます。そのような観点から、今お話ししますような形の待遇というようなことに定めているというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） じゃあ、あなた方はね、この通勤手当を出したのはどういうことですか。

国のゼロハチの指針に基づいて、通知に基づいて国家公務員のそういう、いわゆる非常勤職員、そういった人にもちゃんとやりなさいということを受けて、あなた方がそういう今の嘱託職員の人にも出したんでしょう。整合性が取れなくなってくるじゃないですか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほどから申しますとおり、国におきましては、人事院勧告による非常勤職員の給与改定に関する指針につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等で定められているところでございますが、本市におきましては、任用根拠が違うということで、総体的にそのこと等も考慮しまして、別途任用に関する規則の中で交通費の支給等も加えたというような形になっているところでございます。

○19番（小園義行君） 全然答弁になってない。

まったく答弁になってないですよ、これ。国の指針、いわゆる人事院が出したことで、あなた方は2年前からそのことをですね、特別職員だけど、こうちゃんとやってんでしょう。今回もそういう形でね、なぜそれができないのかと。普通に働いている人方は、盆などの行事、心身の健

康の維持及び増進、家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる。正規職員にはそれがあって、嘱託職員に市長、これ、全くないというのは、改正パート労働法は均等待遇をちゃんとやれということで法律が求めているんですよ。普通に市長、法律論争すればどんどんやれますよ。ただここはね、政策論争だからさ、そのことでちゃんとそれどう思うのかと、首長がその判断をしてくださいよ。これ、僕なんか委員会じゃないもんだからそこでやれないけどこの人と、きちんとね、それでやろうと思ってやれるんですよ。

正規の職員にはこういうことが認められて、政策としてね、あなた方が嘱託職員にはやらんでよいというふうにずっと思ってるのかと、これ首長の判断ですよ、これ、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、法律論争ということになれば、また別途委員会等でお話があるかというふうに思います。

ただ私のトップとしての判断で申しますと、今お話がありますように、この方々の仕事の内容というものにつきましては、一般職の職員が担う職と比べて、極めて軽微なものをお願いしているということでございます。

そしてまた、そのような意味からして、期間的にも限定された形で任用をしているというようなことをしているところでございます。

そのような中で、このような方々にも同じような、一般職員と同じような形での、あるいは準ずるような形での待遇というものをすることが適切かどうかということにつきましては、社会状況等、そしてまた、経済状況、そしてまた他市の状況等を見ながら考えさせていただきたいというふうに思うところでございます。

ただ、今御指摘がありますように、通勤手当等の支給について対応したことについてと、今回のお話との整合性についても、少し整理をさせていただければというふうに思うところでございますので、今後このような方々の身分、そしてまた待遇等については徐々に改善の方向に向かうというふうには思うところでございます。

○19番（小園義行君） これ、2008年の事務総長の勧告を分かってますよね。「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」ということで出てるんですよ。そのことをね、これ国家公務員の関係の非常勤職員だけど、これは地方公務員準拠ですよ、これ。そのことを踏まえたときね、今みたいな、馬鹿な答弁とは言わないけど、今みたいな本当にね、政策なんだからさあ、市長がどう思うのかと、このことをうちの規則でしょう、これ。規則でね、あなた方がつくったんですよ、いつでも議会に諮らず変えられるでしょう、これ。そのことをね、嘱託職員は特別職だからやらないでいいんだっていうね、そのこと自身が問われてる。

日本一の町に住んで良かったねと、思われるような日々、日々そのことを感じられるものにしていくためにどうですかって僕が聞いてるんですよ。まだやりますか、この論争を、ここでたって住民の方々はですよ、難しいじゃないですか。政策として正規の人にとって、嘱託の人にはないんだねと、そのことを市長がやらないということでもいいんですね。

○議長（上村 環君） ここで答弁準備のため休憩をいたします。

○

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 休憩の時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

お答えいたします。

ただいま議員御指摘の内容につきましては、今後規則を改正する検討に入りたいと思います。

○19番（小園義行君） 規則を改正するという事は、実施の方向でやるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） そのとおりであります。

○19番（小園義行君） はい、良く理解をしました。この件はですね、自治法の204条をどう考えるかということで、任用を形式ではなくてね、実態で判断をすると、これが大事だろうというふうに思います。これは、裁判の判例も出てますよ。そういうことで、実施をするということでありましたので、理解をして、次の新しい年度では、そういう方向になっていくでしょうから理解をしました。

次に、経済対策ということで、住宅リフォーム助成事業を継続して取り組む考えはないかということで、併せて店舗型で私書きましたけど、店舗版というかね、これをやる考えはないかということでお聞きしたいと思います。

実際に住宅リフォーム助成制度の今年度の実績、どれぐらいになっているのか。議案上程の時も若干質疑もありましたがお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住宅リフォーム助成事業につきましては、地域経済への活性化策の一環として実施しておりますが、景気の刺激策としての観点及び補助金制度等に係る指針に基づき、平成24年度から2か年の事業期間を設定して取り組んでまいりました。

これまでの実績に基づく工事費等の直接的効果や、それがもたらす波及効果、事業者への聞き取りやアンケート調査など、総合的に判断し、一定の経済効果が見られたのではないかと考えているところです。

事業の成果と2か年の終期設定により、この住宅リフォーム助成事業については、本年度までとしておりますが、御質問の引き続き継続しての実施としております。

これまでの実績につきましては、平成24年度の実績は、申請件数98、総工事費約1億1,651万円、補助金額は1,162万7,000円となっています。また、平成25年度11月末現在での実績は、申請件数95、総工事費は9,373万円で、そのうち補助金の交付確定額は63件、651万1,000円となっております。



○19番（小園義行君） これ、2年度ということでありましたが、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、これに基づいてこれまで取り上げて実際市長の判断ですよ、2年間始まってますね、これ継続して、これぜひやっていただきたい。この効果を見て、今回の補正予算も組んであるということがそのことを示しているのではないかと思います。

そして、この継続してね、これぜひやっていただきたいものです。この属に私は官公需法って言ってるんですが、こういう法律ですね。その第7条に地方公共団体の施策ということで、「地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない」というふうになってるんですね。このことに基づいて、これまでも質問し、実際にここに実現をしております。首長の判断です。これは大変評価をしているところです。継続してやってほしいというふうに思います。そのことと併せてですね、この間に店舗の改装したいということで相談が何件かありました。でも、それ住宅リフォーム助成制度ですから、ごめんなさいということで、私もそういうふうに伝えたいんですが、これ群馬県高崎市がですね、商店版リフォームということで、こういうふうにして、大変好評を博しているということで、すごい経済効果になってるわけですね。そこも併せて、今回志布志市の住宅リフォーム助成制度と併せて、そういった店舗の改装ということなんかも含めてですね、こう考えられものかということで、この高崎の場合は、3年間限定ですよ。この今大変経済が厳しい状況だということでやっておられるんですが、そこらについては、どういう検討がされたのかなというふうに思ってお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

商工業者が市内の建築関連業者を利用して、店舗のリフォーム工事を実施するという点については、市内商工業の活性化や地域経済の活性化対策として非常に有効な手段というふうに、住宅リフォームと同じような形で、かなりの経済効果があるというふうに考えておりますが、事業化に向けましては、次の課題が考えられるところでございます。市の商工会員とするか、会員以外も対象とするのか。また2番目に物件について、店舗の形態というものは、どのような形の形態が対象とすべきかと、それから業種について全ての業種とするのかと、あるいは指定した業種とするのか。そしてまた、4番目に補助率、限度額。5番目に他の経済対策事業との関連ということもございますので、この課題を含めて商工会の意見聴取や他の自治体の取り組みを調査いたしまして、研究してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） 今、そういうことで、高崎市の場合は、とてもいいなと思ったんですが、床面積が1,000㎡を超えるのは除外ですね。そして、市内の施工業者、販売業者を利用して店舗などを改善するための改装と、20万円以上や店舗などを要する備品を購入、1品1万円以上、合計10万円以上とした場合に、その2分の1ということになってるんですが、1回限りで3か年の予定ということでの本当の意味での経済対策としてね、大変厳しい状況の中で、そういうことでお願いをされてるわけですよ。これ1店舗当たりの補助金というのは大変上限が100万円ということで、大きいものですので、そこについては、今市長が答弁があったようにですね、ほかのところ

についてもよく調査等々を含めてやっていただいて、検討をしてほしいと、するということですのでね、よく理解をしました。そういう立場で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。これは来年からですね、消費税が引き上がると大変厳しい経済の状況等々も見えるのではないかと思いますので、ぜひそのことも含めて検討していただきたいものだというふうに思います。

それでは、市長のそういう答弁でありますので、次に、児童福祉ということで、子ども医療費助成事業を高校まで広げる考えはないかということをお願いをしました。これも教育長にもちょっとお願いしたところですが、教育長の答弁というのは、9月議会ではもう大変必要だということでありましたが、財源もですね、これ特定扶養控除、年少扶養控除、両方の関係を含めて、その財源を示したところであります。そのことで、もう日本一の子育て支援のまちづくり、どっかがやる前にとって、この近辺ではまだどこもないわけですけど、本当に市長がそのことを考えているのであれば、さっき言いましたね、冒頭に。日々ここに住んで良かったねというのは、そのことを享受できてる、行政がいろんなことで政策として出していただける。そのことが重要だろうと思うんですよ。ぜひこの18歳まで安心してね、医療費を受けられるっていう、そういうことを検討をこれまでも前向きにやって結びつけたいという答弁がありましたのでね、いかがですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子ども医療費の助成につきましては、平成22年度の10月診療分から対象年齢を中学校修了前までに引き上げ、平成23年度から全額助成を行ってきたところであります。

現在、中学生までの医療費全額助成のほか、出産祝金の支給や保育料を国が定めた基準の6割と設定するなど、市独自の子育て支援を行い、子育て日本一のまちづくりを目指しておりますので、県内にも18歳までの医療費助成を実施している自治体が南大隅町が25年8月分から実施しているということがございますので、鹿児島県内でもやるとしても2番目になるのかなというふうに思いますが、今後も引き続き他の自治体の実施状況を収集しながら検討したいというふうに思うところでございますが、最近、特に他の自治体の選挙が行われるたびに、それぞれの町で候補者が公約を述べられており、その中で目に付くのが中学生までの医療費無料化ということをやっておられるところが結構あるということを改めて知りまして、本市においては既に先進的にやっているんだなというふうな実感を得たところでございます。

そのような意味から、子育て日本一のまちづくりについては、本当に先進的に取り組んでいて、このことについては皆さん方の御理解をいただきながら進んでいるということでございますので、さらにこれは高める必要があるということについては、私自身考えているところでございます。できれば、この南大隅がどういった形で取り組まれているのか、内容について詳細に把握しておりませんので、このことも把握しながら、この南大隅を上回るような形の措置と、事業というものを組み立てていきたいというふうには思うところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市における子ども医療費助成の考え方につきましては、先に市長が答弁申し上げたとおりでございます。

本年6月議会並びに9月議会の一般質問におきましても、同様の質問がありましたので、教育委員会としての考えを答弁してまいりました。本市中学生の高等学校等への進学率につきましては、平成22年度から24年度までの3年間で卒業生984人のうち943人が高等学校等へ進学しており、約これは96%に達しております。この数字が示しますとおり、ほとんどの生徒が高等学校等へ進学しているというのが現状でございます。高校生ともなると、病気になることが少なくなっていく傾向にあるとは思いますが、通院にかかる経費を気にすることなく、子供の疾病の早期発見と早期治療を促進することにより、子供の健康の保持増進を図ることは勉学に励むための環境づくりに大いに役立つものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今、教育長の方からも再度そういう答弁をいただきました。

市長の方も南大隅を上回るような、そういったものでやりたいというようなことでありますのでね、そのことは当然、選挙に勝たなくてもあなたが答弁したということは継続性がありますからね、そうならないように努力をされるでしょうけど、ぜひですね、このことはね、約束をしたと、行政が約束をしたと、住民にですよ、そういうふうに理解をしていきたいと思っておりますので、ぜひですね、このことについてはそういう理解でよろしいですね。

○市長（本田修一君） 行政は継続するものでございますので、今私の答弁がそのまま引き継がれることを、どなたが就任されてもですね、引き継がれることを望むところでございますが、私自身の思いとしましては、先ほど申しましたようなことでございまして、どうせやるならですね、どうせやるなら本当に優れた形で、本当に日本一を目指すんだというような意気込みのあるものにしていきたいということでございます。

○19番（小園義行君） 教育長の思いとですね、今市長の思いは、本当にきちんと同一方向を向いてるというふうに理解しましたので、このことについてはですね、ここに住んでおられる方々が年少扶養控除、特定扶養控除、そのことで廃止になったことによって負担が増えたわけで、そのことがそういう形で使われるといたら了とされるというふうに理解もしますのでね、そういう立場でやっていただきたい。そういうことで終わりにしたいと思っております。

次に、高齢者福祉ということで、これもこの8年間、ごめんなさい、8年間最初はあれでしたのでね、節目支給になってからずっとやってきました。

私は、この問題も日本一のまちづくりで、高齢者の方々が日々、ああ本当にこのまちに住んで良かったねというのを思えるようなものが、本当の意味での日本一のまちづくりだというふうに思うものですから、現在の予算の範囲の中で、2,000円ずつだったらね、きちんと皆さんに全員いくというような計算ですよ、私がここで計算するとですよ。その2,000円がいいかどうかというのは、先の議会でもやりましたが、本当ここに住んでおられる高齢の方々が、本当に我が町はいい町だと、日々そのことを感じて生活が送れるような、そういったまちづくりが本当の意味での

足を地につけたまちづくりなのだろうなというふうに思うものですから、今の予算の中で、これは本来だと今年でもできたわけですけど、この予算の中で条例を変えるということであればですよ。ぜひですね、このことについては、金額を増やせとかそういうことを私言っているわけじゃないわけですし、全てが等しくそのことが享受できて、敬老の日が祝えるねというものにするために、首長の政策としてですよ、いかがですかということをおっしゃっているわけですよ。

隣の曾於市も、五位塚新市長になりまして、即9月、今年からそれを予算の規定の範囲内でしたからね、変えまして、全員支給になってとても喜ばれているというふうにお伺いしております。そういった立場で、全ての人に見直しをして、敬老祝金を支給するということになりませんかということをおっしゃっているんです。

これ、先ほども言いました宮田さんですね、これだとですね、こういうふうにおっしゃってまますね、政策としてですよ、「75歳以上の敬老祝金を毎年全員に支給する」というふうに宮田さんは政策として出されております。ほかの方々の政策については、まあいろいろですが、宮田さんはそういうことで、今回の選挙を戦いたいということですね。日々の暮らしの中で、本当にここに住んで良かったと思えるような高齢の方々も含めてですよ、そこについて、これまで約7年間ほどこのことをずっと市長に投げてきましたけど、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

敬老祝金につきましては、長年社会の進展に寄与してこられた高齢者の方々の功労をたたえるために長寿の節目を迎えられた方々を対象に支給しているところであります。

今年度の支給対象者は1,759人で、敬老訪問や民生委員の方々の御協力を得て9月に支給したところであります。

これまで、地域や社会のために一生懸命働いてこられた先輩方を敬い、長寿を心よりお祝い申し上げるところでございますが、喜寿や米寿等人生の節目に支給することで長寿を祝い、これからの励みとしていただけるよう、今後も現行の敬老祝金支給条例に基づく節目支給を継続させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） その敬老をどういうふうに祝うかということは、それぞれ市長と見解を異にしているわけですが、私自身はそういう立場で本来やって、みんな同じにですね、よかったねと、いわゆるそういう、金額じゃないんですよ、これ。心を配るということでしょうからね。それは今後もですね、ぜひ当選をさせていただいて、この問題については、今後もずっとやっていきたいというふうに思いますので、今は市長はそういう立場ですよ、よく分かりました。

では、次に学校教育ということをお願いをします。

就学援助の要保護の関係で国が変えたわけですね、要保護の関係で。そこで、これ最初に市長と教育長をお願いをしているわけですが、国からですよ、依頼通知ですね、そして県の方から教育長あてに依頼がきてますね。それについて、まず教育長にお伺いしてみたいんですが、このクラブ活動費、PTA会費、そういったものについて要保護の家庭については、もう一般財源化されてあれですけど、準要保護のそこに該当する人たちに対して、県の教育長から各市町村の教育

長あてに通知が、依頼ですよ、持っていますか。その就学援助に関わるこのですね、第2項について何て書いてありますか。

いいですよ、いいですか、この要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正についてということで、これは国からきてるんですね、そして県がですね、23年1月17日に教育長から各市町村の教育委員会教育長あてに、依頼ですよ、依頼文章がきてますね。それ、そこ分かりますか。ああごめんなさい、はい、じゃあ僕が読みますよ。

ここにですね、就学援助事業に関わる措置として、要保護児童生徒関係費補助金のほか、要保護児童生徒関係経費及び準要保護児童生徒関係費については、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されています。学校教育法第19条に経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は、学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていることなどを踏まえ、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助を適切に実施してください。いわゆる県の教育長から各市町村の教育長あてに23年1月17日に、この要綱が変わったときに、発せられてるんですよ。そのことを教育長にお伺いしたら、それはあるということですのでね、そこにね。このことで、これ、教育委員会がそれを要求しなければですよ、市長はどうしようもできないわけですよ、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私の方から先にお答えするとちょっと順序が変わるかもしれませんが、私ども今、実は市長の方からこういうことであるから、十分検討するよという指示を受けておりますので、今議員御承知のとおりですね、県内において支給項目を拡大し、援助をしている市町村もありますので、それらの内容を参考にいたしますとともに志布志市の児童生徒の負担状況等を考慮しながら、現在教育委員会で協議検討を重ねております。

それを教育委員会といたしましては、今後その考え方をきちんとまとめまして、26年度当初予算査定の中で財務課と協議し、最終的には市長の判断に委ねるということになるのかなと、こういうふうを考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 教育委員会としては、この拡大されたそのことも準要保護の世帯にも拡大してやりたいということですよ、今の答弁は。非常に難しい表現なもんだから、平たく言ったらそういうことで理解していいんですか。あとは市長部局の判断ですけど、教育委員会としてはそういうことで理解していいですか。

○教育長（坪田勝秀君） 私どもといたしましては、できるだけ、こういう通知・通達がきておりますので、できるだけ前向きに、その予算措置をしていただければ有り難いなど、こういうふうにして26年度の分についてはお願いをするということでございます。

○19番（小園義行君） 市長、今新年度のいわゆる予算をいろいろ骨格予算になるんでしょうけど、当初でそういうことを予算編成の時期ですよ、県教育委員会としては、こういう形でやっていただきたいというふうに述べられているわけですよ。

教育長、今のこの準要保護世帯をしたときに、金額をですね、算定されてると思うんですが、

それおいくらに、約でいいですよ、なりますか。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 現在試算している中では、500万円ほどになるのかなというふうには思っております。

〔小園義行君「違っだろ、それ前の答弁と違いますよ」と呼ぶ〕

○19番（小園義行君） 準要保護のその世帯ですよ、全てじゃないですよ、準要保護の世帯のこれを広げた、三つに広げましたね、そのクラブ活動費とかですよ、そのことがいくらですか、500万円ですか、500万円ですか。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 申し訳ありません。

P T A会費とかクラブ活動費等を含めた総額として500万円ほどになる予定でいます。

○19番（小園義行君） それ含めて総額ですよ、今回拡大することで500万円じゃないですよ。

だから、市長いいですか、今のあれだとですね、実際は総体で500万円ですよ。今回そのことを広げたことによって、準要保護世帯にもそれをやるということでしたときには、もっと金額自体は少ないんですよ。全体として500万円ですからね、そのことについて、当局がそのことをきちんと教育委員会の意向をくんでやってちょうだいと、調査してくださいということで、そういうことですので、これ、それぐらいの金額で済むんですよ。やる気があるかないかですよ。本当に要保護世帯と同じような、準ずるような低所得者の世帯にきちんとそれを広げてあげることが、学校に安心して行ける、そういったことにもつながっているわけで、市長、そのことについて新年度でね、きちんと広げてやるというふうに思えませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育委員会としましては、そのことについては予算化して対応したいというような御希望であるようでございます。

私どもとしましては、そのことについて、まだ内容の詰めをしておりませんので、正確にはお答えできるところではないところでございますが、教育委員会のお話を十分承りながら、そのことについては考えてまいりたいというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） 考えていきたいということは、前に進めていきたいというふうに理解をします。

今回の12月議会の一般質問で、あと委員会もありますが、議員として本当に私も立候補してから選挙のときに住民の皆さんにお約束をします。私はこういったことを皆さんとお約束をして、当選をさせていただきましたら、このこと実現するために誠実に一生懸命努力をして、議会に送っていただいた皆さん方の力に伝えたいと、そういう思いでこの4年間私なりに全力で頑張ってきました。

当然、住民の皆さんのお力もあって、いろんなことが実現しております。これは市長をはじめとして当局スタッフの方々ですね、本当にどこに目線を置くのかと、いわゆる住民の立場に立ったそういったものがなければ、おそらく実現しなかったことだというふうに私は思います。そういった意味で、それぞれ評価するところ、足りないところありますが、本当に住民の皆さんと

一緒になって、そして市長以下スタッフの皆さんと議論をして、このまちが本当に住んで良かったねと思えるような、そういったまちに一步でも進めていきたいものだというふうに思って頑張ってきました。あと任期は少し残っておりますが、選挙戦もあります。その中で、それぞれお訴えをさせていただいて、立候補して頑張っていくというふうに思うわけですが、この4年間ですね、時には厳しいことも言いましたし、お互い温かい言葉もいただいたりしております。でも、本当にここにいる議員の皆さん方すべて、そして当局の皆さんも一緒だと思います。私たち行政、議会も住民の皆さんのために、私たちはここにいるんだということをこれからも肝に銘じて、残されている任期全力を挙げて自分の職責を全うしていきたいというふうに思います。

私、今回6項目ほどしましたけれども、この4年間で本当に皆さんといろんな議論をさせていただきました。

これで、私の12月議会の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○市長（本田修一君） 発言訂正をお願いしたいと思います。

昨日、西江園議員の質問の答弁の中で、これまで移動市長室等で、市民から本庁移転の話はきていないと申し上げましたが、本年5月10日開催の森山地区ふれあい移動市長室において、そのような質問があったところであります。

先ほど、小園議員の質問にお答えしたとおりでございますので、改めてこのことにつきまして、陳謝申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から19日までは休会とします。

20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時45分 散会

## 平成25年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成25年12月20日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第57号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第60号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第61号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第62号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第63号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第64号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第65号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第66号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第67号 野神青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第14 議案第69号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第70号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第71号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 発議第10号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第11号 志布志市議会基本条例の制定について
- 日程第19 発議第12号 振り込め詐欺撲滅に関する決議について
- 日程第20 議員派遣の決定
- 日程第21 閉会中の継続審査申し出について  
(総務常任委員長)
- 日程第22 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)



出席議員氏名 (22名)

1 番 平 野 栄 作	3 番 西江園 明
4 番 丸 山 一	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山 一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

○  
日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

産業建設常任委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○  
日程第3 議案第57号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第57号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、家畜指導センターは、年間にどのぐらいの利用があるのか。また、畜産関係以外の団体も借りることができるのか。借りることができる場合は、利用料金がかかるのかとただしたところ、利用回数は品評会が春と秋の2回、登録検査が4回、秋の品評会前に育成指導を1、2回行うため、年間7回から8回は利用している。他団体が借りたいといった場合は、本来の目的に支障のない範囲で利用していただいている。今後も支障がなければそのように継続したい。また、利用料金については無料であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第59号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

日程第5 議案第60号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第59号及び日程第5、議案第60号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第59号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について及び議案第60号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員7名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、それぞれの案件について付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理料が発生していないが、高熱水費等、市から別途支出しているのかとただしたところ、施設管理費については受託事業費の10%を事務費として充当しており、その中から受託者がまかなっているとの答弁でありました。

志布志シルバーワークプラザは常駐の職員がいない。運用課題に記載されているが、緊急時の対応や連絡体制が所管課の評価でも三角（△）である。このような状況で管理者として指定していいのかとただしたところ、朝と夕方に職員が出向き業務の打ち合わせや報告を行っている。指定管理業務評価表については、24年度までの評価であり、毎年の報告を受け、管理指導を行っており、評価が三角（△）の箇所も25年度には改善されているとの答弁でありました。

今回の提案により、指定管理者が協定書や仕様書どおり履行することが担保されていると考えていいのかとただしたところ、事故、災害時の連絡体制や避難訓練等マニュアル整備についても25年度中に改善され、管理運営に支障のない状況になっているとの答弁でありました。

志布志シルバーワークプラザは、一部を健康ふれあいプラザが使用していた時期があったようだが、福祉事業の発展に有効だというようなことはないのかとただしたところ、ヘルパーステーションとして一部を使用していた時期があった。現状ではシルバー人材センターが業務で使用する道具や車両が保管されているし、工程会議や報告会議も必要な施設である。今後有効活用のための協議をしていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について及び議案第60号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

議案第59号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから、議案第60号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

議案第60号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

- 
- 日程第6 議案第61号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
  - 日程第7 議案第62号 通山青少年館の指定管理者の指定について
  - 日程第8 議案第63号 原田青少年館の指定管理者の指定について
  - 日程第9 議案第64号 山重青少年館の指定管理者の指定について
  - 日程第10 議案第65号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
  - 日程第11 議案第66号 有明青少年館の指定管理者の指定について
  - 日程第12 議案第67号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第61号から日程第12、議案第67号まで以上7件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

いずれも文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま一括議題となりました議案第61号から議案第67号の以上7件について審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員7名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、指定管理候補者は、それぞれの各校区の公民館である。管理には地域の活力を積極的に活用するため、非公募とした。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、5年間の指定管理であるが、修繕等の大きなものはないのかとただしたところ、管理料の中で修繕に関する経費を1万円程度計上している。軽微なものについては、受託団体で対応する。規模の大きなものについては年次的に所管課で対応しているとの答弁でありました。

指定管理料の額の決定は、施設の規模及び各公民館の戸数の差や公民館活動実績等で決定されているのかとただしたところ、平均45万円程度、一部差はあるがそれは浄化槽の規模や下水道等の経費で委託料の差である。公民館活動とは別の考え方であるとの答弁でありました。

所管の評価として、優良の評価がない。優良なところもあるのではとただしたところ、評価は迷った。地域に密着した良好なサービスが行われている。災害時の対応も可能で、地域の方々による自主的な清掃も行われており、非常に評価している。ただ、施設管理のための自主事業は特になしていないので、良好という評価であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号から議案第67号の以上7件については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから7件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

議案第61号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから、議案第62号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

議案第62号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第63号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

議案第63号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第64号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

議案第64号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第65号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

議案第65号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第66号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

議案第66号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第67号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

議案第67号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第13 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となりました議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することについて、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、事故防止の対策として、朝礼時に安全6則を唱和するということが、そのような確認は慣れてしまえばあまり効果がない。例えば、過去にあった事故の事例集をつくることや、責任者が現場を見て予想される事故に対し、注意喚起し、作業員に周知させることを徹底する考えはないかとただしたところ、事例集等をつくって作業員に徹底させたい。また、予想される事故から作業の手段を考えて作業員に共通の理解をさせていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。議案第68号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告の



とおり、可決されました。

日程第14 議案第69号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と、結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算に2億324万円を追加し、予算の総額を194億6,991万4,000円とするものである。歳入の主なものとして、国庫補助金は、交付額の確定に伴い、地域の元気臨時交付金を1,594万2,000円増額、財源調整として財政調整基金繰入金を6,903万5,000円増額している。市債は300万円増額し、総額で22億6,290万円としている。

歳出の主なものとして、電気料金の値上げに伴って、庁舎管理の高熱水費が不足することから、本庁舎分で100万円、志布志支所庁舎分で55万円、松山支所庁舎分で25万円増額している。

平成25年度末の地方債の現在高見込額を240億7,623万9,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域の元気臨時交付金の内容についてただしたところ、今回は臨時交付金の増額分は、農地整備に係る県営事業負担金算定額を基礎とする2次配分があったため、関連する耕地林務水産課の市単独土地改良事業を前倒しし、6月補正で2,260万円、12月補正で1,400万円の追加補正をする。残りの約200万円は、建設課との調整による差額であるとの答弁でありました。

現在の蛍光灯であれば相当熱量が発生する。LED照明も改良され、単価も安く、ほとんどの照明がLED対応になっている。LED照明を活用した省エネルギーへの取り組みはどうかとただしたところ、別館2階の空きスペースを会議室にするため改修を行っており、LED照明にできるところについては取り組んでいる。本館についても検討しているが、経費がかかるため投資額と節電による効果について検討しているとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、本年度より3か年かけて防災行政無線の

デジタル化を行っている。本年度は有明地区を整備するが、デジタル回線等の利用料が新たに発生するため、役務費を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、防災行政無線デジタル化整備に伴う、屋外拡声局は何局あるのか。また、全ての施設に利用料が発生するのかとただしたところ、今回182局を整備する。内訳として、有明地区64局、志布志地区75局、松山地区43局である。このうちの95局が建て替えて、5局が新設となる。屋外拡声局の本数は、全体で30局、アンサーバック機能付きの局だけに電波利用料が発生するとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、住宅リフォーム助成事業500万円は、当初予算で1,000万円を計上していたが、本年度中の申請見込み者の増加に伴い増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本会議の中で経済効果が10倍になるとの答弁であったが、そのような認識でいいのかとただしたところ、平成24年度の実績で申請件数が98件、助成額1,162万7,000円、総工事費が約1億1,651万円になるので、補助に対しての工事費は、約10倍になるとの答弁でありました。

また、事業は2か年計画だったが、来年度以降はどうするのかとただしたところ、景気浮揚対策、経済対策が大きな要因で導入されている。終期設定を設け、2か年計画で事業を行っている。この補助に伴う事業としては、本年度までであるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、行政告知放送端末設置委託と、ウィンドウズXP対応に係る設定委託費用等を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイクロソフト社のサポート期間が終了するため、ウィンドウズXPからウィンドウズ7に移行されるが、現在ウィンドウズ8が販売されているが、そちらへの移行の考え方はないのかとただしたところ、合併以来更新していなかったパソコンの老朽化に伴い、平成23年度から入れ替えを年次的に計画し、ウィンドウズ7を購入してきた。ウィンドウズ8は、販売間もないため不具合等の話も聞いていたことから、今回も新規調達分についてはウィンドウズ7に決定したものである。ウィンドウズ7のサポート期間は、平成32年度までであるので、その後は新たに対応したいとの答弁でありました。

行政告知放送端末の補助の在り方については、今後も制限なく続くのかとただしたところ、当初事業で設置したときは、交付金の対象となるため無料であった。事業が終了すると一般財源で対応しなければならぬため、有料になるとの説明をしてきた。しかし、それでは転入者等の方と不公平感が生ずるため、議会に提案し、全額補助から希望者に対し、市が直接設置する現在の形となった。また、設置事業をいつまで続けるかは振興計画に100%設置を目標に掲げているため

続けていくとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、離職者のための短期的なつなぎの雇用を行うための緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として195万5,000円を計上している。

歳出の主なものとして、市商工会が経済活力支援事業で事業展開している「志布志黒豚三昧丼」が予選会を勝ち上がり、第5回全国ご当地どんぶり選手権本戦に出場するための経費を助成するものである。

また、観光客ゲートウェイ機能強化事業は、市観光特産品協会へ業務委託するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志駅の全面リニューアルのスタートは、来年4月からかとしたところ、志布志駅の全面リニューアル構想を検討してきた。平成26年度の事業完了を予定していたが、26年度の当初が骨格予算となるため、6月の本予算成立後事業開始となる。建設工事が年度をまたぐと国・県の補助事業や地方債の活用が難しくなるため、平成27年度に建設工事を実施し、早い時期にオープンしたいとの答弁でありました。

志布志駅の全面リニューアルに係る予算額はどれくらい必要なのかとただしたところ、全面リニューアルは3月末までに構想を完成させたい。金額については特に制限を設けていないが、未代まで続く大掛かりなりニューアルになると思う。国・県の補助、地方債を考慮し検討しているとの答弁でありました。

リニューアルについて市民の声を聞くことも必要ではないかとただしたところ、専門家の構想をもとに観光推進協議会委員の意見も参考にしたいとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正については、議員定数が24名から20名に変更されたことにより、議場内の議員席の配置を変更するもので、それに伴う本会議での録音施設の修繕である。現在の録音室に設置のパソコン2基のデータ設計及び試験調整と議場内の配線ユニット、マイク移設等に係る経費の補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般質問席の後ろは空席になっているが、前に詰めるといけないのかとただしたところ、質問の際には常にカメラに写る場所であるため配慮し、今の形になっているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第69号、平成25年度志

布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なもの、子宮頸がん予防接種の積極的な接種勧奨を控える通達があり、当初接種見込み320人分を計上していたが、実績を勘案し、当初見込みの約2割とするための減額補正である。また、肺がんCT検診受診者が、当初見込みの約2倍に増加したことに伴う増額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内で子宮頸がん予防接種による副作用の事例は発生しているのかとただしたところ、今年6月1件、しびれ等の訴えがあり、1週間程度入院された。現在は回復し、学校に通い日常生活を送っているとの答弁でありました。

肺がんCT検診の受診者が約2倍に増加している。要因は何かとただしたところ、開始から2年が経過している。周知・啓発がされたことと、受診された方々の勧めによる部分も大きい。また、集団検診で気軽に受診できる上に通常7,500円が2,500円で受診できることも増加の要因と考えるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なもの、自立支援給付支給事業で、生活介護就労支援B型等の福祉サービス利用者の増加で3,300万円の増額である。

安心こども基金総合対策事業の追加募集に伴う双葉保育園の施設整備に係る補助金1億3,272万2,000円の増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自立支援給付費支給事業の生活介護、就労支援B型、それぞれどれぐらいの増加となったのかとただしたところ、生活介護は半年間の見込みで月平均六、七名の増加、就労支援B型は当初見込みより平均20名程度の増加であるとの答弁でありました。

敬老祝金支給人員と支給総額はとただしたところ、1,758名に支給し、1,197万8,000円の支給額であったとの答弁でありました。

双葉保育園の施設整備が予算化されているが、現在の双葉保育園の入所者数は、また繰越事業かとただしたところ、現在の定員は90名で市内の園児数100名、広域による市外の園児数2名で、合計102名の入所者である。今回の施設整備は、県の追加募集による採択なので、25年度から26年度にかけての繰越事業であるとの答弁でありました。

延長保育が補助基準非該当により、自主事業となる。今回該当する事業所はいくつか。また、このことにより保護者の負担増にはならないのかとただしたところ、今回は2園が該当する。ま

た、自主事業となっても保護者の負担は変わらないとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、地球温暖化防止推進のための太陽光発電システム設置事業の補助金で、当初100件分、800万円を計上したが、10月までに101件、792万6,000円を執行した。昨年度の実績を考慮し、30件分、240万円を今回増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、太陽光発電システム設置事業の本年度地区ごとの実績はとただしたところ、有明地区41件、松山地区14件、志布志地区46件であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、田之浦小学校の特認校制度通学委託料の必要見込額の確定に伴う減額及び小・中学校の教育用コンピュータの入れ替えに伴う執行残の減額補正である。また、電気料金の値上げに伴う、所管する施設の光熱水費を増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特認校の送迎に伴う委託料を今回減額した理由はとただしたところ、当初予算計上の時点で人数が確定していなかったため、10人乗りのジャンボタクシーで計上した。利用生徒が4名で確定し、普通タクシーでの契約となったため、今回、執行残を減額するとの答弁でありました。

小・中学校では、今回の事業で、何台のパソコンが導入されたのかとただしたところ、主なものは、パソコン教室用のデスクトップ型を中学校4台、小学校13台、ノート型を中学校121台、小学校247台導入したとの答弁でありました。

今回、スクールカウンセラーの謝礼金の追加計上されているが、本会議でもあった、中学校の現状に対して、スクールカウンセラーが、こういった役割を果たせるのかとただしたところ、現状をどこかで断ち切らなければならないと強く思っている。対処療法では済まない。子供たちの置かれた環境を早く変えなければならない。児童・生徒の問題行動の有無に関係なく、子供たちの置かれた環境を改善するためには、学校・家庭・地域社会の連携が必要である。その中で、スクールカウンセラーは、教職員、児童・生徒、保護者へのカウンセリングをしながら、現状を把握改善し、地域との連携を築くために必要で、有効な手段だと認識しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、電気料の値上げに伴う、所管する施設の光熱水費の増額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

ちょっとお待ちください。

福祉課分で、補助金が1億3,272万7,000円のところを1億3,272万2,000円と報告いたしました。訂正方よろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となりました議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席のもと、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

まず耕地林務水産課分について御報告いたします。

主な質疑といたしまして、森林整備地域活動支援交付金事業は、実施要領の一部改正による減額ということだが、具体的にどのように改正され、減額されたのかとただしたところ、森林整備を行うにあたり森林組合などが、境界の明確化や作業路網の整備などを行うが、この作業路網整備については、これまでの距離あたりの単価設定から、面積あたりの単価設定に変更になった。また、森林経営計画の見直しを行うにあたり、私有林などの同意徴収をしなければいけなくなり、この同意徴収が5割以上ないと補助の算定基礎となる森林整備の面積に組み込めないという要件が加わったため、県から今年度の森林面積の縮小の内示があり、今回減額することとなったとの答弁でありました。

今後、この事業を進めるうえで、5割の同意というの厳しいと思うが、どのように考えているかとただしたところ、今年度、森林組合の総代会等での説明を通じて、各地区の理事が、同意徴収を一生懸命にやっているの、来年度以降は、改正前と同等の作業実施ができるのではないかと考えているとの答弁でありました。

農業用施設災害復旧事業の300万円減額の理由についてただしたところ、当初予算を計上するときには被害額で算出し、災害査定に伴い、査定額が決定することになっているため、通常、災害査定に伴って減額は毎回発生するものであるとの答弁でありました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、稲付川の河川改修事業の全体の事業費と完成見込みの時期についてただしたところ、当初は、2年間で4,500万円の予算措置を計画していたが、本年度に測量をして、用地の取得、補償費の調査等を行い、事業費の見込み額を出したところ、6,000万円となった。このことで、財政との調整もあるが、今のところ、平成27年度までには、地元から相談いただいていた河川改修、断面拡幅をできると考えているとの答弁でありました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として、農業振興費の需用費修繕料は、アグリコミュニティ事業で使用しているパソコンのOS、基本ソフトをウィンドウズXPからウィンドウズ7に寄せ変える経費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、アグリコミュニティ事業で使用しているパソコンは、貸与しているのか。また、何台あるのかとただしたところ、1台を農政課で所有しているとの答弁でありました。

パソコン1台に約20万円の経費がかかるのであれば、買った方が安いのではないのかとただしたところ、パソコン1台買える金額であるが、アグリコミュニティ事業は、独自のソフトを使用しており、ウィンドウズ7に変えた時に不具合が生じる可能性があるため、そのソフトを開発した島根の会社が行う調整作業に経費がかかる。その中に、旅費等も含んでいるが、こちらで定期点検をしているので、その時に入れ替え作業も同時にしてもらうなどして、経費節減できればと考えているとの答弁でありました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、報酬は、主に肥育牛担当として雇用していた嘱託職員が7月末で依願退職をされたことに伴い、月額報酬及び通勤手当8か月分を減額するものである。肥育技術を有する人材の検討や、業務の分担で対応可能かを協議し、本年度の業務については業務量が増えるものの職員で対応できる体制がとれたことから、今回減額をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、報酬の減額は、嘱託職員1人分の金額にしては大きくないか。また、この職員は肥育ブランド事業も担当していたと思うが、辞められたことで支障はないのか。今後はどう考えているかとただしたところ、畜産指導員の月額報酬単価が17万2,000円で、曾於市から通勤していたので、通勤手当が月額1万2,000円の8か月分になる。また、この職員は、肥育牛の指導、ブランド化に向けた取り組みの業務として試験飼料の配布とオレイン酸の測定をしていたが、支所も含めた応援体制をとり、対応している。今後は、こういった肥育指導、あるいはどのようにブランドを立ち上げていくか、業務内容を精査して、改めて必要な場合には、そういう技術を持った方を雇用していきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第70号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第70号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第70号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、介護保険料を減額させる賦課決定が2年から5年以内となったことに伴い、還付金額の増加が見込まれるため、減額補正するものである。なお、予備費において調整するため、予算総額に変更はない。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

還付対象者をどれくらい見込んでいるかとただしたところ、24年度中は、26件の還付があった。本年度は、12月までで16件である。ただし、昨年までは、2年間だったが5年以内となり、還付が多くなることが予想されるため、30万円の増額をお願いしたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第70号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

失礼しました。還付金額の増加が見込まれるため、これを「減額」と言ったそうです。「増額」の訂正でございます。

よろしく申し上げます。

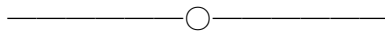


○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第71号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第71号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第71号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の主な補正は、電気料金の値上げに伴う、119万6,000円の増額及び資本費平準化債の利子償還金の利率確定に伴う、36万1,000円を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第17、発議第10号から日程第19、発議第12号まで、以上3件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第17 発議第10号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、発議第10号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第10号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、議員定数の減に伴い、常任委員会、議会運営委員会の委員の定数を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項の表中、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会の委員の定数を「8人」から「7人」に、産業建設常任委員会の定数を「8人」から「6人」に改め、第4条第2項中、議会運営委員会の委員の定数を「9人」から「7人」に改めるものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この条例は、平成26年2月12日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

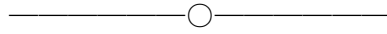
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第18 発議第11号 志布志市議会基本条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、発議第11号、志布志市議会基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第11号、志布志市議会基本条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、議会及び議員の活動の活性化、市民への情報公開並びに市民参加の推進を図り、もって市民の福祉の向上及び市政の発展に資するため、議会及び議員に関する基本的事項を定める必要があるため、提案するものであります。

前文に引き続き、第1章総則から第10章補則まで、全21条からなる条例となっております。

主な内容といたしまして、第1条でその目的、第2条で本条例の議会における位置付けを最高規範と規定しております。

第5条におきまして、会派制導入、第7条は議会報告会の開催、第8条では市長等の反問権、第11条は合意形成のための議員相互の自由討議、第14条で政務活動の充実を規定しております。

また、見直し規定といたしまして、第21条で必要に応じ本条例の目的達成度を検討し、不断の見直しを行う規定を設けております。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものといたしております。

よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○23番（福重彰史君） 基本的に反対の立場で討論を申し上げます。

今回のこの議会基本条例は、議会及び議員の基本的な姿勢をさらに自覚、認識させることにより、議会並びに議員の使命、目的達成に向けての活動を更に活性させることで大変意義のあるものでございます。

しかしながら、今回の基本条例の第7章、政務活動は、特別委員会の中でも1年以上議論をい

たしておりました案件でございます。

しかしながら、意見の一致をみなかった唯一の案件でもございます。

今回の第7章、政務活動の第14条は、政務活動費導入に向けての挿入であることは特別委員会の議論を見ても明らかでございます。そもそも政務活動は当然のことながら、議会及び議員が取り組まなければならないものでありまして、そのために報酬が支給されているところでございます。いわゆる政務活動費は報酬の中に包含されているというふうにと考えるとございませぬ。

また、政務活動費は第二の報酬とも言われたりもいたしております。さらには、この使途が問題になったりしていることが度々報道等でも取り上げられてもきておるところで、このことは皆さん方御承知のとおりでございます。

さらには、活動費が足りないのであるのであれば、何で議員報酬を3%カットしているのか。社会経済情勢や行財政の健全化をうたって取り組んでいるのであれば、市民をだまし討ちするような行動ではないかというふうにと考えるとございませぬ。

また、合併後の議員の報酬は、類似団体と比較しても遜色なく、それに見合う支給がなされております。ましてや合併前の松山町の議長の報酬に値するような額でもございます。

また、会派導入における会派の活動費は、会費をもって活動すればできることでもあります。

また、このような重要な事項については、任期満了を間近に控えた現議員で決定することなく、改選後の新しい議会構成の議員をもって、慎重にも慎重を期して、しかも全会一致をもって提案されるべき事項でもあるというふうにと考えるとございませぬ。

そのような議会活動、政務活動費が市民に受け入れられるとは到底考えられないところでございます。このような政務活動費導入への道を開くような、今回の第7章、政務活動、第14条が含まれた条例は認めることはできないところでございます。

よって、反対でございます。同僚議員の皆様方の賛同をお願い申し上げまして、討論といたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○10番（立平利男君） 賛成の立場で討論をさせていただきますが、提案理由にありましたように、議会改革の一環として、市民への情報公開並びに市民参加の推進を図り、市民福祉の向上に努めるという大きな目的がございませぬ。

また、7条で議会報告会等も今回からできるように、この条例に含まれております。

ただいま反対討論にありました政務活動費でございますが、導入について前向きな条例ではないかという意見もありましたけれども、そういう捉え方も十分できるだろうと思っておりますが、この政務活動については、今回会派導入についても条例化をされております。

私自身としましては、この政務活動の充実については、今後会派なり議員の資質向上と政策提言のためにも、今後十分議論すべき条例ではないかなと思っております。

そういう中で当該政務活動に要する経費の在り方について、調査し検討するものという2項にありますので、政務活動が目的のある費用になるよう、そして活用できる議員がたくさんおられ

るよう、そして市民福祉向上のため政策提言をどんどんしていくためにも必要であると思っております。

議員皆さん方の御理解と御賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○4番（丸山 一君） 反対の立場で討論をいたします。

今回の基本条例制定につきましては、大半のところでは賛成であります。

我々議会人として、市民の理解を得るためにも様々な活動になるんじゃないかということで、賛成はしておりますけれども、第7章の政務活動費のところについて反対としたいと思います。

皆様も御存知のとおり、国内におきまして様々なところで政務活動費の返還命令が出たり、裁判になったり、いろいろやっております。まだ確定もしておらないのに、こういうことを提案するのはいかがかと考えます。特に、特別委員会におきましては、17回も審議をされた結果、政務活動費については、全会一致をしておらないという委員長の報告もありました。そのことについては、検討課題とするという報告でありましたけれども、今回の条例につきましては、第7章の2のところでは調査し、検討するものとしております。条例とすれば、大体確定をしたものを条例として制定すべきであり、これは次の議会に申し送りするような不確定な事実を条例として制定するのはいかがなもんかなと思います。

ですから、言葉は足りませんが、反対という立場で御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

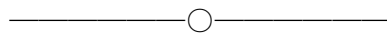
○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、発議第11号は、原案のとおり、可決されました。



#### 日程第19 発議第12号 振り込め詐欺撲滅に関する決議について

○議長（上村 環君） 日程第19、発議第12号、振り込め詐欺撲滅に関する決議についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○17番（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第12号、振り込め詐欺撲滅に関する決議について趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、本田孝志議員、同じく金子光博議員であります。

近年、振り込め詐欺や振り込め類似詐欺による特殊詐欺の被害は、全国的に急増し、市民生活

を脅かす大きな社会問題となっています。人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して、住民の財産を奪う振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、極めて卑劣な犯罪であり、決して許すことはできません。

警察や関係機関と連携し、住民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、全ての住民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものであります。

以下、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

振り込め詐欺撲滅に関する決議案。

近年、振り込め詐欺や振り込め類似詐欺による特殊詐欺の被害は、全国的に急増し、市民生活を脅かす大きな社会問題となっています。昨年の振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害総額は、全国で約360億円、鹿児島県内においては、約2億1,000万円に達し、住民の大切な財産が奪われています。志布志警察署管内では、平成23年度から振り込め詐欺の被害はありませんが、振り込め類似詐欺の被害が、平成24年に3件発生し、被害総額は1,965万円となっております。犯人グループも新たな手口で犯行を行い、今後も被害の拡大が懸念されるところであります。安全で安心して暮らせる地域社会を実現することは、住民の負託を受けた我々の重大な任務であります。

人々の不安につけ込み家族への愛情を悪用して住民の財産を奪う振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、極めて卑劣な犯罪であり、決して許すことはできません。

よって、本市議会は住民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、住民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、全ての住民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものであります。

以上、決議する。平成25年12月20日。鹿児島県志布志市議会。

以上であります。御賛同方よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は、原案のとおり決定されました。

○議長（上村 環君） お諮りいたします。

ただいま議決されました発議第12号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することといたします。

#### 日程第20 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第20、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

#### 日程第21 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第21、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してあります文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### 日程第22 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第22、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成25年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時25分 閉会

—————○—————